

【高知県DV被害者支援計画 平成25年度事業進捗管理表】

| 基本の柱           | 重点目標           | 取組項目           | 計画(P)                          |   | 実行(D)   | 評価(C)   | 改善(A)   | 次年度の取組   |  |                            |
|----------------|----------------|----------------|--------------------------------|---|---|---|---|--|--|----------------------------|
|                |                |                | 取組の内容                          | H25年度実施計画(インプット)  | 実施上の課題等   | アウトプット(結果)<br>インプット(投入)により具体的に現れた形<br>・アウトカム(成果)<br>アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化  | 実施後の分析、検証   | H26年度実施計画(インプット)   | 実施上の課題等  | 担当課室又は関係機関                 |
| 1 DVを許さない社会づくり | ① 関係機関・団体の連携強化 | ① 関係機関・団体の連携強化 | ●ブロック別DV関係機関連絡会議の開催            | ・DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、市町村、社会福祉協議会、民生・児童委員協議会などで構成するブロック会議を開催する。(5ブロック)   | ・24年度は、関係機関連絡会議を2ヶ所(幡多、中央東)のみの開催にとどまる。そのため、ブロック会未開催地区への説明と協力依頼が必要。                                | ・ブロック別DV関係機関連絡会議の開催 3箇所(安芸18機関23名、須崎10機関11名、中央西17機関17名 ※事務局除く)<br>・中央西ブロックの連絡会議は、時間的な制約から、DV対策連携支援ネットワーク会議と同時開催となった。<br>・24年度実施済みブロックにおいて、個別のネットワーク(市町村と法テラス)ができてきた。  | ・ブロック別連絡会議については開催までの調整に想定以上の時間を要したため、開催が年度末になり、3ブロックでの開催にとどまった他、直前の案内となったため、参加機関が少なかった。<br>・連絡会議に参加した関係機関が顔合わせができ、今後の連携の土台づくりができた。<br>・24年度に実施済みブロックにおいて、個別のネットワーク(市町村と法テラス)ができてきた等、開催目的である顔つなぎの効果がみられる。<br>・ネットワーク会議を中央地区ブロック会議と同時開催したため、どちらも中途半端になった感が否めない。 | ・DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、市町村、社会福祉協議会、民生・児童委員協議会などで構成するブロック会議を開催する。(5ブロック)  | ・効果的なネットワークづくりに不可欠な庁内及び市町村の福祉担当機関や各福祉団体との関係づくり<br>・ブロック会議の成果を地域に持ち帰り、今後の活動にどう活かしてもらえるか           | 県民生活・男女共同参画課<br>女性相談支援センター |
|                |                |                | ●DV対策連携支援ネットワークの専門性の向上と支援の輪の拡大 | DV被害者支援等を行う関係機関等の集まりであるDV対策連携支援ネットワークの連絡会議(専門研修を含む)の開催  | ・町村をメンバーに入れるかどうかも含めて、メンバー構成団体の見直しの検討が必要   | ・時間的な制約から、DV対策連携支援ネットワーク会議は中央西ブロックの連絡会議と同時開催となった。<br>参加者34団体 47人  | ・前半をDV対策連携支援ネットワーク会議、後半を中央西ブロックの連絡会議と位置付け、同時開催したため、一部のネットワーク会議のメンバーから「途中で追い出された」との声が出る等、次回からは開催方法を考える必要がある。   | ネットワーク会議を単独で実施(11月)  | ・町村をメンバーに入れるかどうかも含めて、メンバー構成団体の見直しの検討が必要  | 県民生活・男女共同参画課<br>女性相談支援センター |
|                |                |                | ●市町村との連携強化                     | ・男女計画の一部をDV計画とみなすことで、DV計画が策定となることを情報提供して、市町村の意識啓発をはかる。<br>・市町村計画策定の手引きを活用しながら、計画を策定、改定する市町村を支援する。<br>・市町村広報等を通じて、地域住民に対してDVを含めた人権問題の啓発を行うよう働きかける。 | ・訪問市町村の検討<br>・広報紙に掲載するかどうかを判断するのは市町村のため、実際に掲載されるかどうかは不明。  | ・男女計画策定又は改定する市町村(佐川町、いの町)にDVに関する記述を盛り込むよう依頼<br>→DV計画の策定につながった。<br>・市町村計画策定の手引きに関する学習会を開催<br>・市町村の参考になる広報文案の提供   | ・男女計画にDV計画を盛り込む形での策定は有効な手段。<br>・市町村計画策定の手引きに関する学習会を開催<br>・市町村の参考になる広報文案の提供  | ・男女計画の一部をDV計画とみなすことで、DV計画が策定となることを情報提供して、市町村の意識啓発をはかる。<br>・市町村計画策定の手引きを活用しながら、計画を策定、改定する市町村を支援する。<br>・市町村広報等を通じて、地域住民に対してDVを含めた人権問題の啓発を行うよう働きかける。<br>・市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供 | ・首長訪問や地域サポート事業の活用など、市町村への働きかけ及び情報提供の充実<br>・広報紙に掲載するかどうかを判断するのは市町村のため、実際に掲載されるかどうかは不明。            | 県民生活・男女共同参画課<br>女性相談支援センター |
|                |                |                | ●庁内及び関係機関との情報共有の充実と適切な情報管理の徹底  | ・庁内担当課担当者会を開催1回<br>・ブロック別関係機関連絡会議の開催 5回   | ・庁内担当課担当者会の開催時期の検討<br>・24年度は、関係機関連絡会議を2ヶ所(幡多、中央東)のみの開催にとどまる。そのため、ブロック会未開催地区への説明と協力依頼が必要。          | ・ブロック別DV関係機関連絡会議の開催 3箇所(安芸18機関23名、須崎10機関11名、中央西17機関17名 ※事務局除く)<br>・中央西ブロックの連絡会議は、時間的な制約から、DV対策連携支援ネットワーク会議と同時開催となった。<br>・24年度に実施済みブロックにおいて、個別のネットワーク(市町村と法テラス)ができてきた等、開催目的である顔つなぎの効果がみられる。<br>・ネットワーク会議を中央地区ブロック会議と同時開催したため、どちらも中途半端になった感が否めない。 | ・ブロック別連絡会議については開催までの調整に想定以上の時間を要したため、開催が年度末になり、3ブロックでの開催にとどまった他、直前の案内となったため、参加機関が少なかった。<br>・連絡会議に参加した関係機関が顔合わせができ、今後の連携の土台づくりができた。<br>・24年度に実施済みブロックにおいて、個別のネットワーク(市町村と法テラス)ができてきた等、開催目的である顔つなぎの効果がみられる。<br>・ネットワーク会議を中央地区ブロック会議と同時開催したため、どちらも中途半端になった感が否めない。 | ・DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、市町村、社会福祉協議会、民生・児童委員協議会などで構成するブロック会議を全ブロックで(5か所)で開催する。<br>・ネットワーク会議を単独で開催する 1回   | ・効果的なネットワークづくりに不可欠な庁内及び市町村の福祉担当機関や各福祉団体との関係づくり<br>・ブロック会議、ネットワーク会議での成果を地域に持ち帰り、今後の活動にどう活かしてもらえるか | 県民生活・男女共同参画課<br>女性相談支援センター |
|                |                |                | 他の相談機関との情報共有及び連携               | 定期的に情報交換ができる会議への積極的な参加(H25.4修正)   | ・毎年11月に開催されるDV対策連携支援ネットワーク会議及び専門家研修会に参加。<br>・DV対策に取り組んでいる関係機関から各機関の取り組み状況や事例を通じた現状把握、課題を学ぶことができた。 | DV対策連携支援ネットワーク会議などDV被害者支援関係機関会議による情報共有と連携   | 他の相談機関との情報共有及び連携  | 定期的に情報交換ができる会議への積極的な参加   | 男女共同参画センター「ソール」  |                            |

| 基本の柱           | 重点目標                    | 取組項目              | 取組の内容  | 計画(P)   |  | 実行(D)   | 評価(C)  | 改善(A)   | 次年度の取組  |                 | 担当課室又は関係機関 |
|----------------|-------------------------|-------------------|--|---|--|---|--|---|---|-----------------|------------|
|                |                         |                   |  | H25年度実施計画(インプット)  | 実施上の課題等  | アウトプット(結果)<br>インプット(投入)により具体的に現れた形<br>アウトカム(成果)<br>アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化   | 実施後の分析、検証  | H26年度実施計画(インプット)  | 実施上の課題等   |                 |            |
| 1 DVを許さない社会づくり | (1) 関係機関・団体の連携等による取組の推進 | ① 関係機関・団体の連携強化    | ●庁内及び関係機関との情報共有の充実と適切な情報管理の徹底  | ・関係機関の会議への参加<br>・研究会の実施   | ・署間、警察官の対応の温度差をなくす<br>・警察官のDVに対する基礎知識の浸透を図る  | ・女性相談支援センター、警察本部、高知警察署、高知南署による意見交換会に参加<br>・法テラス主催の会合参加  | 関係機関による情報共有、各種問題点に対する意見交換が図られた   | 関係機関の会議、研修会の積極的な参加  | 意見交換された内容の反映                                      | 警察本部            |            |
|                |                         |                   | ●民間支援団体との連携及び活動助成  | 民間シェルターに対する運営費補助  | ・民間シェルター増加の検討  | ・民間シェルター運営費補助実施(1か所)  |  | ・民間シェルターに対する運営費補助   | ・育成も視野に入れた民間シェルター増加の検討                            | 県民生活・男女共同参画課    |            |
|                |                         | ② 基本計画の策定と取組の推進   | ●県基本計画の策定と取組の推進  | 第2次計画の取組を各機関が着実に実行するよう、PDCAを活用した進捗管理の実施(25年度はPのみ)   | 庁内各課が事業を進めるうえで、常にDV被害者支援の視点を持ってくれる体制が必要。   | ・男女共同参画推進本部会の開催回数を増加(年1→2回)<br>・同幹事会の開催 3回<br>・男女共同参画会議の開催 1回   | 例年2回開催している、男女共同参画会議が1回しか開催できず、十分な検討を行うことができなかった面があった。  | ・第2次計画の取組を各機関が着実に実行するよう、PDCAを活用した進捗管理の実施                                  | 庁内各課が事業を進めるうえで、常にDV被害者支援の視点を持ってくれる体制が必要。          | 県民生活・男女共同参画課    |            |
|                |                         |                   | ●市町村基本計画の策定と取組の推進  | 県基本計画である「高知県DV被害者支援計画」に基づく事業の実施並びに県及び高知市との連携  | DV被害の現状を反映した事業の実施  | DV防止週間(11月12日～25日)に合わせてDV防止講演会を開催予定。  | DV防止週間(11月12日～25日)に合わせてDV防止講演会を開催予定。   | 県基本計画である「高知県DV被害者支援計画」に基づく事業の実施並びに県及び高知市との連携                              | DV被害の現状を反映した事業の実施                                 | 男女共同参画センター「ソール」 |            |
|                |                         |                   |  | 担当者会等を通じた関係機関の情報の把握<br>医療相談室での相談対応  | ・高知県DV被害者支援計画の浸透が浅く、認識が弱い  | ・相談機関カードの設置。<br>・医師等の気付きにより被害者を相談機関につなげることができた。   | ・DV担当者の対応能力の向上が図られた<br>・市町村単位での情報共有が図られた   | 担当者会等を通じた関係機関の情報の把握<br>医療相談室での相談対応  | 更なる対応能力の向上<br>市町村単位での連携強化                         | 県立病院課           |            |
|                |                         | ●市町村基本計画の策定と取組の推進 | ・男女計画の一部をDV計画とみなすことで、DV計画が策定となることを情報提供して、市町村の意識啓発をはかる<br>・市町村計画策定の手引きを活用しながら、計画を策定、改定する市町村を支援する。 | ・訪問市町村の検討   | ・男女計画策定又は改定する市町村(佐川町、いの町)にDVに関する記述を盛り込むよう依頼<br>→DV計画の策定につながった。<br>・市町村計画策定の手引きに関する学習会を開催   | ・男女計画にDV計画を盛り込む形での策定は有効な手段。   | ・男女計画の一部をDV計画とみなすことで、DV計画が策定となることを情報提供して、市町村の意識啓発をはかる<br>・市町村計画策定の手引きを活用しながら、計画を策定、改定する市町村を支援する。   | ・首長訪問や地域サポート事業の活用など、市町村への働きかけ及び情報提供の充実                                    | 県民生活・男女共同参画課<br>女性相談支援センター                        |                 |            |
|                |                         | ① 生涯にわたる人権教育の推進   | ●学校・保育所・幼稚園における人権教育の推進   | 私立学校人権教育指導業務(委託)<br>・指導員の学校訪問による助言・指導、校内研修の支援<br>・私立学校で組織する人権教育研究協議会の運営支援   | 各学校の特色に応じた取組を尊重しつつ、学校が抱える課題や求める支援に適切に対応していくことが必要。  | 指導員による学校訪問、校内研修の支援、人権教育研究協議会の運営支援により、私立学校の人権教育の推進を支援した。(個別にDVを取り上げた研修はなかったが、いじめや発達障害等の人権尊重にかかる研修を実施)  | 学校のニーズを踏まえた研修の開催、各学校の実情に応じた支援を実施した。研修に対するアンケートでは、内容に対する評価も高く、引き続き支援を継続する。  | 私立学校人権教育指導業務(委託)<br>・指導員の学校訪問による助言・指導、校内研修の支援<br>・私立学校で組織する人権教育研究協議会の運営支援 | 各学校の特色に応じた取組を尊重しつつ、学校が抱える課題や求める支援に適切に対応していくことが必要。 | 私学・大学支援課        |            |
|                |                         |                   |  | ・保育所・幼稚園において、自主的、継続的な園内研修の充実とネットワーク化を図るために、実施園の実態を把握したうえで計画的な支援を行うことにより、より実効性のある研修支援を行っている。<br>・親育ち支援啓発事業における保護者への講話の一層の拡充に向け、未実施市町村への継続的な呼び掛けや保育所・幼稚園への親育ち支援啓発チラシの作成・配布を行っている。 | ・園内研修支援事業において210回(69園)の研修支援を行った。実施後のアンケートでは、「参考になった」「今後も引き続き園内研修を実施する」との回答がいずれも100%であった。<br>・親育ち支援啓発事業において48回(46園)の保護者への講話を行った。実施後のアンケートでは、「子どもへの親のかかわりが大切だと思う」が100%、「また参加したい」が98%の回答であった。また、「前回の講話を聞いて、その後の子育てに変化があった」との回答が96%であった。 | ・各園の研修テーマや課題に合わせた園内研修支援を実施したことにより、「研修が参考になった」と回答した園が100%になっていることから、園内研修が各園の日々の保育に生きるものとなっていると考えられる。<br>・親育ち支援啓発事業における保護者への講話の拡充に向け、研修会での呼びかけなど計画的な働きかけを行った結果、15の園で新たに保護者への講話を行うことができた。また、保護者が園長・所長へのアンケート結果から、効果的な取組であったと考えられる。 | ・市町村担当課との連携により、保育・教育の質の向上を図るための支援内容の充実を図るとともに、地域におけるミドルリーダの育成・活用により、各園の日々の保育実践及び保育者の資質・専門性の向上を図る。<br>・親育ち支援啓発事業における保護者への講話の一層の拡充に向け、未実施市町村への継続的な呼び掛けや保育所・幼稚園への親育ち支援啓発チラシの配布を行っている。 | 幼保支援課   |   |                 |            |

| 基本の柱           | 重点目標                | 取組項目           | 取組の内容                           | 計画(P)  |   | 実行(D)  | 評価(C)  | 改善(A)  | 次年度の取組  | 担当課又は関係機関   |   |  |          |
|----------------|---------------------|----------------|---------------------------------|--|---|--|--|--|---|---|---|--|----------|
|                |                     |                |                                 | H25年度実施計画(インプット)   | 実施上の課題等   | ・アウトプット(結果)<br>インプット(投入)により具体的に現れた形<br>・アウトカム(成果)<br>アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化  | 実施後の分析、検証  | H26年度実施計画(インプット)   | 実施上の課題等   |   |   |  |          |
| 1 DVを許さない社会づくり | (2) DV防止のための教育・普及啓発 | ①生涯にわたる人権教育の推進 | ●学校・保育所・幼稚園における人権教育の推進          | <ul style="list-style-type: none"> <li>各教育事務所と連携を図りながら、年間指導計画の充実に向けた支援を継続する。</li> <li>県立学校については、人権教育課で計画の点検を行い、充実に向けた支援を行う。</li> </ul> | 各学校の特色に応じた取組を尊重しつつ、学校が抱える課題や求める支援に適切に対応していくことが必要。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>公立小・中学校の人権教育全体計画・年間指導計画の整備状況を確認するとともに、各教育事務所と連携し、各教科・領域における人権教育の目標が明確となるよう、人権教育全体計画の点検、見直しを行った。また、県立学校については、県様式に沿って作成した人権教育全体計画・年間指導計画の整備状況を確認した。</li> <li>公立小・中学校、県立学校とも、100%の整備状況であり、教育事務所等の指導により、内容も充実してきている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>内容が十分でない学校については、市町村教委の指導事務担当者を通じて学校への指導を行い、見直し、充実を図っている。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>各教育事務所と連携を図りながら、人権教育全体計画・年間指導計画の充実に向けた支援を継続する。</li> <li>県立学校については、人権教育課で計画の点検を行い、充実に向けた支援を行う。</li> </ul>          | 各学校の特色に応じた取組を尊重しつつ、学校が抱える課題や求める支援に適切に対応していくことが必要。   | 人権教育課<br>高等学校課  |   |  |          |
|                |                     |                | ●対人関係を築くことが苦手な子どもに配慮した教育の実施     | <ul style="list-style-type: none"> <li>学級経営ハンドブック(高等学校編)を作成する。</li> <li>各種研修会において、ハンドブックの具体的な活用について提案する。</li> </ul>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>教職員が学級経営ハンドブックを必携とし、その都度振り返ることで学級経営力が徐々に向上してきた。</li> <li>学級経営ハンドブックを活用した校内研修を行った。</li> <li>子ども一人一人の自尊感情が高まり、人間関係が築かれ温かな学級づくりが推進される。</li> <li>適切な学級経営を行うことにより、子どもが意欲をもって学校生活を過ごすことができる。</li> <li>学級が落ち着くことにより、質の高い授業を行うことができるようになり、子どもの学力が向上する。</li> <li>学級担任以外の教職員が学級経営という視点で授業づくりを行うことで、児童生徒一人ひとりが学級に居場所を感じる事ができている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>高等学校編は原案の作成が終了し、現在、修正中であり、予定通り作成作業が進んでいる。</li> <li>小学校編及び中学校編については、教育センターでの研修等で活用し、周知を図っているとともに、校長会や生徒指導主事会(担当者会)に校内研修等での活用を呼びかけている。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>各学級で学級経営ハンドブックの積極的な活用と学級経営を意識した取組の充実を図るため生徒指導主事会等の機会をとらえ、周知に努める。</li> <li>26年度からの学級づくりリーダー活用推進事業において、学級経営ハンドブックを使った学級経営研修を行う。さらに、リーダーが中心となり所属する市町村や学校で行われる学級経営の研修でも、学級経営ハンドブックを使い、教職員の学級経営の力を高める。</li> <li>また、生徒指導ハンドブックを作成、全教員に配布し、学級経営力の向上とともに開発的な生徒指導を全教育活動に取り入れ児童生徒の自己指導能力を育成する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>「校内委員会」の取組と「巡回相談員派遣事業」を有機的に結び付けることで、特別な支援が必要な児童生徒の効果的な校内支援体制の強化を図る。</li> <li>新任特別支援教育学校コーディネーターの力を高める。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>新任特別支援教育学校コーディネーターが指名されたすべての小中学校に支援に入ることができたことは、学校間の取組の温度差の改善、校内外の関係機関との連携の必要性の理解促進につながっている。</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>新任コーディネーターが指名された小中学校を中心に、特別支援教育地域コーディネーターを派遣し、校内委員会の充実を図る。</li> <li>校内支援体制チェックリストの項目の弱い部分に焦点をあて、学校の課題に応じた支援を実施する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>校内委員会への地域コーディネーター派遣事業を効果的に活用し、特に新任特別支援教育学校コーディネーターの力を高める。</li> </ul> | 人権教育課<br>特別支援教育課   |          |
|                |                     |                | ●教職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、学級づくりリーダー養成研修会及び高等学校生徒支援コーディネーター研修を通してミドルリーダーの育成を図る。</li> </ul>                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>学級づくりリーダーや市町村教育委員会への支援(延157回)</li> <li>高等学校生徒支援コーディネーターへの訪問支援(延85回)</li> <li>各ミドルリーダーのスキルアップ及び担当者間のネットワークづくりが促進されている。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>学級づくりリーダー養成研修会(6回)、高等学校生徒支援コーディネーター養成研修研修会(地区別、全体研修、重点支援校担当者研修)の実施</li> <li>学級づくりリーダーや市町村教育委員会への支援(延157回)</li> <li>高等学校生徒支援コーディネーターへの訪問支援(延85回)</li> <li>各ミドルリーダーのスキルアップ及び担当者間のネットワークづくりが促進されている。</li> </ul>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>研修会及び訪問支援を計画通り実施し、ミドルリーダーの育成を図っている。今後はミドルリーダーの取組が、各学校にとどまらず、広く取組の成果を広める必要がある。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>学級づくりリーダー活用推進事業の実施</li> <li>高等学校生徒支援コーディネーター研修の継続</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>学級づくりリーダーや市町村教育委員会への支援(延157回)</li> <li>高等学校生徒支援コーディネーターへの訪問支援(延85回)</li> <li>各ミドルリーダーのスキルアップ及び担当者間のネットワークづくりが促進されている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>学級づくりリーダー活用推進事業の実施</li> <li>高等学校生徒支援コーディネーター研修の継続</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>学級づくりリーダー活用推進事業の実施</li> <li>高等学校生徒支援コーディネーター研修の継続</li> </ul>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>心</li> </ul>        | 心の教育センター |
|                |                     |                | ●教職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> <li>私立学校人権教育指導業務(委託)</li> <li>指導員の学校訪問による助言・指導、校内研修の支援</li> <li>私立学校で組織する人権教育研究協議会の運営支援</li> </ul>  | 各学校の特色に応じた取組を尊重しつつ、学校が抱える課題や求める支援に適切に対応していくことが必要。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>指導員による学校訪問、校内研修の支援、人権教育研究協議会の運営支援により、私立学校の人権教育の推進を支援した。(個別にDVを取り上げた研修はなかったが、いじめや発達障害等の人権尊重にかかる研修を実施)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>学校のニーズを踏まえた研修の開催、各学校の実情に応じた支援を実施した。研修に対するアンケートでは、内容に対する評価も高く、引き続き支援を継続する。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>私立学校人権教育指導業務(委託)</li> <li>指導員の学校訪問による助言・指導、校内研修の支援</li> <li>私立学校で組織する人権教育研究協議会の運営支援</li> </ul>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>各学校の特色に応じた取組を尊重しつつ、学校が抱える課題や求める支援に適切に対応していくことが必要。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>私立学校人権教育指導業務(委託)</li> <li>指導員の学校訪問による助言・指導、校内研修の支援</li> <li>私立学校で組織する人権教育研究協議会の運営支援</li> </ul>                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>各学校の特色に応じた取組を尊重しつつ、学校が抱える課題や求める支援に適切に対応していくことが必要。</li> </ul>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>私学・大学支援課</li> </ul> |          |

| 基本の柱           | 重点目標                | 取組項目           | 取組の内容  | 計画(P)   |   | 実行(D)  | 評価(C)   | 改善(A)  | 次年度の取組                                      |                 |
|----------------|---------------------|----------------|--|---|---|--|---|--|---|-----------------|
|                |                     |                |  | H25年度実施計画(インプット)  | 実施上の課題等   | アウトプット(結果)<br>インプット(投入)により具体的に現れた形<br>アウトカム(成果)<br>アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化  | 実施後の分析、検証   | H26年度実施計画(インプット)   | 実施上の課題等                                     | 担当課又は関係機関       |
| 1 DVを許さない社会づくり | (2) DV防止のための教育・普及啓発 | ①生涯にわたる人権教育の推進 | ●教職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施                  | ・市町村教育行政人権教育担当者及び人権啓発担当者連絡協議会において、法務局よりデートDV研修の紹介を行う。                     | 各学校の特色に応じた取組を尊重しつつ、学校が抱える課題や求める支援に適切に対応していくことが必要。 | ・市町村教育行政人権教育担当者及び人権啓発担当者連絡協議会において、人権擁護委員によるデートDVに関する情報提供を行った。<br>・デートDVについて各市町村担当者の認識をさらに深めることができ、女性の人権に関する研修についての問い合わせ等、適切に対応することにつながっている。    | ・人権擁護委員によるデートDVに関する情報提供については、女性の人権について考える機会として有意義なものであり、今後も様々な研修の機会を捉えて、情報提供をする必要がある。 | ・社会教育主事等研修の場で、デートDV研修について情報提供や改定DV防止法についての情報提供をしてもらえるよう、人権擁護委員に依頼する。         | ・個人の人権に深く関わる内容なので、講師として対応できる者が少ないと思われる。     | 人権教育課           |
|                |                     |                |  | ・人権教育セミナーで、「女性と人権」をテーマにした研修を実施する。   |   | ・人権教育セミナーにおける女性と人権の研修については、家庭での分担を考える内容が主となり、「DV防止」の視点としての研修とはなっていない。  |   | ・人権教育セミナーにおいて、震災によって生じた避難所生活における女性のプライバシーの問題、その後のDVや性暴力の深刻化といった問題についての講演を行う。 |   | 教育センター          |
|                |                     |                |  | 高校・大学等の教育機関での研修及び広報活動   | 中学校・高校・大学等の教育機関でのDV防止に対する認識不足                     | ・構原町人権教育研究協議会で教員外(11人)対象にDV研修実施。<br>・DV防止についての認識を深めた。  | ・中学校・高校・大学等の教育機関でのDV防止について、研修依頼が少ない。<br>・講師派遣の事前講座についての周知広報が必要である。                    | 高校・大学等の教育機関での研修及び広報活動  | 中学校・高校・大学等の教育機関でのDV防止に対する認識不足               | 男女共同参画センター「ソーレ」 |
|                |                     |                |  | 県職員の人権研修は各職場での実施が原則のため、人権問題指導者研修や、人権啓発研修テキスト等で研修を支援する                     | DV防止についてが研修課題とされるかは各職場の判断のため、早期の働きかけが必要           | 県職員を対象とした視聴覚教材の貸し出し126件(うち女性 0件)   | 多くの人権課題があるため、どの課題を選択するかは各所属の判断となっており、実際に実施されたかどうかは不明。                                 | 県職員の人権研修は各職場での実施が原則のため、人権問題指導者研修や、人権啓発研修テキスト等で研修を支援する                        | DV防止についてが研修課題とされるかは各所属の判断                   | 人権課<br>人権啓発センター |
|                |                     |                | ・各所属における人権研修で、人権侵害のひとつであるDVについて取り上げてもらえるよう働きかける。 |   |   |  | ・各所属における人権研修で、人権侵害のひとつであるDVについて取り上げてもらえるよう働きかける。                                      |  | 県民生活・男女共同参画課                                |                 |
|                |                     |                | ・庁内担当課担当者会で、DV研修を行い、人権研修として各課にも受講してもらおうよう働きかける。  |   |   |  | ・庁内担当課担当者会で、DV研修を行い、人権研修として各課にも受講してもらおうよう働きかける。                                       |  |   |                 |
|                |                     |                | ●市町村職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施                | 各市町村に研修会への研修講師について周知する  | DV防止についてが研修課題とされるかは市町村の判断                         | 市町村への講師派遣<br>女性の人権について<br>2回 83人参加   | 多くの人権課題があるなかで、講師派遣43回のうち2回が研修課題を女性としている。<br>また、人権全般としての研修も16回実施している。                  | 各市町村に研修会への研修講師について周知する   | DV防止についてが研修課題とされるかは市町村の判断                   | 人権啓発センター        |
|                |                     |                |  | 各市町村への研修及び広報活動  | 市町村内部でのDV防止に対する認識不足                               | ・こうちんづくり広域連合での新採職員(315人)対象のセクハラ研修を4・5月に実施した。<br>・県職員組合の改良普及職員(25人)や県警のハラスメント相談員など職員(42人)対象にハラスメント研修を実施した。<br>・職員の意識改革や働きやすい職場づくりにより有意義な研修となった。 | ・市町村職員対象の研修はセクハラ・ハラスメントが主で、DV防止についての研修依頼がない。<br>・講師派遣の事前講座についての周知広報が必要である。            | 各市町村への研修及び広報活動   | 市町村内部でのDV防止に対する認識不足                         | 男女共同参画センター「ソーレ」 |
|                |                     |                | ●地域におけるDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施                     | ・市町村広報等を通じて、地域住民に対してDVを含めた人権問題の啓発を行うよう働きかける。<br>・市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供 | ・広報紙に掲載するかどうかを判断するのは市町村のため、実際に掲載されるかどうかは不明。       | 市町村への広報文案の情報提供実施   | 市町村がDVの啓発・広報に取り組み、実際に広報文案を参考にしている例がある   | ・市町村広報等を通じて、地域住民に対してDV問題の啓発を行うよう働きかける<br>・広報素材・文案の早期提供                       | ・広報紙に掲載するかどうかを判断するのは市町村のため、実際に掲載されるかどうかは不明。 | 県民生活・男女共同参画課    |
|                |                     |                |  | 各市町村(地域)への研修及び広報活動  | 各市町村(地域)でのDV防止に対する認識不足                            | ・民生委員(24人)対象に初月地区でDV研修を7月10日に実施した。<br>・日頃の民生委員活動の中でDV防止を推進。  | 地域からのDV防止に対する研修依頼が少ない。<br>・講師派遣の事前講座についての周知広報が必要である。                                  | 各市町村(地域)への研修及び広報活動   | 各市町村(地域)でのDV防止に対する認識不足                      | 男女共同参画センター「ソーレ」 |

| 基本の柱           | 重点目標                | 取組項目            | 取組の内容                                  | 計画(P)  |  | 実行(D)   | 評価(C)   | 改善(A)  | 次年度の取組   |                 | 担当課室又は関係機関 |
|----------------|---------------------|-----------------|--|--|--|---|---|--|--|-----------------|------------|
|                |                     |                 |  | H25年度実施計画(インプット)   | 実施上の課題等  | アウトプット(結果)<br>インプット(投入)により具体的に現れた形<br>アウトカム(成果)<br>アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化   | 実施後の分析、検証   | H26年度実施計画(インプット)   | 実施上の課題等  |                 |            |
| 1 DVを許さない社会づくり | (2) DV防止のための教育・普及啓発 | ① 生涯にわたる人権教育の推進 | ●地域におけるDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施           | ・市町村教育行政人権教育担当者及び人権啓発担当者連絡協議会において、法務局よりデートDV研修の紹介を行う。  |  | ・市町村教育行政人権教育担当者及び人権啓発担当者連絡協議会において、人権擁護委員によるデートDVに関する情報提供を行った。<br>・デートDVについて各市町村担当者の認識をさらに深めることができ、女性の権利に関する研修についての問い合わせ等、適切に対応することにつながっている。 | ・人権擁護委員によるデートDVに関する情報提供については、女性の権利について考える機会として有意義なものであり、今後も様々な研修の機会を捉えて、情報提供をする必要がある。 | ・社会教育主事等研修の場で、デートDV研修について情報提供や改定DV防止法についての情報提供をしてもらえるよう、人権擁護委員に依頼する。                                 |  |                 | 人権教育課      |
|                |                     |                 |  | 講演会、イベント、ホームページ等で研修会への講師派遣を周知  | DV防止についてが研修課題とされるかは研修実施団体等の判断                            | 地域で実施する研修等への講師派遣<br>女性の権利について<br>1回 43人参加   | 多くの権利課題があるなかで、講師派遣31回のうち1回が研修課題を女性としている。<br>また、人権全般としての研修も18回実施している。                  | 講演会、イベント、ホームページ等で研修会への講師派遣を周知する  | DV防止についてが研修課題とされるかは研修実施団体等の判断                            | 人権啓発センター        |            |
|                |                     |                 | ●職域におけるDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施           | 業界の機関紙を使った啓発、研修等の実施を、関係課を通じて、もしくは、経営者協会等と連携する等して働きかける。   | 業界団体や企業等とのつながりが無い。                                       | ・雇用労働政策課の協力を得て、啓発を行った。<br>・女性しごと応援室の開設や女性の活躍促進事業を通じ、商工部門や業界団体、就労支援機関(ハローワーク等)との関係ができた。  | 商工部門等との関係が出来たことで、より連携した事業の実施が可能となった。  | 商工部門や業界団体と連携して、啓発の実施や協力の依頼を行う。   | 特に無し   | 県民生活・男女共同参画課    |            |
|                |                     |                 |  | 講演会、イベント、ホームページ等で研修会への講師派遣を周知  | DV防止についてが研修課題とされるかは研修実施団体等の判断                            | 企業・民間団体等への講師派遣<br>女性の権利について<br>4回 157人参加  | 多くの権利課題があり、講師派遣を17回行っている。<br>また、人権全般を研修課題としての研修も10回実施している。                            | 講演会、イベント、ホームページ等で研修会への講師派遣を周知  | DV防止についてが研修課題とされるかは研修実施団体等の判断                            | 人権啓発センター        |            |
|                |                     |                 |  | 職域においては、パワハラやセクハラ、雇用機会均等々とあわせ、DVの研修にも取り組んでもらえるよう働きかける。   | 人権研修には取り組んでいると思うが、パワハラ等がメインだと思われ、DVが人権侵害のひとつであることの意識が薄い。 | ・職域からの研修依頼がなかった。  | 企業等職域でのDV防止について、講師派遣の出前講座についての周知広報が必要である。   | 職域においては、パワハラやセクハラ、雇用機会均等々とあわせ、DVの研修にも取り組んでもらえるよう働きかける。   | 人権研修には取り組んでいると思うが、パワハラ等がメインだと思われ、DVが人権侵害のひとつであることの意識が薄い。 | 男女共同参画センター「ソーレ」 |            |
|                |                     |                 |  | DV防止をテーマとしたCMを放送   | 被害者、加害者等当事者を含む、県民に広く啓発するために効果的な内容・方法か                    | 「女性に対する暴力をなくす運動期間中(11月12日～25日)」に放送<br>・ラジオCM 2回   | ポスター掲示及び放送後の相談件数の伸びは見られなかったが、継続的な啓発・広報は必要。  | DV防止をテーマとしたCMを放送予定   | 被害者、加害者等当事者を含む、県民に広く啓発するために効果的な内容・方法か                    | 県民生活・男女共同参画課    |            |
|                |                     | ② DV防止の意識啓発の拡充  | ●県の広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した意識啓発 | ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させもたらえる広報媒体を活用して、繰り返し広報を続ける。<br>・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等)<br>・テレビ・ラジオ<br>・人権啓発センターCM | ・若年者向けの効果的な広報媒体の開拓                                       | ○「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施:<br>・バス車内広告でのポスターの掲示(11月1日～30日)<br>・ラジオCM 2回   | ポスター掲示及び放送後の相談件数の伸びは見られなかったが、継続的な啓発・広報は必要。  | ○広報広聴課、人権啓発センター等、活用させもたらえる広報媒体を活用して、繰り返し広報を続ける。<br>・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等)<br>・テレビ・ラジオ<br>・人権啓発センターCM | 若年者向けの効果的な広報媒体の開拓  | 県民生活・男女共同参画課    |            |
|                |                     |                 |  | 県民への幅広い周知活動を行う。  | 多様な広報媒体への積極的な発信(H26.5修正)                                 | 担当課等と連携して、広報紙や新聞、テレビやラジオ、ホームページ等の多様な広報媒体を活用したDVの周知を行った。   | 担当課等と連携して、広報紙や新聞、テレビやラジオ、ホームページ等の多様な広報媒体を活用したDVの周知を行った。                               | 県民への幅広い周知活動を行う。  | 多様な広報媒体への積極的な発信(H26.5修正)                                 | 広報広聴課           |            |
|                |                     |                 |  | 女性の権利を課題とした新聞コラムを計画  | 被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容を含む必要がある。                        | 高知新聞にDVをテーマとした人権啓発コラムを掲載<br>題名「配偶者暴力の課題」<br>掲載日 8/22  | 県民のDV防止の意識啓発につながった。   | 多くの権利課題があるため、DV防止をテーマとした内容になるかは未定だが、女性をテーマにしたラジオCMを予定  | 被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。                        | 人権啓発センター        |            |
|                |                     |                 |  | 県・高知市等の広報誌やホームページ等を活用した啓発情報の発信   | 県・高知市等の広報誌での掲載の拡充  | 県・高知市等の広報誌やホームページ等、また民間の情報誌など、多様なメディアを活用し、啓発情報を発信。  | 多様なメディアを活用し、引き続き啓発情報の発信が必要である。  | 県・高知市等の広報誌やホームページ等を活用した啓発情報の発信   | 県・高知市等の広報誌での掲載の拡充  | 男女共同参画センター「ソーレ」 |            |
|                |                     |                 |  |  |  |   |   |  |  |                 |            |
|                |                     |                 |  |  |  |   |   |  |  |                 |            |

| 基本の柱           | 重点目標                | 取組項目           | 取組の内容                                 | 計画(P)   |  | 実行(D)  |  | 評価(C)  | 改善(A)  |  | 次年度の取組 | 担当課室又は関係機関 |
|----------------|---------------------|----------------|---------------------------------------|---|--|--|--|--|--|--|--------|------------|
|                |                     |                |                                       | H25年度実施計画(インプット)  | 実施上の課題等  | アウトプット(結果)<br>インプット(投入)により具体的に現れた形<br>アウトカム(成果)<br>アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化  | 実施後の分析、検証  | H26年度実施計画(インプット)   | 実施上の課題等  |  |        |            |
| 1 DVを許さない社会づくり | (2) DV防止のための教育・普及啓発 | ② DV防止の意識啓発の拡充 | ●市町村における広報紙等を活用した意識啓発                 | ・市町村広報等を通じて、地域住民に対してDVを含めた人権問題の啓発を行うよう働きかける。<br>・市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供   | ・広報紙に掲載するかどうかを判断するのは市町村のため、実際に掲載されるかどうかは不明。  | 市町村への広報文案の情報提供実施   | 市町村がDVの啓発・広報に取り組む際に広報文案を参考にしている例がある  | ・市町村広報等を通じて、地域住民に対してDV問題の啓発を行うよう働きかける。<br>・広報素材・文案の早期提供  | ・広報紙に掲載するかどうかを判断するのは市町村のため、実際に掲載されるかどうかは不明。  | 県民生活・男女共同参画課   |        |            |
|                |                     |                | ●リーフレット等の作成及び配布による意識啓発                | ・支援団体と連携した広報啓発<br>・高齢者・障害者等向けの効果的な広報チラシ等の検討   | ・DV防止への理解の有無や展示スペース等の問題により、配布先の新規開拓・拡大が困難<br>・高齢者・障害者等、情報弱者と言われる人たちに、必要な情報がいきわたるよう広報のやり方の工夫や配布先の検討が必要  | ・民間団体と連携した相談カードの作成・配布(20,000枚)<br>・啓発用ポスターの作成・掲示<br>・「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施：バス車内広告でのポスターの掲示(11月1日～30日)<br>・支援団体と連携した広報啓発の実施<br>啓発カード作成、配布 9,000枚<br>啓発ポケットティッシュの作成・配布 9,000個<br>啓発ポスターの作成・貼付<br>センター案内チラシの作成・配布<br>・出前講座などでリーフレット等啓発パンフレットを配布し、DVやデートDVの予防や意識啓発を図る。 | 効果的な啓発の実施方法及び配布先や協力団体の拡充に向けた検討の実施  | ・民間団体と連携したm相談カードの作成・配布(20,000枚)<br>・啓発用ポスターの作成・掲示<br>・「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施<br>・支援団体と連携した広報啓発の実施<br>・年間を通じたDV啓発の実施 | ・DV防止への理解の有無や展示スペース等の問題により、配布先の新規開拓・拡大が困難<br>・高齢者・障害者等、情報弱者と言われる人たちに、必要な情報がいきわたるよう広報のやり方の工夫や配布先の検討が必要  | 県民生活・男女共同参画課<br>女性相談支援センター<br>男女共同参画センター「ソーレ」        |        |            |
|                |                     |                | ●「女性に対する暴力をなくす運動」における各機関と連携した集中的な広報啓発 | DV防止をテーマとしたCMを放送予定<br>DV防止講演会の開催及び広報活動<br>「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間中の記者クラブへの情報提供<br>女性の人権を課題とした新聞コラムを計画                                  | 被害者、加害者等当事者を含む、県民に広く啓発するために効果的な内容・方法か<br>DV防止講演会の集客に関して、共催団体他関係者の積極的な参加及び広報活動<br>多様な広報媒体への積極的な発信(H26.5修正)<br>被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容を含む必要がある。 | 「女性に対する暴力をなくす運動期間中(11月12日～25日)」に放送<br>・ラジオCM 2回<br>DV防止週間(11月12日～25日)に合わせてDV防止講演会を開催。<br>担当課等を通じて、記者クラブへの情報提供を行った。<br>高知新聞にDVをテーマとした人権啓発コラムを掲載<br>題名「配偶者暴力の課題」<br>掲載日 8/22   | ポスター掲示及び放送後の相談件数の伸びは見られなかったが、継続的な啓発・広報は必要。<br>(未実施)<br>分析、検証は行っていません。<br>県民のDV防止の意識啓発につながったが、掲載時期についてはマスコミにも協力を仰ぎ、調整を図る必要がある。                            | DV防止をテーマとしたCMを放送予定<br>DV防止講演会の開催及び広報活動<br>「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間中の記者クラブへの情報提供<br>多くの人権課題があるため、DV防止をテーマとした内容になるかは未定だが、女性をテーマにしたラジオCMを予定   | 被害者、加害者等当事者を含む、県民に広く啓発するために効果的な内容・方法か<br>DV防止講演会の集客に関して、共催団体他関係者の積極的な参加及び広報活動<br>多様な広報媒体への積極的な発信(H26.5修正)<br>被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。 | 県民生活・男女共同参画課<br>男女共同参画センター「ソーレ」<br>広報広聴課<br>人権啓発センター |        |            |
|                |                     |                | ●高齢者、障害者、外国人の相談窓口でのDVに関する広報啓発         | 1. 高齢者総合相談センターリーフレットの配布、市町村広報誌への記事掲載等の検討。<br>2. 新聞やラジオ等による認知症コールセンターの周知。認知症についてのパンフレットリニューアル<br>引き続き、障害者相談支援従事者等への情報提供・周知<br>チラシの作成 | 1. リーフレットを毎年配布するが、相談件数が減少しているため、配布方法の検討が必要。<br>2. より多くの県民への認知症コールセンターの周知<br>障害者相談支援の実施主体である市町村との情報共有や連携<br>予算措置等                               | 1. 高齢者総合相談センターリーフレットの配布<br>配布箇所：1,000箇所(福祉施設、公共機関・窓口、郵便局、スーパー等)<br>配布部数：10,000部<br>2. 認知症コールセンターへの相談件数<br>H25年度：410件<br>平成25年8月27日 相談支援従事者研修において、障害者の権利擁護(DV含む)に関する講義を実施。<br>受講者数：156名<br>チラシの多言語化を実施し、今後の広報啓発に向けた基盤づくりを進めた。   | 1. 相談件数は昨年度と比べ増加(86件増、合計1,081件)したが、今後も周知を行っていく必要がある。<br>2. 今後もさらなる周知のために、新聞やラジオ等を活用した周知を行う必要がある。<br>相談支援従事者への啓発、意識の向上<br>多言語化したチラシを作成し、広報啓発に活かしていく必要がある。 | 1. 高齢者総合相談センターリーフレットの配布、テレビ・ラジオによる広報の実施。<br>2. 新聞やラジオ、認知症についてのパンフレット等による認知症コールセンターの周知<br>引き続き、研修の機会等において広報啓発していく<br>チラシの作成<br>予算措置等    | 1. より多くの県民への高齢者総合相談センターの周知<br>2. より多くの県民への認知症コールセンターの周知<br>障害者相談支援の実施主体である市町村との情報共有や連携   | 高齢者福祉課<br>障害保健福祉課<br>国際交流課                           |        |            |
|                |                     |                | ●思春期相談センター「PRINK」における若者を対象とした広報啓発     | ・思春期相談センター広報用名刺大カードの配布を継続する。  | ・思春期相談センター活動の周知  | ・広報用名刺大カードの配布：県内中・高校生及び図書館に41,820枚配付。<br>・今年度、学校以外の図書館に配付したことで、子どもに関わる関係者にも思春期相談センターを周知できた。  | ・思春期相談センター広報用名刺大カードの配布を継続する。<br>・周知の継続と周知方法の工夫   | 健康対策課  |  |  |        |            |

| 基本の柱           | 重点目標                | 取組項目                | 取組の内容  | 計画(P)  |  | 実行(D)  | 評価(C)   | 改善(A)  | 次年度の取組                            | 担当課又は関係機関                         |          |
|----------------|---------------------|---------------------|--|--|--|--|---|--|-----------------------------------|-----------------------------------|----------|
|                |                     |                     |  | H25年度実施計画(インプット)   | 実施上の課題等  | アウトプット(結果)<br>インプット(投入)により具体的に現れた形<br>アウトカム(成果)<br>アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化  | 実施後の分析、検証   | H26年度実施計画(インプット)   | 実施上の課題等                           |                                   |          |
| 1 DVを許さない社会づくり | (2) DV防止のための教育・普及啓発 | ③ 若者に対するデートDVの予防の強化 | ● 広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用                        | ○ 広報広聴課、人権啓発センター等、活用させもえる広報媒体を活用して、繰り返し広報を続ける。<br>・ 広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等)<br>・ テレビ・ラジオ<br>・ 人権啓発センターCM | ・ 若年者向けの効果的な広報媒体の開拓  | ○ 「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施:<br>・ バス車内広告でのポスターの掲示(11月1日～30日)<br>・ ラジオCM 2回   | ポスター掲示及び放送後の相談件数の伸びは見られなかったが、継続的な啓発・広報は必要。                                  | ○ 広報広聴課、人権啓発センター等、活用させもえる広報媒体を活用して、繰り返し広報を続ける。<br>・ 広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等)<br>・ テレビ・ラジオ<br>・ 人権啓発センターCM | 若年者向けの効果的な広報媒体の開拓                 | 県民生活・男女共同参画課                      |          |
|                |                     |                     |  | ホームページや広報紙、ソーレ情報紙等による意識啓発(H25.4修正)   | 県・高知市等の広報誌での掲載の拡充  | 県・高知市等の広報誌やホームページ等、また民間の情報紙など、多様なメディアを活用し、啓発情報を発信。   | 多様なメディアを活用し、引き続き啓発情報の発信が必要である。  | ホームページや広報誌、ソーレ情報紙等による意識啓発  | 県・高知市等の広報誌での掲載の拡充                 | 男女共同参画センター「ソーレ」                   |          |
|                |                     |                     |  | 県民への幅広い周知活動を行う。  | 多様な広報媒体への積極的な発信(H26. 5修正)  | 担当課等と連携して、広報紙や新聞、テレビやラジオ、ホームページ等の多様な広報媒体を活用したデートDVの周知を行った。   | 担当課等と連携して、広報紙や新聞、テレビやラジオ、ホームページ等の多様な広報媒体を活用したデートDVの周知を行った。                  | 県民への幅広い周知活動を行う。  | 多様な広報媒体への積極的な発信(H26. 5修正)         | 被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。 | 人権啓発センター |
|                |                     |                     |  | 女性の人権を課題とした新聞コラムを計画  | 被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容を含む必要がある。  | 高知新聞にDVをテーマとした人権啓発コラムを掲載<br>題名「配偶者暴力の課題」<br>掲載日 8/22   | 主たる内容は全体的なDVに関する内容であったため、デートDVについても十分ふれる必要がある。                              | 多くの人権課題があるため、DV防止をテーマとした内容になるかは未定だが、女性をテーマにしたラジオCMを予定  | 被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。 |                                   |          |
|                |                     |                     | ● リーフレット等の作成及び配布による意識啓発                                | デートDV啓発パンフレット・ポスター等の配布   | 配付依頼先におけるデートDVに対する認識不足と配布先の確保  | 出前講座などでリーフレット等啓発パンフレットを配布し、DVやデートDVの予防や意識啓発を図る。  | DVやデートDV防止に向けリーフレット等啓発パンフレットの配布や配布先の拡充が必要。                                  | デートDV啓発パンフレット・ポスター等の配布   | 配付依頼先におけるデートDVに対する認識不足と配布先の確保     | 男女共同参画センター「ソーレ」                   |          |
|                |                     |                     | ● 中高生、大学生及び保護者を対象とした授業及び研修の実施                          | 中学校・高校・大学・保護者等へ対して、人権教育研修の実施に向けての働きかけ  | 中学校、高校、大学等及び保護者におけるデートDVに対する認識不足   | ・ 高知市の高校2年生(232人)<br>・ 香美市の中高生・教員・保護者(25人)対象のデートDV研修を9月25日に実施。<br>・ デートDVについての理解を深め、互いを尊重し合えることにつながっている。                                       | 中学校・高校・大学等の教育機関でのDV防止について、研修依頼が少ない。<br>・ 講師派遣の出前講座についての周知広報が必要である。          | 高校・大学等の教育機関での研修及び広報活動  | 中学校・高校・大学等の教育機関でのDV防止に対する認識不足     | 男女共同参画センター「ソーレ」                   |          |
|                |                     |                     | ● 市町村教育行政人権教育担当者及び人権啓発担当者連絡協議会において、法務局よりデートDV研修の紹介を行う。 | 市町村教育行政人権教育担当者及び人権啓発担当者連絡協議会において、法務局よりデートDV研修の紹介を行う。   | 市町村教育行政人権教育担当者及び人権啓発担当者連絡協議会において、人権擁護委員会によるデートDVに関する情報提供を行った。<br>・ デートDVについて各市町村担当者の認識をさらに深めることができ、女性の人権に関する研修についての問い合わせ等、適切に対応することにつながっている。 | ・ 人権擁護委員会によるデートDVに関する情報提供については、女性の人権について考える機会として有意義なものであり、今後も様々な研修の機会を捉えて、情報提供をする必要がある。  | ・ 教職員や社会教育主事等を対象とした研修の際に、デートDVや改定DV防止法についての情報提供をしてもらえるよう、引き続き、人権擁護委員会に依頼する。 | 私学・大学支援課<br>小中学校課<br>高等学校課<br>人権教育課  |                                   |                                   |          |
|                |                     |                     | ● 教職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施【再掲】                   | 市町村教育行政人権教育担当者及び人権啓発担当者連絡協議会において、法務局よりデートDV研修の紹介を行う。   | 各学校の特色に応じた取組を尊重しつつ、学校が抱える課題や求める支援に適切に対応していくことが必要。  | ・ 市町村教育行政人権教育担当者及び人権啓発担当者連絡協議会において、人権擁護委員会によるデートDVに関する情報提供を行った。<br>・ デートDVについて各市町村担当者の認識をさらに深めることができ、女性の人権に関する研修についての問い合わせ等、適切に対応することにつながっている。 | ・ 社会教育主事等研修の場で、デートDV研修について情報提供や改定DV防止法についての情報提供をしてもらえるよう、人権擁護委員会に依頼する。      | ・ 個人のプライバシーに深く関わる内容なので、講師として対応できる者が少ないと思われる。   | 人権教育課                             |                                   |          |
|                |                     |                     | ・ 人権教育セミナーで、「女性と人権」をテーマにした研修を実施する。                     | 人権教育セミナーにおいて、震災によって生じた避難所生活における女性のプライバシーの問題、その後のDVや性暴力の深刻化といった問題についての講演を行う。                            | ・ 人権教育セミナーにおける女性と人権の研修については、家庭での分担を考える内容が主となり、「DV防止」の視点としての研修とはなっていない。   |  |   | 教育センター   |                                   |                                   |          |

| 基本の柱           | 重点目標                | 取組項目               | 取組の内容                               | 計画(P)   |   | 実行(D)  | 評価(C)  | 改善(A)   | 次年度取組   |                            | 担当課又は関係機関 |
|----------------|---------------------|--------------------|-------------------------------------|---|---|--|--|---|---|----------------------------|-----------|
|                |                     |                    |                                     | H25年度実施計画(インプット)  | 実施上の課題等   | アウトプット(結果)<br>インプット(投入)により具体的に現れた形<br>・アウトカム(成果)<br>アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化   | 実施後の分析、検証  | H26年度実施計画(インプット)  | 実施上の課題等   |                            |           |
| 1 DVを許さない社会づくり | (2) DV防止のための教育・普及啓発 | ③若者に対するデートDVの予防の強化 | ●教職員を対象としたDV防止をはじめとする人権教育の研修の実施【再掲】 | 私立学校人権教育指導業務(委託)<br>・指導員の学校訪問による助言・指導、校内研修の支援<br>・私立学校で組織する人権教育研究協議会の運営支援 | 各学校の特色に応じた取組を尊重しつつ、学校が抱える課題や求める支援に適切に対応していくことが必要。   | 指導員による学校訪問、校内研修の支援、人権教育研究協議会の運営支援により、私立学校の人権教育の推進を支援した。(個別にDVを取り上げた研修はなかったが、いじめや発達障害等の人権尊重にかかる研修を実施)   | 学校のニーズを踏まえた研修の開催、各学校の実情に応じた支援を実施した。研修に対するアンケートでは、内容に対する評価も高く、引き続き支援を継続する。              | 私立学校人権教育指導業務(委託)<br>・指導員の学校訪問による助言・指導、校内研修の支援<br>・私立学校で組織する人権教育研究協議会の運営支援 | 各学校の特色に応じた取組を尊重しつつ、学校が抱える課題や求める支援に適切に対応していくことが必要。 | 私立学校支援課                    |           |
|                |                     |                    |                                     | 高校・大学等の教育機関での研修及び広報活動   | 中学校・高校・大学等の教育機関でのDV防止に対する認識不足   | ・横原町人権教育研究協議会で教員外(11人)対象にDV研修実施。<br>・DV防止についての認識を深めた。  | ・中学校・高校・大学等の教育機関でのDV防止について、研修依頼が少ない。<br>・講師派遣の事前講座についての周知広報が必要である。                     | 高校・大学等の教育機関での研修及び広報活動   | 中学校・高校・大学等の教育機関でのDV防止に対する認識不足                     | 男女共同参画センター「ソーレ」            |           |
|                |                     |                    | ●児童生徒が安心して相談できる環境づくり                | 教員に対して、人権教育研修の実施に向けての働きかけ   | 教員及び教育委員会でのデートDVに対する認識不足  | ・香美市の中高校生・教員・保護者(25人)対象のデートDV研修を9月25日に実施。  | 中学校・高校・大学等の教育機関でのDV防止について、研修依頼が少ない。<br>・講師派遣の事前講座についての周知広報が必要である。                      | 高校・大学等の教育機関での研修及び広報活動   | 中学校・高校・大学等の教育機関でのDV防止に対する認識不足                     | 男女共同参画センター「ソーレ」<br>私立学校支援課 |           |
|                |                     |                    |                                     | ・市町村教育行政人権教育担当者及び人権啓発担当者連絡協議会において、法務局よりデートDV研修の紹介を行う。                     |   | ・市町村教育行政人権教育担当者及び人権啓発担当者連絡協議会において、人権擁護委員によるデートDVIに関する情報提供を行った。<br>・デートDVIについて各市町村担当者の認識をさらに深めることができ、女性の権利に関する研修についての問い合わせ等、適切に対応することにつながっている。  | ・人権擁護委員によるデートDVIに関する情報提供については、女性の権利について考える機会として有意義なものであり、今後も様々な研修の機会を捉えて、情報提供をする必要がある。 | ・社会教育主事等研修の場で、デートDV研修について情報提供や改定DV防止法についての情報提供をしてもらえるよう、人権擁護委員に依頼する。      | ・個人のプライバシーに深く関わる内容なので、講師として対応できる者が少ないと思われる。       | 人権教育課                      |           |
|                |                     |                    | ・人権教育セミナーで、「女性と人権」をテーマにした研修を実施する。   | 各学校の特色に応じた取組を尊重しつつ、学校が抱える課題や求める支援に適切に対応していくことが必要。                         | 人権教育セミナーにおける女性と人権の研修については、家庭での分担を考える内容が主となり、「DV防止」の視点としての研修とはなっていない。                            |  | ・人権教育セミナーにおいて、震災によって生じた避難所生活における女性のプライバシーの問題、その後のDVや性暴力の深刻化といった問題についての講演を行う。           | 教育センター  |   |                            |           |
|                |                     |                    | ●思春期相談センター「PRINK」における若者を対象とした広報啓発   | ・思春期相談センター広報用名刺大カードの配布を継続する。  | ・思春期相談センター活動の周知   | ・広報用名刺大カードの配布：県内中・高校生及び図書館に41,820枚配付。  | ・今年度、学校以外の図書館に配付したことで、子どもに関わる関係者にも思春期相談センターを周知できた。                                     | ・思春期相談センター広報用名刺大カードの配布を継続する。  | ・周知の継続と周知方法の工夫                                    | 健康対策課                      |           |
|                |                     |                    |                                     | ・健康観察の実施状況等についての現状把握  | ・学校全体であるいは保健室での健康観察の徹底及び養護教諭に対して、学校保健のコーディネーター役としてスクールカウンセラーをはじめ関係者と連携して対応していく意識を、あらゆる機会に高めていく。 | ・新規採用養護教諭研修で「健康観察」の講義と演習を実施<br>・教職員全体での組織的な健康観察と個別の健康観察によりきめ細かく対応すること、専門家との連携についての意識が高まった。<br>・高知県学校保健会組織(高知県養護教員協会)の夏季研修会において産婦人科医による講演を実施<br>・DV防止に向けた一斉教育の必要性や、DVを受けている子どもたちには性教育後の個別対応が必要であるなどDV防止に対する養護教諭の役割への意識が高まった。<br>・学校保健計画の提出<br>・定期的な相談体制が位置付けられているか確認した。<br>・高知県性に関する教育指導者研修会において、高知県人権擁護委員による情報提供を実施<br>・参加者のDV防止教育の必要性への認識が高まった。 | ・新たな課題として認識された。<br>・養護教諭研修で「健康観察」の講義・演習を実施<br>・高知県性に関する教育指導者研修会において、高知県人権擁護委員による情報提供   | ・教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーなど関係者の連携と意識共有を図るための合同の研修の機会がない。                    | スポーツ健康教育課   |                            |           |



| 基本の柱           | 重点目標                | 取組項目                | 取組の内容   | 計画(P)   |  | 実行(D)  | 評価(C)  | 改善(A)   | 次年度取組   | 担当課室又は関係機関 |
|----------------|---------------------|---------------------|---|---|--|--|--|---|---|------------|
|                |                     |                     |   | H25年度実施計画(インプット)  | 実施上の課題等  | アウトプット(結果)<br>インプット(投入)により具体的に現れた形<br>アウトカム(成果)<br>アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化  | 実施後の分析、検証  | H26年度実施計画(インプット)  | 実施上の課題等   |            |
| 1 DVを許さない社会づくり | (2) DV防止のための教育・普及啓発 | ③ 若者に対するテロトDVの予防の強化 | ●思春期相談センター「PRINK」における若者を対象とした広報啓発                       | ・スクールカウンセラー等・心の教育アドバイザー等の配置<br>小学校 102校<br>中学校 92校<br>高等学校 36校<br>特別支援学校 13校<br>配置人数 53名  | ・H25年度、スクールカウンセラーに積極的に取り組んでもらいたい内容として、3点あげている。<br>①児童生徒向けの「困難やストレスの対処等」の授業②教職員向けの「カウンセリング能力向上」の研修③保護者向けの講演<br>このような場を通してDV対応を行う。 | ・SC等が子ども、保護者、教職員からの悩み等の相談を受け、適切に助言・支援することができた。<br>・SC等が学校で行う「教職員向けのカウンセリング能力向上のための研修」や「児童生徒の困難・ストレスへの対処方法に資する教育プログラム」の実践例を紹介したり、実際にグループで授業案を作成したことで、研修や授業のイメージがつかめた。<br>・SC等の相談活動により、子どもや保護者が悩みの解決を図り、充実した学校生活を送ることができる。<br>・SC等が学校で校内研修や教職員への相談活動を行うことにより、教職員の子どもへの支援が効果的に行われ、問題行動等の未然防止や適切な対応により問題が深刻化することを防ぐ。 | ・「発達障害」、「関係機関との連携」等、学校現場でニーズが高いテーマや「セクシャルマイノリティ」等のこれまでやったことのない新しいもので、SC等のニーズがあるテーマを入れて、SC等研修講座計画を立てた。<br>・第1回SC等研修講座のアンケートでは、「新しい発見や気づきがあったか」の問いに、「大変参考になった」78.4%、「参考になった」21.6%という結果であった。感想も、「研修会はずいぶんやってみてほしい」「相手を引き込む手法が参考になった、やってみてほしい」等、実践に対する意欲を感じられる感想が多く寄せられた。<br>・校内の担当教員のコーディネート力を向上させる必要がある。 | ・平成26年度は各校種においてSC等の配置をさらに拡充。また、週5日配置等配置拡大。<br>・スクールカウンセラー等・心の教育アドバイザー等の配置<br>小学校 113校<br>中学校 107校<br>高等学校 37校<br>特別支援学校 13校<br>配置人数 59名<br>・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という)合同研修会を開催<br>・SC等連絡協議会を開催<br>・SC等研修講座を開催<br>効果的な実践事例を基にした研究協議を行い活動にかかる対応力の向上を図る。 | ・教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーなど関係者の連携と意識共有を図るための合同の研修の機会がない。<br>・SC等の勤務日数に制約があり、十分な活用計画が必要。 | 人権教育課      |
|                |                     | ① 人材の確保             | ●配偶者暴力相談支援センターへの自立支援員の配置                                | ・経済的自立に向けて、就労・訓練につなぐ<br>・生活サポーターによる生活の安定のための支援の継続   | ・就職先の確保<br>・自立に向けた継続的な精神面のサポート<br>・関係機関と連携した支援が必要  | ・就労、職業訓練につないだ<br>・サポーターの支援による生活の安定<br>支援人数38人  | ・収入が少なく経済的自立が困難<br>・精神的回復に長い期間を要する   | ・経済的自立に向けて、就労・訓練につなぐ<br>・生活サポーターによる生活の安定のための支援の継続   | ・就職先の確保<br>・自立に向けた継続的な精神面のサポート<br>・関係機関と連携した支援が必要                                     | 女性相談支援センター |
|                |                     | ② 相談員等の専門性の向上       | ●相談員や心理ケア担当職員等に対する専門研修の実施及び専門研修への参加                     | ・各種研修を受講させ相談のスキルアップを図る  | ・相談員のスキルレベルに合った研修の確保<br>・専門研修への参加による相談業務への反映   | ・各種研修を受講し、相談等のスキルアップを図った<br>専門研修への参加20回<br>所内研修の実施4回   | ・相談者、入所者の信頼を得ている   | ・各種研修を受講し相談等のスキルアップを図る  | ・相談員のスキルレベルに合った研修の確保  | 女性相談支援センター |
|                |                     |                     | 国立女性会館での研修及び県内外での相談員の専門研修への参加並びに相談員スキルアップ研修の主催及び受講等     | 専門研修への参加による相談業務への反映   | 国立女性会館での研修及び県内外での相談員の専門研修への参加や被災地へ相談員の派遣を行った。また、相談員スキルアップ講座を3回実施し延103人が参加した。   | 相談員スキルアップ講座参加者の拡充と専門研修への参加により、相談員の専門性の向上を図る必要がある。  | 国立女性会館での研修及び県内外での相談員の専門研修への参加並びに相談員スキルアップ研修の主催及び受講等  | 専門研修への参加による相談業務への反映   | 男女共同参画センター「ソーレ」   |            |
|                |                     |                     | DV被害者支援等を行う関係機関等の集まりであるDV対策連携支援ネットワークのメンバーを対象とした専門研修の実施 | ・専門研修は、徐々にレベルアップを図ればよいが、担当者の異動等もあり参加機関のレベルの標準化が困難。<br>・市町村は、市(福祉事務所)のみ参加しているが、これまであまり研修等を受けていない町村とのレベル差をどう埋めていくかの検討を要する。<br>・市町村間での温度差。 | ・時間的な制約から、DV対策連携支援ネットワーク会議は中央西ブロックの連絡会議と同時開催となった。<br>参加者34団体 47人   | ・年度末の開催となったため、3ブロックでの開催にとどまった。   | DV被害者支援等を行う関係機関等の集まりであるDV対策連携支援ネットワークのメンバーを対象とした専門研修の実施(ブロック別連携会議において専門研修を実施)  | ・町村をメンバーに入れるかどうかも含めて、メンバー構成団体の見直しの検討が必要<br>・専門研修は、徐々にレベルアップを図ればよいが、担当者の異動等もあり参加機関のレベルの標準化が困難。<br>・市町村は、市(福祉事務所)のみ参加しているが、これまであまり研修等を受けていない町村とのレベル差をどう埋めていくかの検討を要する。   | 県民生活・男女共同参画課<br>女性相談支援センター  |            |

| 基本の柱           | 重点目標                       | 取組項目   | 取組の内容                               | 計画(P)   |  | 実行(D)   | 評価(C)   | 改善(A)   | 次年度の取組  | 担当課室又は関係機関                 |              |
|----------------|----------------------------|--|-------------------------------------|---|--|---|---|---|---|----------------------------|--------------|
|                |                            |  |                                     | H25年度実施計画(インプット)  | 実施上の課題等  |   | 実施後の分析、検証   | H26年度実施計画(インプット)  | 実施上の課題等   |                            |              |
| 1 DVを許さない社会づくり | (3) 被害者支援に携わる人材の確保及び専門性の向上 | ② 相談員等の専門性の向上  | ●直接被害者と接する県、警察及び市町村相談窓口職員等に対する研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村職員に対する研修の継続</li> <li>市町村児童家庭相談担当新任職員研修等</li> <li>児童相談所内研修の充実</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村職員に対する研修の継続</li> <li>市町村児童家庭相談担当新任職員研修等</li> <li>児童相談所内研修の更なる充実</li> </ul>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村相談窓口職員等に対する研修の実施</li> <li>中央児相</li> <li>市町村児童家庭相談担当職員研修(新任前期・後期)</li> <li>参加者:市町村児童家庭相談担当職員、保健部署職員延べ41名</li> <li>児童問題関係職員研修会</li> <li>参加者:市町村職員、保健、福祉、教育、医療・司法機関等の関係職員等延べ229名</li> <li>〇轄多児相</li> <li>市町村児童家庭相談担当新任職員研修(19人参加)</li> <li>児童相談所内研修の充実</li> <li>〇中央児相</li> <li>外部専門家の招へい(年16回)</li> <li>心理職員に対するスーパーバイザーの招へい(年4回)</li> <li>児童相談所職員の県外児相への派遣研修(2名)</li> <li>職種別・経験年数別職員研修体系に基づく研修の実施</li> <li>DVに関するDVD研修の開催(各グループごとに実施)他</li> <li>〇轄多児相</li> <li>外部専門家の招へいによる児相職員への研修児童相談所職員の県外児相への派遣研修(1名)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村職員等に子どもにとってDVが虐待であることを知ってもらうとともに、現状や地域での連携などについての理解を深められている。</li> <li>DVを見ることは子どもの心理的虐待となることを、新任職員に学習してもらった。</li> <li>事例検討で夫から妻へのDVもあるケースで勉強した。</li> <li>児童相談所の強化(組織・運営力の強化及び専門性の確保・向上等)が図られている。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村職員に対する研修の継続</li> <li>市町村児童家庭相談担当新任職員研修等</li> <li>児童相談所内研修の継続</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村職員の異動に伴う専門性の確保</li> <li>児童相談所内研修の更なる充実</li> </ul> | 児童相談所                      |              |
|                |                            |  |                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>職場教養の更なる充実</li> <li>警察学校への入校による集団教養の実施</li> <li>専門教養の実施</li> </ul>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>移動後による人員変更のため、知識不足の職員が存在する</li> <li>相談部門が県民支援相談課に移管されたことから今後さらなる連携が必要である</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>県内DV担当者を招致しての専科教養の実施</li> <li>検事、弁護士等専門官による教養が行われた</li> </ul>  | DV担当者による専科教養を実施し、対応能力の向上が図られた   | <ul style="list-style-type: none"> <li>職場教養の更なる充実</li> <li>警察学校への入校による集団教養の実施</li> <li>専門教養の実施</li> </ul>         | 今後も各種教養を継続し、対応能力の向上に努める   | 警察本部                       |              |
|                |                            |  |                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>被害者支援のための手引きの作成及び関係者への配付</li> </ul>  | DV被害者サポートブックを配布  | 配布先の検討  | 関係機関の研修等において配布。市町村にも個別案件対応時に配布。   | 関係機関の研修会等で配布後、関係機関からの連絡・相談により検証予定   | DV被害者サポートブックを配布   | 配布先の検討                     | 女性相談支援センター   |
|                |                            |  |                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>各種研修情報の収集及び提供</li> </ul>   | 各種研修情報の収集及び提供  | 各種講座を幅広い市町村が利用できるよう働きかけが必要  | 適当な研修・講座の情報が次第、提供   | 案内は行方が、各市町村が個別に申し込みを行うため、実際の参加数は不明。   | 各種研修情報の収集及び提供   | 各種講座を幅広い市町村が利用できるよう働きかけが必要 | 県民生活・男女共同参画課 |
|                |                            |  |                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>相談員に対するスーパーバイズの実施</li> </ul>   | 精神科医によるスーパーバイズの実施  | 困難事例が増えている  | 精神科医によるスーパーバイズの実施 6回実施  | 対応困難な相談者への適切な対応   | 精神科医によるスーパーバイズの実施   | 困難事例の増加                    | 女性相談支援センター   |
|                |                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援センターと児童相談所との連絡協議会の開催</li> </ul> | 連絡協議会の開催                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>同伴児の心のケア</li> <li>児相と女相の役割分担</li> </ul>                                    | 連絡協議会の開催 1回  | 改正DV法を情報共有  | 連絡協議会の開催による、情報共有  | <ul style="list-style-type: none"> <li>同伴児の心のケア</li> <li>児相と女相の役割分担</li> </ul>                                    | 女性相談支援センター<br>児童相談所   |                            |              |
|                |                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>各種メンタルヘルス研修受講の推進</li> </ul>           | 職員厚生課等の職員対象のメンタル相談                  | 職員の気づきに差がある   | 必要に応じ受講  | 精神的な負担の多い業務のため、引き続き推進が必要  | 職員厚生課等の職員対象のメンタル相談  | 職員の気づきに差がある   | 女性相談支援センター  |                            |              |
|                |                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>相談員が業務に関する悩みを相談できる環境の整備</li> </ul>    | 職員ミーティングの実施 毎日                      | 該当なし  | 職員ミーティングの実施 毎日   | 定期的に実施することで、問題点等について話しやすい雰囲気ができ、職員同士で気軽に相談できた。  | 職員ミーティングの実施 毎日  | 該当なし  | 女性相談支援センター  |                            |              |
|                |                            | ③ 相談員のメンタルヘルスケアの充実   |                                     |   |  |   |   |   |   |                            |              |

| 基本の柱           | 重点目標        | 取組項目         | 取組の内容                      | 計画(P)  |  | 実行(D)   |   | 評価(C)   | 改善(A)   | 次年度の取組  |   | 担当課室又は関係機関   |                           |              |
|----------------|-------------|--------------|----------------------------|--|--|---|---|---|---|---|---|--|---------------------------|--------------|
|                |             |              |                            | H25年度実施計画(インプット)   | 実施上の課題等  | H25年度実施計画(インプット)  | 実施上の課題等   | アウトプット(結果)<br>インプット(投入)により具体的に現れた形<br>アウトカム(成果)<br>アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化                           | 実施後の分析、検証   | H26年度実施計画(インプット)  | 実施上の課題等   |  |                           |              |
| 1 DVを許さない社会づくり | (4) 加害者への対応 | ① 加害者への厳正な対応 | ●現場警察官の加害者への対応能力の向上        | ・警察学校への入校による専門教養の実施  | ・全ての警察官に専門教養を実施することが難しい  | ・県下DV担当者を招致しての専科教養の実施<br>・検事、弁護士等専門官による教養が行われた                              | DV担当者による専科教養を実施し、対応能力の向上が図られた                                 | ・職場教養の更なる充実<br>・警察学校への入校による集団教養の実施<br>・専門教養の実施  | 今後も各種教養を継続し、対処能力の向上に努める                                       |   | 警察本部  |  |                           |              |
|                |             |              | ●保護命令が出された加害者に対する警告の実施     | ・今年度も保護命令発出直後に指導警告を実施する予定である   | ・相手方が不出頭の場合、直接指導が出来ないので、効力の発生にタイムラグが発生する<br>・指導のために相手方を捜し出す必要がある | 保護命令発出直後における裁判所内での効果的な指導警告を実施した   | 保護命令が出された直後の指導警告による抑止効果が得られた                                  | ・保護命令発出直後に指導警告を実施する予定<br>・保護命令後の加害者の動向把握  | ・相手方が不出頭の場合、直接指導が出来ず、効力の発生にタイムラグが発生する<br>・指導のために相手方を捜し出す必要がある |   | 警察本部  |  |                           |              |
|                |             |              | ●被害者や支援者の安全確保              | ・110番通報登録の実施<br>・公費による避難場所の確保<br>・住民基本台帳閲覧制限の援助<br>・各種援助の実施<br>・自宅周辺の警戒の実施                 | ・周辺の警戒は24時間体制での実施が難しい  | ・110番通報登録の実施<br>・公費による避難場所の確保<br>・住民基本台帳閲覧制限の援助<br>・各種援助の実施<br>・自宅周辺の警戒の実施  | 保護対策の徹底により被害者等の安全確保が図られた                                      | ・110番通報登録の実施<br>・公費による避難場所の確保<br>・住民基本台帳閲覧制限の援助<br>・各種援助の実施<br>・自宅周辺の警戒の実施                            | 周辺警戒の24時間体制が困難<br>被害者自身の危険性の理解不足                              |   | 警察本部  |  |                           |              |
|                |             | ② 加害者の更生     | ●加害者更生プログラムに関する情報の収集と対応の検討 | 国や他県の情報収集  | 加害者更生プログラムに関する情報不足   | 関係団体を含め国や他県の情報収集に努めた。   | 行政含め加害者校正プログラムに関する情報が不足しており、引き続き情報収集の必要がある。                   | 国や他県の情報収集   | 加害者更生プログラムに関する情報不足  | 県民生活・男女共同参画課<br>男女共同参画センター「ソーレ」   |   |  |                           |              |
|                |             |              | ●加害者への情報提供                 | 加害者の状況に応じての、相談窓口等の情報提供   | 加害者へ情報提供ができる体制への準備及び人員の不足  | 加害者の状況に応じた相談窓口等の情報収集に努めた。   | 加害者へ提供できる情報はあるものの、加害者からの相談がない。                                | 加害者の状況に応じての、相談窓口等の情報提供  | 加害者へ情報提供ができる体制への準備及び人員の不足                                     | 男女共同参画センター「ソーレ」   |   |  |                           |              |
|                |             | ③ 加害者の気づき    | ●加害者に対するDV防止の意識啓発と相談窓口の周知  | 広報広聴課、人権啓発センター等、活用させもたえる広報媒体を活用して、繰り返し広報を続ける。さんSUN高知/テレビ・ラジオ/人権啓発センターCM/ソーレスコープ            | 加害者は、男性が多いことから男性向け相談窓口の拡充、周知が必要                                  | 加害者の気付きを促す意識啓発と相談窓口の周知に努めた。また、相談窓口や研修の場での相談カードの配布先の拡充等により加害者にも意識啓発できるよう努めた。 | 行政機関等を通じて男性相談窓口を周知する相談カードを配布しているが、相談件数は微増。女性対象の相談に比べ周知が十分でない。 | ・ソーレ広報誌でのDV防止の意識啓発及び相談カードの配布等<br>・加害者に対する意識啓発のため、DV加害者を含む男性相談者に対する相談員のスキルアップ研修の実施(H25.4追加)            | 男性相談窓口を周知する相談カードの配布先の新規開拓                                     | 加害者の気付きを促す意識啓発と相談窓口の周知に努めた。また、相談窓口や研修の場での相談カードの配布先の拡充等により加害者にも意識啓発できるよう努めた。 | 行政機関等を通じて男性相談窓口を周知する相談カードを配布しているが、相談件数は微増。女性対象の相談に比べ周知が十分でない。 | ・ソーレ広報誌でのDV防止の意識啓発及び相談カードの配布等<br>・加害者に対する意識啓発のため、相談員のスキルアップ研修の実施 | 男性相談窓口を周知する相談カードの配布先の新規開拓 | 県民生活・男女共同参画課 |
|                |             |              | ●加害者に対するDV防止の意識啓発と相談窓口の周知  | ・ソーレ広報誌でのDV防止の意識啓発及び相談カードの配布等<br>・加害者に対する意識啓発のため、DV加害者を含む男性相談者に対する相談員のスキルアップ研修の実施(H25.4追加) | 男性相談窓口を周知する相談カードの配布先の新規開拓  | 加害者の気付きを促す意識啓発と相談窓口の周知に努めた。また、相談窓口や研修の場での相談カードの配布先の拡充等により加害者にも意識啓発できるよう努めた。 | 行政機関等を通じて男性相談窓口を周知する相談カードを配布しているが、相談件数は微増。女性対象の相談に比べ周知が十分でない。 | ・ソーレ広報誌でのDV防止の意識啓発及び相談カードの配布等<br>・加害者に対する意識啓発のため、相談員のスキルアップ研修の実施                                      | 男性相談窓口を周知する相談カードの配布先の新規開拓                                     | 男女共同参画センター「ソーレ」   |   |  |                           |              |
|                |             |              | ●精神保健福祉センター等での「心の健康相談」の実施  | 専門性を生かした相談支援の実施  | 関係機関とのネットワーク及び連携の強化  | ・精神保健福祉センターでの面接件数18件(案件数9)、すべてDV被害者からの相談<br>・メンタルヘルスに関し、専門的な助言等をおこなった       | ・DV加害者への面接について、関係機関からの問い合わせがあった場合は対応可能としている。<br>・実際の来所実績はない。  | ・専門性を生かした相談支援の実施  | 関係機関とのネットワーク及び連携の強化   | 精神保健福祉センター  |   |  |                           |              |
|                |             |              | ●精神保健福祉センター等での「心の健康相談」の実施  | ・相談に応じて個別検討会を行い、市町村職員等との連携のもと、市町村職員等が家庭訪問等によりケアを行う。<br>・精神保健福祉業務として「心の健康相談」を定期で実施          | ・「心の健康相談」業務について、関係機関への周知<br>・市町村窓口担当へのスキルアップ                     | ・心の健康相談について年度初めに市町村、関係機関への周知を行った。(幡多WHC)                                    | 該当なし  | ・心の健康相談の周知については、ケース会や研修会開催時に周知を行う。<br>・相談事例があった場合は、関係機関と連携し、随時適切な対応を行う。<br>・精神保健福祉業務として「心の健康相談」を定期で実施 | 「心の健康相談」業務について、関係機関への周知                                       | 福祉保健所   |   |  |                           |              |

| 基本の柱                      | 重点目標                    | 取組項目                               | 取組の内容                                     | 計画(P)   |  | 実行(D)  | 評価(C)   | 改善(A)   | 次年度の取組  |                      | 担当課又は関係機関    |
|---------------------------|-------------------------|------------------------------------|---|---|--|--|---|---|---|----------------------|--------------|
|                           |                         |                                    |   | H25年度実施計画(インプット)                              | 実施上の課題等  |  | 実施後の分析、検証   | H26年度実施計画(インプット)                                      | 実施上の課題等   |                      |              |
| DVを許さない社会                 | (4) 加害者への対応             | ③ 加害者の気づき                          | ●ソレでの相談の実施<br>●思春期相談センター「PRINK」における気づきの促進 | 一般相談や男性相談での対応及び必要に応じて専門機関の紹介                  | ソレにおける男性相談を周知する相談カードの配布先の新規開拓  | 加害者からの相談に、一般相談や男性相談で対応しつつ、必要に応じて専門機関への紹介を行った。  | 行政機関等を通じて男性相談窓口を周知する相談カードを配布しているが、相談件数は微増。女性対象の相談に比べ周知が十分でない。                         | 一般相談や男性相談での対応及び必要に応じて専門機関の紹介                          | ソレにおける男性相談を周知する相談カードの配布先の新規開拓                   | 男女共同参画センター「ソレ」       |              |
|                           |                         |                                    |   | ・思春期相談センター広報用名刺大カードの配布を継続する。                  | ・思春期相談センター活動の周知  | ・広報用名刺大カードの配布：県内中・高校生及び図書館に41,820枚配付。  | ・今年度、学校以外の図書館に配付したことで、子どもに関わる関係者にも思春期相談センターを周知できた。                                    | ・思春期相談センター広報用名刺大カードの配布を継続する。                          | ・周知の継続と周知方法の工夫                                  | 健康対策課                |              |
| DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり | (1) 相談窓口の周知と相談につなげる体制整備 | ① 配偶者暴力相談支援センターの周知                 | ●県の広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した周知      | 広報広聴課、人権啓発センター等、活用させもらえる広報媒体を活用して、繰り返し広報を続ける。 | 女性相談支援センターへの相談は横ばい状態だが、県民意識調査でDV経験者が約3割であることから考えると、まだまだ潜在しており、広報素材の工夫や広報の強化が求められる。 | 「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした各種啓発・広報の実施<br>・ラジオ放送2回<br>・啓発カード(20,000枚)の作成・配布<br>・ポスター(500枚)の作成・掲示<br>・バス広告(11月1日～30日) | 女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)終了後の相談件数が大きく増加したわけではないため、効果の有無は不明だが、引き続き啓発・広報を行っていく必要がある。 | 広報広聴課、人権啓発センター等、活用させもらえる広報媒体を活用して、繰り返し広報を続ける。         | さんSUN高知/テレビ・ラジオ/人権啓発センターCM/ソレスコープ               | 広報素材の工夫や広報の強化が求められる。 | 県民生活・男女共同参画課 |
|                           |                         |                                    |   | ホームページ他での配偶者暴力支援センターの案内                       | ホームページ他での配偶者暴力支援センターの周知方法  | リーフレットの活用とともに、ソレ情報紙やホームページで暴力(DV)の相談窓口として女性相談支援センターを記載し、相談に繋がるよう周知して。<br>・留守番電話のメッセージで案内している。                                | DV被害者の早期発見のために、引き続き多様な広報媒体を活用し、DV被害の相談窓口として配偶者暴力相談支援センターの周知が必要である。                    | ホームページ他での配偶者暴力支援センターの案内                               | ホームページ他での配偶者暴力支援センターの周知方法                       | 男女共同参画センター「ソレ」       |              |
|                           |                         |                                    |   | 県民への幅広い周知活動を行う。                               | 多様な広報媒体への積極的な発信(H26.5修正)   | 担当課等と連携して、広報紙や新聞、テレビやラジオ、ホームページ等の多様な広報媒体を活用したDVや配偶者暴力相談支援センターの周知を行った。  | 分析、検証は行っていません。  | 県民への幅広い周知活動を行う。                                       | 多様な広報媒体への積極的な発信(H26.5修正)                        | 広報広聴課                |              |
|                           |                         |                                    |   | 女性の人権を課題とした新聞コラムを計画                           | 被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容を含む必要がある。  | 高知新聞にDVをテーマとした人権啓発コラムを掲載<br>題名「配偶者暴力の課題」<br>掲載日 8/22   | 相談することの重要性・必要性についての周知を行うことができた。   | 多くの人権課題があるため、DV防止をテーマとした内容になるかは未定だが、女性をテーマにしたラジオCMを予定 | 被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。               | 人権啓発センター             |              |
|                           |                         |                                    |   | ●市町村における広報紙等を活用した周知                           | 市町村広報等を通じて、地域住民に対してDVを含めた人権問題の啓発を行うよう働きかける。  | ・市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供<br>・市町村が主体となった広報の取組の推進   | 市町村への広報文案の情報提供実施  | 市町村が自主的に広報に取り組む際に広報文案を参考になっている                        | 市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供<br>・市町村が主体となった広報の取組の推進 | 県民生活・男女共同参画課         |              |
|                           |                         |                                    |   | ●啓発カード等の作成及び支援団体と連携した配布                       |  | 「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした各種啓発・広報の実施<br>・啓発カード(20,000枚)の作成・配布<br>・ポスター(500枚)の作成・掲示<br>・バス広告(11月1日～30日)             | 相談窓口の周知や相談に繋げるため、引き続きリーフレット等を活用し、配偶者暴力相談支援センターの周知が必要である。                              | デートDV啓発パンフレット等への配偶者暴力相談支援センター案内の記載                    | デートDV啓発パンフレット等での配偶者暴力相談支援センターの周知方法              | 県民生活・男女共同参画課         |              |
|                           |                         |                                    |   | ●リーフレット等を活用した周知                               |  | ・支援団体と連携した広報啓発の実施<br>啓発カード作成、配布 9,000枚<br>啓発ポケットティッシュの作成・配布 9,000個<br>啓発ポスターの作成・貼付<br>センター案内チラシの作成・配布                        |   | ・啓発カード等の作成及び支援団体と連携した配布                               |   | 女性相談支援センター           |              |
|                           |                         | デートDV啓発パンフレット等での配偶者暴力相談支援センター案内の記載 | デートDV啓発パンフレット等での配偶者暴力相談支援センターの周知方法        | 出前講座やソレでの講演会を通じて配偶者暴力相談支援センター案内を記載            | 相談窓口の周知や相談に繋げるため、引き続きリーフレット等を活用し、配偶者暴力相談支援センターの周知が必要である。                           | デートDV啓発パンフレット等への配偶者暴力相談支援センター案内の記載   | デートDV啓発パンフレット等での配偶者暴力相談支援センターの周知方法  | 男女共同参画センター「ソレ」  |   |                      |              |

| 基本の柱                        | 重点目標                   | 取組項目                           | 取組の内容                                    | 計画(P)  |  | 実行(D)  | 評価(C)   | 改善(A)  | 次年度の取組                                   |  | 担当課又は関係機関 |
|-----------------------------|------------------------|--------------------------------|--|--|--|--|---|--|--|--|-----------|
|                             |                        |                                |  | H25年度実施計画(インプット)   | 実施上の課題等  | アウトプット(結果)<br>インプット(投入)により具体的に現れた形<br>アウトカム(成果)<br>アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化  | 実施後の分析、検証   | H26年度実施計画(インプット)   | 実施上の課題等                                  |  |           |
| 2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり | (1)相談窓口の周知と相談につなげる体制整備 | ①配偶者暴力相談支援センターの周知              | ●「女性に対する暴力をなくす運動」における各機関と連携した周知          | 「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、市町村広報誌等での啓発記事の掲載を働きかけるほか、新たに電車広告を行うなど、様々な媒体の活用を検討する。 | 「女性に対する暴力をなくす運動」期間にソーレが講演会等を行っているが、周知が不十分  | 「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした各種啓発・広報の実施<br>・ラジオ放送2回<br>・啓発カード(20,000枚)の作成・配布<br>・ポスター(500枚)の作成・掲示<br>・バス広告(11月1日～30日) | 女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)終了後の相談件数が大きく増加したわけではないため、効果の有無は不明だが、引き続き啓発・広報を行っていく必要がある。 | 広報の継続的実施<br>・市町村広報誌等での啓発記事の掲載を働きかける<br>・ソーレの広報紙等の活用<br>・その他、各種媒体、機会を利用 | 実際に実施されるかどうかは相手次第のため、関係機関の協力がどの程度得られるか不明 | 県民生活・男女共同参画課<br>男女共同参画センター「ソーレ」<br>広報広聴課<br>人権啓発センター |           |
|                             |                        |                                |  | 法務局等との共催によるDV防止講演会における周知(H25.4修正)  | DV防止講演会での周知方法  | DV防止週間(11月12日～25日)に合わせてDV防止啓発講演会を開催(11月17日)<br>「DVと子ども、そして性暴力～被災地におけるDV支援の状況～」<br>講師:八幡 悦子                                   | 参加者64名<br>アンケートでは、満足度 8.9(10点満点中)と高評価であった。  | 法務局等との共催によるDV防止講演会における周知   | DV防止講演会での周知方法                            |  |           |
|                             |                        |                                |  | 「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間中の記者クラブへの情報提供  | 多様な広報媒体への積極的な発信(H26.5修正)   | 担当課等を通じて、記者クラブへの情報提供を行った。  | 分析、検証は行っていません。  | 「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間中の記者クラブへの情報提供                                      | 多様な広報媒体への積極的な発信(H26.5修正)                 |  |           |
|                             |                        |                                |  | 女性の人権を課題とした新聞コラムを計画  | 被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容を含む必要がある。  | 高知新聞にDVをテーマとした人権啓発コラムを掲載<br>題名「配偶者暴力の課題」<br>掲載日 8/22   | 相談することの重要性・必要性についての周知を行うことができた。   | 多くの人権課題があるため、DV防止をテーマとした内容になるかは未定だが、女性をテーマにしたラジオCMを予定                  | 被害者、当事者だけでなく、県民に広く啓発する内容も含む必要がある。        |  |           |
|                             |                        | ②発見、通報及び相談に関する体制整備             | ●配偶者暴力相談支援センターと警察の連携による24時間対応できる体制の確保    | ・連絡会の実施  | 該当なし   | ・連絡会の実施<br>1回  | ・情報共有   | ・連絡会の実施  | 該当なし                                     | 女性相談支援センター<br>警察本部<br>女性相談支援センター<br>警察本部             |           |
|                             |                        |                                |  | ・公費による避難先の確保をする<br>・本年度も公費による緊急避難制度を積極的活用を推進する                           | ・女性相談支援センターの夜間対応の充実が望まれる   | 公費負担による緊急避難制度を積極的に活用   | 女性相談支援センターとの連携が図られた   | 女性相談支援センターと警察の連携による24時間対応できる体制の確保                                      | 24時間の受入態勢の強化                             |  |           |
|                             |                        |                                |  | ・連絡会の実施<br>・警察職員への研修   | 担当部署以外の警察官の理解度   | ・連絡会の実施<br>1回<br>・警察職員への研修<br>3回   | ・緊急時の対応がスムーズにできるようになった  | ・連絡会の実施<br>・警察職員への研修   | 担当部署以外の警察官の理解度                           |  |           |
|                             |                        |                                |  | ・更なる女性相談支援センターとの連携強化を図る  | ・女性相談支援センターの夜間対応の充実が望まれる   | 女性相談支援センター主催の意見交換会、研修会に参加  | 意見交換会、研修会の参加により女性相談支援センターとの情報共有、連携が図られた   | 女性相談支援センターとの情報共有、連携強化を図る民間シェルターへの避難確保                                  | 緊急時における一時避難箇所の不足                         |  |           |
|                             |                        | ●医療・福祉・教育・司法関係者に対する情報提供及び連携の強化 | 各分野の機関紙等での啓発のため、庁内に協力依頼するとともに、直接要請する。    | 医療・福祉・教育・司法関係者等、依頼先の検討   | ・ブロック別DV関係機関連絡会議の開催3箇所(安芸18機関23名、須崎10機関11名、中央西17機関17名 ※事務局除く)<br>・中央西ブロックの連絡会議は、時間的な制約から、DV対策連携支援ネットワーク会議と同時開催となった | ブロック別会議及びネットワーク会議の開催が年度末になったこともあり、十分な依頼が行えなかった。  | ・各分野の機関紙等での啓発のため、庁内に協力依頼するとともに、直接要請する。<br>・ブロック別DV関係機関連絡会議及びネットワーク会議の開催               | 医療・福祉・教育・司法関係者等、依頼先の検討   | 県民生活・男女共同参画課                             |  |           |
|                             |                        |                                | 医療機関の窓口にDV啓発の資料等の設置を依頼するとともに、必要に応じ啓発を行う。 | 医療機関へ設置するパンフレット等の整備  | 主管課による医療機関専用のパンフレットの作成が出来ず、配布未実施   |  | 医療者向けDV対策パンフレットを作成し、医療機関に配布する   | 主管課による医療従事者向けDV対策パンフレットの整備   | 医事業務課                                    |  |           |

| 基本の柱                       | 重点目標                   | 取組項目               | 取組の内容                          | 計画(P)   |                                  | 実行(D)  | 評価(C)                              | 改善(A)  | 次年度取組  | 担当課室又は関係機関                  |                        |                      |            |
|----------------------------|------------------------|--------------------|--------------------------------|---|----------------------------------|--|------------------------------------|--|--|-----------------------------|------------------------|----------------------|------------|
|                            |                        |                    |                                | H25年度実施計画(インプット)                                    | 実施上の課題等                          | H25年度実施計画(インプット)<br>・アウトプット(結果)<br>インプット(投入)により具体的に現れた形<br>・アウトカム(成果)<br>アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化  | 実施後の分析、検証                          | H26年度実施計画(インプット)                             | 実施上の課題等  |                             |                        |                      |            |
| 2DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり | (1)相談窓口の周知と相談につなげる体制整備 | ②発見、通報及び相談に関する体制整備 | ●医療・福祉・教育・司法関係者に対する情報提供及び連携の強化 | ●相談に応じて個別検討会を行い、市町村職員等との連携のもと、市町村職員等が家庭訪問等によりケアを行う。 | ●被害者が地域で暮らすことができるような地域のネットワークづくり | 相談実績なし   | 該当なし                               | ・市町村等関係機関との連携により、地域での支援をサポートする。              | 該当なし   | 福祉保健所                       |                        |                      |            |
|                            |                        |                    |                                | ■状況に応じて子どもの一時保護を実施するとともに、子どもにとっての最善の援助を行う           | ・要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携強化         | ○中央児相<br>・女性相談支援センターと児童相談所との連携により、状況に応じて子どもの一時保護を受けるとともに、子どもにとっての最善の援助がなされるよう、市町村の要保護児童対策地域協議会の実務者会議、個別ケース検討会等に出席している。<br>・市町村児童家庭問題相談部署実務責任者会において、児童相談所での実務研修の受け入れを広報した。<br>・現在対応中DVありのケース(在宅ケース・施設入所中ケース)について進行管理を行った。 | ・配偶者からの暴力の被害者の子どもの保護に関する連携ができています。 | ■状況に応じて子どもの一時保護を実施するとともに、子どもにとっての最善の援助を行う    | ・要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携強化                             | 児童相談所                       |                        |                      |            |
|                            |                        |                    |                                | 医療相談室の面接室等に相談機関カード等を配置するなど情報提供窓口として機能を整備する。         |                                  | ・直接の相談はないが、スタッフの気付きにより、被害者を相談機関につなげることができた。  |                                    | 医療相談室の面接室等に相談機関カード等を配置するなど情報提供窓口として機能を整備する。  |  | 児童相談所                       | 県立病院課                  |                      |            |
|                            |                        |                    |                                | ●子どもの人権110番との連携強化                                   | 法務局も含めた担当者名簿の作成等、連絡網の検討          | 子どもからのSOSが、DV被害者支援につながりにくい。  | 市町村担当者名簿を作成したが、法務局を含めた作成に至っていない    | 法務局を含めた作成に至っていない                             | 法務局も含めた担当者名簿の作成等、連絡網の検討                              | 子どもからのSOSが、DV被害者支援につながりにくい。 | 女性相談支援センター             |                      |            |
|                            |                        |                    |                                | ●苦情処理の体制整備  | ・職員研修等の実施による二次被害の防止              | ・苦情に対する迅速で適切な処理  | 苦情の実績なし                            |  | ・職員研修等の実施による二次被害の防止                                  | 苦情に対する迅速で適切な処理              | 県民生活・男女共同参画課           |                      |            |
|                            |                        |                    |                                |   | ・苦情があった場合には情報共有等を実施              |  |                                    |  | ・苦情があった場合には情報共有等を実施                                  |                             |                        |                      |            |
|                            |                        |                    |                                |   | ・女性相談支援センターとの連携による苦情に対する体制を確立する  | ・苦情に十分に対応し、被害者の二次的な被害をなくす  | 女性相談支援センターとの連携、県民支援相談による対応を図った     | 問題となる苦情はなかった                                 | 女性相談支援センターとの連携による苦情対応体制を確立                           | 女性相談支援センターとの連携強化            | 警察本部                   |                      |            |
|                            |                        |                    |                                | (2)配偶者暴力被害者への支援強化                                   | ①配偶者暴力被害者への支援強化                  | ●相談員や心理ケア担当職員等に対する専門研修の実施及び専門研修への参加  | ・各種研修を受講させ相談のスキルアップを図る             | ・相談員のスキルレベルに合った研修の確保<br>・専門研修への参加による相談業務への反映 | ・各種研修を受講し、相談等のスキルアップを図った<br>専門研修への参加20回<br>所内研修の実施4回 | 相談者、入所者の信頼を得ている             | ・各種研修を受講し相談等のスキルアップを図る | ・相談員のスキルレベルに合った研修の確保 | 女性相談支援センター |
|                            |                        |                    |                                |   |                                  |  | ・精神科医によるスーパーバイズの実施                 | ・困難事例が増えている                                  | ・精神科医によるスーパーバイズの実施<br>6回実施                           | ・対応困難な相談者への適切な対応            | ・精神科医によるスーパーバイズの実施     | ・困難事例の増加             | 女性相談支援センター |

| 基本の柱                        | 重点目標                  | 取組項目          | 取組の内容                        | 計画(P)  |   | 実行(D)   | 評価(C)   | 改善(A)   | 次年度の取組  | 担当課室又は関係機関  |                     |
|-----------------------------|-----------------------|---------------|------------------------------|--|---|---|---|---|---|---|---------------------|
|                             |                       |               |                              | H25年度実施計画(インプット)   | 実施上の課題等   |   | 実施後の分析、検証   | H26年度実施計画(インプット)  | 実施上の課題等   |   |                     |
| 2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり | (2) 配偶者暴力支援センターの機能の強化 | ② 県の他機関との連携強化 | ●住民の身近な窓口として、福祉保健所でのDV被害者の支援 | ・相談に応じて所内で情報共有をしたうえで、被害者に対して各種福祉制度等情報提供を行う。  | 被害者が地域で暮らすことができるような地域のネットワークづくり                     | ・アウトプット(結果)<br>インプット(投入)により具体的に現れた形<br>・アウトカム(成果)<br>アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化<br>・相談受付実績1件(幡多福祉保健所)。スクールカウンセラー同席で対応。<br>・H25年度の特定妊婦次事例をDVの視点も入れてアセスメント(結果的にはDVなし)(須崎WHC)<br>・電話相談受付1件(幡多福祉保健所)。精神担当と共有のうえ、心の健康相談・配偶者暴力支援センターを紹介。(H26.5追加) | 相談に迅速な対応を行うため、所内で被害者支援に対する福祉制度等を共有しておくことが必要。(H25.6月追加)(幡多福祉)  | 相談に応じて所内で情報共有をしたうえで、被害者に対して各種福祉制度等情報提供を行う。  | 該当なし  | 福祉保健所   |                     |
|                             |                       |               | ●福祉保健所との連携強化                 | ●福祉保健所からの要請に応じ、状況に応じて連携して支援を行う。<br>●生活保護、育児支援での家庭訪問など、日常業務の中でDVが疑われる場合は、女性相談支援センターと連携し、状況に応じて支援を行う。                | ●所内(生活保護・精神・母子児童担当)での連携                             | ・事例実績なし<br>・事例実績なし  | 該当なし<br>該当なし  | ●福祉保健所からの要請に応じ、状況に応じて連携して支援を行う。<br>・生活保護、育児支援での家庭訪問など、日常業務の中でDVが疑われる場合は、女性相談支援センターと連携し、状況に応じて支援を行う。 | ・福祉保健所との情報共有と支援者のスキルアップ<br>・支援者のスキルアップ                  | 女性相談支援センター<br>福祉保健所                                 |                     |
|                             |                       |               | ●児童相談所との連携強化                 | ・児相との連絡会開催<br>■状況に応じて子どもの一時保護を実施するとともに、子どもにとっての最善の援助を行う  | ・同伴児の心のケア<br>・児相と女相の役割分担<br>・女性相談支援センターと児童相談所との連携強化 | ○中央児相<br>・児童相談所から女性相談支援センター、女性相談支援センターから児童相談所へのDVの通告・相談ができています。<br>○幡多児相<br>・女性相談支援センターとはいつでも電話等でケースについて情報共有は出来るようにしている。  | ○中央児相<br>・配偶者からの暴力の被害者の子どもへの保護に関する連携ができています。<br>・市福祉や関係機関と情報共有をしながら、対応策を考えた。<br>○幡多児相<br>・直接連絡のやり取りをするケースが無かった。 | 改正法の情報共有  | ・児相との連絡会開催<br>■状況に応じて子どもの一時保護を実施するとともに、子どもにとっての最善の援助を行う | ・同伴児の心のケア<br>・児相と女相の役割分担<br>・女性相談支援センターと児童相談所との連携強化 | 女性相談支援センター<br>児童相談所 |
|                             |                       |               | ●市町村との連携強化                   | ・市町村との情報共有、スーパーバイズの実施<br>・相談に応じて個別検討会を行い、市町村職員等との連携のもと、市町村職員等が家庭訪問等によりケアを行う。<br>・心の健康相談の周知については、ケース会や研修会開催時に周知を行う。 | ・市町村窓口担当へのスキルアップ                                    | ・必要に応じて、市町村からDV被害者にセンターを紹介。<br>・困難ケースについては、スーパーバイズを実施   | 該当なし  | ・市町村との情報共有、スーパーバイズの実施   | ・相談事例があった場合は、関係機関と連携し、随時適切な対応を行う。                       | 該当なし  | 女性相談支援センター<br>福祉保健所 |
|                             |                       |               | ●市町村の取組に対する助言等               | ・市町村支援担当職員への研修<br>3市   | ・市町村間での温度差  | ・DV被害者サポートブックを配布  | ・市町村窓口での被害者支援をスムーズに行うことができた   | ・DV被害者サポートブックを配布<br>・市町村支援担当職員への研修  | ・市町村間での温度差  |   | 女性相談支援センター          |

| 基本の柱   | 重点目標                        | 取組項目  | 取組の内容                                       | 計画(P)   |  | 実行(D)  | 評価(C)  | 改善(A)                                      | 次年度の取組  | 担当課室又は関係機関                              |              |
|--|-----------------------------|---|---|---|--|--|--|--|---|---|--------------|
|  |                             |   |   | H25年度実施計画(インプット)  | 実施上の課題等  | アウトプット(結果)<br>インプット(投入)により具体的に現れた形<br>アウトカム(成果)<br>アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化                                    | 実施後の分析、検証  | H26年度実施計画(インプット)                           | 実施上の課題等   |   |              |
| 2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり                              | (3) 高齢者、障害者、外国人が相談しやすい体制づくり | ① 配偶者暴力相談支援センターの周知                              | ●高齢者、障害者、外国人への相談窓口の周知                       | 1. 高齢者総合相談センターリーフレットの配布、市町村広報誌への記事掲載等の検討。   | 1. リーフレットを毎年配布するが、相談件数が減少しているため、配布方法の検討が必要。          | 1. 高齢者総合相談センターリーフレットの配布<br>配布箇所: 1,000箇所(福祉施設、公共機関・窓口、郵便局、スーパー等)<br>配布部数: 10,000部                              | 1. 相談件数は昨年度と比べ増加(86件増、合計1,081件)したが、今後も周知を行っていく必要がある。 | 1. 高齢者総合相談センターリーフレットの配布、テレビ・ラジオによる広報の実施。   | 1. より多くの県民への高齢者総合相談センターの周知                      | 高齢者福祉課                                  |              |
|  |                             |   |   | 2. 新聞やラジオ等による認知症コールセンターの周知。認知症についてのパンフレットリニューアル                                   | 2. より多くの県民への認知症コールセンターの周知                            | 2. 認知症コールセンターへの相談件数<br>H25年度: 410件   | 2. 今後もさらなる周知のために、新聞やラジオ等を活用した周知を行う必要がある。             | 2. 新聞やラジオ、認知症についてのパンフレット等による認知症コールセンターの周知。 | 2. より多くの県民への認知症コールセンターの周知                       |   |              |
|  |                             |   |   | 障害者110番や障害者相談支援事業所でのパンフレット配布等   | 該当なし   | 研修等の機会に、障害者110番のリーフレットや障害者虐待防止に関するパンフレットを配布している。   | パンフレット配布により情報提供が来ている                                 | 障害者110番や障害者相談支援事業所でのパンフレット配布等              | 該当なし  |   | 障害保健福祉課      |
|  |                             |   | チラシの作成                                      | 予算等   | チラシの多言語化を実施し、今後の広報啓発に向けた基盤づくりを進めた。                   | 多言語化したチラシを作成し、広報啓発に活かしていく必要がある。  | チラシの作成   | 予算等  | 国際交流課   |   |              |
|  |                             |   | ●外国語パンフレット等の作成及び関係機関への配置                    | ・国際交流課と連携した、チラシ等の翻訳の検討  | 一般的な啓発物では、外国人や高齢者などには対応できない部分がある。                    |  |  | ・国際交流課と連携した、チラシ等の翻訳の検討                     | 一般的な啓発物では、外国人や高齢者などには対応できない部分がある。               | 県民生活・男女共同参画課<br>女性相談支援センター<br>国際交流課     |              |
|  |                             |   |   | ・国や他機関が作成したチラシ等を関係機関に配置   |  |  |  | ・国や他機関が作成したチラシ等を関係機関に配置                    |   |   |              |
|  |                             |   |   |   |  |  |  |  |   |   |              |
|  |                             | ② 各相談機関における相談機能の強化                              | ●各団体の研修会等でのDV防止のための啓発                       | ・それぞれの分野の相談窓口との連携   | 研修の内容については、各団体の思惑もあり、DVを取り上げてもらえるかは相手次第              |  |  |  | ・DVブロック会議やネットワーク会議のメンバーに対して、会合等で時間を取ってもらうように依頼。 | 研修の内容については、各団体の思惑もあり、DVを取り上げてもらえるかは相手次第 | 県民生活・男女共同参画課 |
|  |                             |   |   | ・関係団体に対する研修会等の実施の働きかけ   |  |  |  |  |   |   | 女性相談支援センター   |
|  |                             |   |   | 本課と連携して、研修での講師等を務める   |  |  |  |  |   |   |              |
|  |                             |   |   | 高齢者及び障害者権利擁護連携会議を通じた、構成団体の交流の推進。  | 職種を超えた連携方法の確立。                                       | 高知県高齢者及び障害者権利擁護連携会議を開催する。(H26.2.6)   | 会議を継続して開催することで、各団体の連携強化につながる。                        | 高齢者及び障害者権利擁護連携会議を通じ、DV防止を含めた権利擁護の考え方を共有する。 | ・DVの問題が高齢者にも関係することを認識する必要がある。                   | 高齢者福祉課                                  |              |
|  |                             |   |   | 障害者虐待防止法の研修での周知等  | 該当なし   | 平成25年12月4.5日 障害者虐待防止法の研修において権利擁護(DV含む)に関する講義を実施。<br>受講者数: 81名  | 研修会参加者への周知、意識の向上                                     | 障害者虐待防止法の研修での周知等                           |   | 障害保健福祉課                                 |              |
| チラシの作成(多言語化したチラシがない場合は、日本語のチラシを配布)                       | 予算等                         |   |   | 外国人向けの人権・生活相談を通じた啓発に努めた。  | 今後はPRのみならずチラシ等の配布も必要                                 | チラシの作成(多言語化したチラシがない場合は、日本語のチラシを配布)   | 予算等  | 国際交流課                                      |   |   |              |
| ●高齢者総合相談センター、地域包括支援センター、認知症コールセンターの周知及び配偶者暴力相談支援センターとの連携 |                             | 1. 高齢者総合相談センターリーフレットの配布、市町村広報誌への記事掲載等の検討。       | 1. リーフレットを毎年配布するが、相談件数が減少しているため、配布方法の検討が必要。 | 1. 高齢者総合相談センターリーフレットの配布<br>配布箇所: 1,000箇所(福祉施設、公共機関・窓口、郵便局、スーパー等)<br>配布部数: 10,000部 | 1. 相談件数は昨年度と比べ増加(86件増、合計1,081件)したが、今後も周知を行っていく必要がある。 | 1. 高齢者総合相談センターリーフレットの配布、テレビ・ラジオによる広報の実施。   | 1. より多くの県民への高齢者総合相談センターの周知                           | 高齢者福祉課                                     |   |   |              |
|  |                             | 2. 新聞やラジオ等による認知症コールセンターの周知。認知症についてのパンフレットリニューアル | 2. より多くの県民への認知症コールセンターの周知                   | 2. 認知症コールセンターへの相談件数<br>H25年度: 410件  | 2. 今後もさらなる周知のために、新聞やラジオ等を活用した周知を行う必要がある。             | 2. 新聞やラジオ、認知症についてのパンフレット等による認知症コールセンターの周知。<br>3. 高齢者総合相談センター、認知症コールセンターの窓口で、配偶者暴力相談支援センターのチラシを配布する等、連携して周知を行う。 | 2. より多くの県民への認知症コールセンターの周知<br>3. 配偶者暴力相談支援センターとの連携    |  |   |   |              |



| 基本の柱                       | 重点目標                       | 取組項目              | 取組の内容                                   | 計画(P)   |                                      | 実行(D)  |   | 評価(C)  | 改善(A)                            | 次年度の取組     |            |
|----------------------------|----------------------------|-------------------|---|---|--------------------------------------|--|---|--|----------------------------------|------------|------------|
|                            |                            |                   |   | H25年度実施計画(インプット)  | 実施上の課題等                              | H25年度実施計画(インプット)   | 実施上の課題等                                   | 実施後の分析、検証  | H26年度実施計画(インプット)                 | 実施上の課題等    | 担当課室又は関係機関 |
| 2DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり | (3)高齢者、障害者、外国人が相談しやすい体制づくり | ②各相談機関における相談機能の強化 | ●障害者110番や高知いのちの電話の周知及び配偶者暴力相談支援センターとの連携 | 障害者110番事業のパンフレット作成・配布   | 連携しやすい体制(定期的な情報交換)などの検討              | 委託先である県社協において、障害者110番事業のリーフレットを作成し、相談窓口で配布している。                            | リーフレットの配布、広報                              | 障害者110番事業のパンフレット作成・配布  | 連携しやすい体制(定期的な情報交換)などの検討          | 障害保健福祉課    |            |
|                            |                            |                   | ●心の健康相談の周知及び配偶者暴力相談支援センターとの連携           | ●心の健康相談の周知については、ケース会や研修会開催時に周知を行う。また、配偶者紡織相談支援センターとの連携については、相談に応じて随時対応していく。 | ●市町村窓口担当へのスキルアップ                     | ●女性相談支援センターからの紹介による面接相談5件<br>●女性相談支援センターへの技術支援10回                          | ●個別面接への対応<br>●メンタルヘルスの専門機関として助言等の技術支援を行った | ●心の健康相談の実施<br>●関係機関を経由した相談者への対応<br>●関係機関への技術的支援の実施           | 関係機関とのタイムリーな連携                   | 精神保健福祉センター |            |
|                            |                            |                   | ●国際交流協会の周知、啓発チラシの作成及び配偶者暴力相談支援センターとの連携  | 協会PRパンフに人権・生活相談と通訳ボランティアについて紹介する。   | 特になし                                 | 協会PRパンフレットを作成・配布し、協会の認知度の向上に努めた。   | 該当なし                                      | ●相談事例があった場合は、関係機関と連携し、随時適切な対応を行う。                            | 該当なし                             | 福祉保健所      |            |
|                            |                            |                   | ●外国語通訳及び手話通訳等の確保                        | 高知市、西部地域、東部地域で手話通訳者養成研修(応用課程)を実施。<br>高知市で要約筆記養成研修(前期課程)を実施。                 | 手話通訳、要約筆記共に指導者の養成                    | 手話:高知市で応用課程修了(19名)<br>室戸市で応用課程修了(5名)<br>幡多地域で応用課程修了(7名)<br>要約筆記:前期課程修了(9名) | 指導者の養成                                    | 高知市、西部地域、東部地域で手話通訳者養成研修(前期課程)の実施。<br>高知市で要約筆記養成研修(後期課程)の実施。  | 手話通訳、要約筆記共に指導者の養成                | 障害保健福祉課    |            |
|                            |                            | ③相談窓口のバリアフリー化     | ●国際交流協会の周知、啓発チラシの作成及び配偶者暴力相談支援センターとの連携  | 協会PRパンフに人権・生活相談と通訳ボランティアについて紹介する。   | 特になし                                 | イベント等を実施する際、ニーズに応じて外国語通訳を手配。   | 通訳にレベル差があるため、全体的な研修等が必要。                  | 協会PRパンフを活用し、人権・生活相談と通訳ボランティアについて広報を実施。                       | 特になし                             | 国際交流課      |            |
|                            |                            |                   | ●警察等と連携した安全の確保                          | ●必要に応じて警察等と連携、被害者等の安全の確保に努める。   | ●関係機関の連携                             | ●事例実績なし<br>●H25年度DV関係の相談事例はなし(須崎)  | 該当なし                                      | ●必要に応じて関係機関と連携し、被害者等の安全の確保に努める。                              | ●関係機関の連携                         | 福祉保健所      |            |
|                            |                            |                   | ●迅速かつ安全に24時間対応できる保護体制の確立                | ●本年度も女性相談支援センターへの避難の際は、必要に応じて警察官による搬送を行なう                                   | ●郡部署、小規模署では女性相談支援センターへの搬送委員の確保が難しい   | 本年度も女性相談支援センターへの避難の際は、全て警察官による搬送を行った                                       | 女性相談支援センターと連携した安全確保がなされた                  | 女性相談支援センターへの避難の際には、警察官による搬送を行い安全確保を図る                        | 小規模署、遠距離の署にあっては、搬送委員の確保が困難な場合がある | 警察本部       |            |
|                            |                            |                   | ●迅速かつ安全に24時間対応できる保護体制の確立                | ●ホテル等の避難場所を事前に確認し、避難できる態勢を確保している<br>●公費負担制度の充実を図る                           | ●夜間等で避難場所の確保が難しい場合があり、避難場所を開拓する必要がある | ●ホテル等の避難場所を事前に確認し、避難できる態勢を確保<br>●公費負担制度の充実を図った                             | 公費負担制度の積極的活用により安全確保が図られた                  | ●ホテル等の避難場所を事前に確認し、避難できる態勢を確保<br>●公費負担制度の充実を図る<br>●民間シェルターの確保 | 避難場所の更なる拡大                       | 警察本部       |            |
|                            |                            |                   | ●県域を越えた広域での保護体制の整備                      | ●民間シェルター等との連携を図る  | ●他県の婦人相談所との連携が十分でない                  | ●他県の婦人相談所と情報交換   | ●被害者の安全確保ができた                             | ●他県の婦人相談所・民間シェルター等との連携を図る                                    | ●他県の婦人相談所との連携が十分でない              | 女性相談支援センター |            |
|                            |                            |                   | ●迅速かつ安全に24時間対応できる保護体制の確立                | ●本年度も女性相談支援センターへの避難の際は、必要に応じて警察官による搬送を行なう                                   | ●郡部署、小規模署では女性相談支援センターへの搬送委員の確保が難しい   | 本年度も女性相談支援センターへの避難の際は、全て警察官による搬送を行った                                       | 女性相談支援センターと連携した安全確保がなされた                  | 女性相談支援センターへの避難の際には、警察官による搬送を行い安全確保を図る                        | 小規模署、遠距離の署にあっては、搬送委員の確保が困難な場合がある | 警察本部       |            |

| 基本の柱                | 重点目標                     | 取組項目           | 取組の内容  | 計画(P)   |   | 実行(D)   | 評価(C)  | 改善(A)  | 次年度の取組   |            | 担当課室又は関係機関 |
|---------------------|--------------------------|----------------|--|---|---|---|--|--|--|------------|------------|
|                     |                          |                |  | H25年度実施計画(インプット)  | 実施上の課題等   |   | 実施後の分析、検証  | H26年度実施計画(インプット)   | 実施上の課題等  |            |            |
| 3 DV被害者支援の一時保護体制の充実 | (1) 関係機関の連携による一時保護と安全の確保 | ② 同伴者を含めた安全の確保 | ●被害者への保護命令制度の情報提供及び手続支援  | <ul style="list-style-type: none"> <li>DV相談者に制度の情報提供、手続きを支援</li> <li>保護命令の説明及び利用への効果的アドバイスを実施</li> </ul>          | 該当なし  | <ul style="list-style-type: none"> <li>アウトプット(結果)インプット(投入)により具体的に現れた形</li> <li>アウトカム(成果)アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>制度の情報提供、手続きを支援できた</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>DV相談者に制度の情報提供、手続きを支援</li> <li>保護命令の説明及び利用への効果的アドバイスを実施</li> </ul> | 該当なし   | 女性相談支援センター |            |
|                     |                          |                | <ul style="list-style-type: none"> <li>相談受理時における被害者の意思決定支援を実施</li> <li>相談受理時に保護命令制度の教示を実施</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>身体に危害が及ぶ可能性が認識できない被害者がいる</li> <li>避難の必要性の認識不足な被害者がいる</li> </ul>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>相談受理時における書面活用による意思決定支援</li> <li>相談受理時における保護命令制度の教示を実施</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>相談受理時における書面活用による意思決定支援の強化</li> <li>相談受理時における保護命令制度の教示を徹底した</li> </ul>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>書面活用による被害者の意思決定支援を強化</li> <li>相談受理時に保護命令制度の教示を実施</li> <li>被害者の危険性について助言</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>身体に危害が及ぶ可能性が認識できない被害者がいる</li> <li>避難の必要性の認識不足な被害者がいる</li> </ul>   | 警察本部   |            |            |
|                     |                          |                | ●個別検討会の中で、関係機関が共通認識のもと秘密保持の徹底を図る。  | 該当なし  | <ul style="list-style-type: none"> <li>事例実績なし</li> <li>H26年度DV関係の相談事例はなし(須崎)</li> </ul>   | 該当なし  | <ul style="list-style-type: none"> <li>個別検討会の中で、関係機関が共通認識のもと秘密保持の徹底を図る。</li> </ul>   | 該当なし   | 福祉保健所  |            |            |
|                     |                          |                | ■情報共有の際、守秘義務の再度確認  | <ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援センターと児童相談所との連携強化</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>中央児相女性相談支援センターと児童相談所との連携により、状況に応じて子どもの一時保護を受けるとともに、子どもにとっての最善の援助がなされるよう関与している。</li> <li>幡多児相</li> <li>25年度配偶者DV被害を目撃して、児童を一時保護したケースは無かった。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者からの暴力の被害者の子どもの保護に関する連携ができています。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>情報共有の際、守秘義務の再度確認</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援センターと児童相談所との連携強化</li> </ul>                                 | 児童相談所  |            |            |
|                     |                          |                | ●関係機関に対する秘密の保持の徹底  | <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も研修の機会等を活用して、DV被害者支援についての情報提供を行う。</li> </ul>                             | 該当なし  | <ul style="list-style-type: none"> <li>DV被害者支援についての情報提供を行う機会が設定できなかった。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>各種研修会を設定するに当たっては、主催者側の目的や対象者のニーズ等が大きく関わっており、DV被害者支援についての情報提供を入りにくい状況がある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>DV被害者支援についての情報提供を行う機会について検討する。</li> </ul>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>各種研修会を設定するに当たっては、主催者側の目的や対象者のニーズ等が大きく関わっており、DV被害者支援についての情報提供を入りにくい状況がある。</li> </ul> | 人権教育課      |            |
|                     |                          |                | <ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援センターや市町村と連携を密にして行方不明者届の不受理や住民基本台帳閲覧制限を実施する</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援センターとの更なる情報交換を積極的に行う必要がある</li> </ul>                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>本年度も女性相談支援センターへの避難の際は、全て警察官による搬送を行った</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援センターや市町村との連携を密にし、住民基本台帳閲覧制限の実施や行方不明届の不受理を実施した</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援センターや市町村との情報交換を積極的に行う必要がある</li> </ul>   | 警察本部   |  |            |            |
|                     |                          |                | ●一時保護期間中に、入所者が安心して過ごせる環境の整備  | <ul style="list-style-type: none"> <li>セキュリティ対策の強化</li> <li>入所中の見守り支援の充実</li> <li>警察と配偶者暴力相談支援センター等の連携</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>入所者の予想外の行動や加害者への対応など、的確な判断が必要</li> </ul>   | 該当なし  | 該当なし   | <ul style="list-style-type: none"> <li>入所中の見守り支援の充実</li> <li>警察と配偶者暴力相談支援センター等の連携</li> </ul>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>入所者の予想外の行動や加害者への対応</li> </ul>   | 女性相談支援センター |            |
|                     |                          |                | <ul style="list-style-type: none"> <li>本年度も女性相談支援センター等と連携し、必要に応じて巡回等の対応を行なう</li> </ul>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援センターが南署管内であり、南署の負担が大きい</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>押し掛け行為が予想される場合には、一時避難施設周辺の巡回による警戒を実施</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談私選センターとの連携による警戒活動が行われた</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>本年度も女性相談支援センター等と連携し、必要に応じて巡回等の対応を行なう</li> </ul>                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援センターが南署管内であるため南署の負担が大きい</li> </ul>                          | 警察本部   |            |            |

| 基本の柱                | 重点目標         | 取組項目 | 取組の内容                           | 計画(P)  |   | 実行(D)   | 評価(C)  | 改善(A)  | 次年度の取組                             | 担当課室又は関係機関          |
|---------------------|--------------|------|---------------------------------|--|---|---|--|--|------------------------------------|---------------------|
|                     |              |      |                                 | H25年度実施計画(インプット)   | 実施上の課題等   | アウトプット(結果)<br>インプット(投入)により具体的に現れた形<br>アウトカム(成果)<br>アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化   | 実施後の分析、検証  | H26年度実施計画(インプット)   | 実施上の課題等                            |                     |
| 3 DV被害者支援の一時保護体制の充実 | 被害者の心理ケアの充実  | ①    | ●専門機関との連携による心の健康の回復支援           | ・民間団体のカウンセラー等によるメンタルケアの実施(毎金曜日)<br>・退所後の個別カウンセリングの実施(随時)   | ・退所者に対する個別カウンセリングの継続  | ・メンタルヘルスの実施 10名<br>・民間機関カウンセリング 2人実施  | ・外部のカウンセラーとの面接により、不安等を取り除くことができた   | ・民間団体のカウンセラー等によるメンタルケアの実施(毎金曜日)<br>・退所後の個別カウンセリングの実施(随時) | ・退所者に対する個別カウンセリングの継続               | 女性相談支援センター          |
|                     |              |      | ●心理ケア担当による心の健康回復支援              | ・心理教育、リラクゼーションを実施  | ・心理ケア担当者のスキルアップ   | ・心理教育、リラクゼーション等を実施 33回  | ・相談者の心の健康が回復した   | ・心理教育、リラクゼーションを実施  | ・心理ケア担当者のスキルレベルに合った研修の確保           | 女性相談支援センター          |
|                     | 子どもの心身のケアの充実 | ②    | ●児童相談所等と連携した子どもの心理判定やカウンセリングの実施 | ■一時保護及び施設入所措置を行った児童の状況に応じて児童への心理判定やカウンセリング等実施。   | ・女性相談支援センターと児童相談所との連携の強化及び役割分担の再確認  | ○中央児相<br>「児童の家庭におけるDVは心理的虐待にあたる。」と虐待防止法で定義されており、一時保護等を行った子どもには、心理判定やカウンセリング等を実施している。<br><br>○幡多児相<br>・25年度、配偶者暴力支援センターにおける一時保護で、心理判定やカウンセリングの依頼は無かった。 | ・一時保護及び施設入所措置を行った子どもの状況に応じて、児童への心理的判定やカウンセリング等を実施している。   | ■一時保護及び施設入所措置を行った児童の状況に応じて児童への心理判定やカウンセリング等実施。           | ・女性相談支援センターと児童相談所との連携の強化及び役割分担の再確認 | 女性相談支援センター<br>児童相談所 |
|                     |              |      | ●療育福祉センターと連携した障害の心配のある子どもへの対応   | 「(仮称)高知県子ども総合センター整備基本構想」に基づき、施設整備に向けた基本設計等を行う。   | 該当なし  | 「(仮称)高知県子ども総合センター整備基本構想」に基づき、施設整備に向けた基本設計の委託契約  | 該当なし   | 「(仮称)高知県子ども総合センター整備基本構想」に基づき、施設整備に向けた実施設計等を行う。           | 該当なし                               | 療育福祉センター            |
|                     | 保育、学習支援の充実   | ③    | ●安心して遊ぶことのできる環境の整備              | ・中庭・プレイルーム・学習室の整備<br>・ベビーシッターの確保<br>・心の教育センターとの連携  | 該当なし  | ・教員OBによる学習支援実施 12回  | ・同伴児の教育支援ができた  | ・教員OBによる学習支援実施   | ・学校の協力が必要                          | 女性相談支援センター          |
|                     |              |      |                                 | ・引き続き連携し、ケースによっては、女性相談センターに出向き、出張教育相談を行う。  | 該当なし  | ・現在のところ要請ケースなし  |  | ・引き続き連携し、ケースによっては、女性相談センターに出向き、出張教育相談を行う。                | 該当なし                               | 心の教育センター            |
|                     |              |      | ●学校と連携した一時保護所での教育支援             | ・教員OBによる学習支援実施   | ・学校の協力が必要   |   |  | ・教員OBによる学習支援実施   | ・学校の協力が必要                          | 教育政策課               |
|                     |              |      | ●就学のためのさまざまな制度の情報提供と手続支援        | ・授業料無償化制度については、H26年度からの実施と公表され、H25年度秋頃には何らかのものが示されるとの説明もあり、今後も国の動向等の情報を収集し、本県における所得制限を設けた授業料無償化制度や給付型奨学金制度の円滑な実施につなげる。<br>・対象者への制度周知 | ・H26年度から実施される予定の所得制限を設けた授業料無償化の保護者・生徒・学校への周知、条例の改正、予算措置及び電算システム稼働<br>・財源の確保 | ・H25年秋の臨時国会で、H26年4月実施予定の公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度の見直しの改正法案が可決された。   | ・授業料等に充てるための高等学校等就学支援金の支給について、高所得世帯の生徒等に対して所得制限を設けたことにより捻出された財源で、低所得世帯の生徒等に対する支援の拡充ができ、実質的な教育の機会均等が図られた。 | ・所得制限を設けた、高等学校等就学支援金の支給の実施<br>・低所得世帯への給付金の支給の実施          | ・保護者、生徒への周知                        | 高等学校課               |

| 基本の柱                | 重点目標                         | 取組項目          | 取組の内容                                 | 計画(P)   |  | 実行(D)  | 評価(C)  | 改善(A)   | 次年度取組   |                | 担当課室又は関係機関 |            |              |
|---------------------|------------------------------|---------------|---------------------------------------|---|--|--|--|---|---|----------------|------------|------------|--------------|
|                     |                              |               |                                       | H25年度実施計画(インプット)  | 実施上の課題等  | アウトプット(結果)<br>インプット(投入)により具体的に現れた形<br>・アウトカム(成果)<br>アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 | 実施後の分析、検証  | H26年度実施計画(インプット)  | 実施上の課題等   |                |            |            |              |
| 3 DV被害者支援の一時保護体制の充実 | (2) 配偶者暴力支援センターにおける一時保護体制の充実 | ④ 災害に備えた体制づくり | ●設備の見直しや避難訓練等の実施による安全対策               | ・南海地震等の対策として、年2回避難訓練を実施                                 |  | ・南海地震等の対策として、避難先の確認や防災研修を実施<br>2回  |  | ・南海地震等の対策として、年2回避難訓練を実施   |   |                | 女性相談支援センター |            |              |
|                     |                              |               | ●備蓄等の充実                               | ・備蓄品等の1週間分の維持   |  | ・備蓄品等の1週間分の維持  | ・安全対策が図られた   | ・備蓄品等の1週間分の維持   |   |                | 女性相談支援センター |            |              |
|                     |                              |               | ●代替施設による事業の継続                         | ソーレの使用について引き続き協議を進めていく。                                 | 高知市の避難場所指定との調整   |  |  |   | ソーレの使用について引き続き協議を進めていく。   | 高知市の避難場所指定との調整 |            | 女性相談支援センター |              |
|                     |                              |               | ① 郡部における一時保護施設の確保<br>●郡部における一時保護施設の確保 | ・一時保護委託先の確保   | 情報収集   | 新たな委託先は未確保   | 特に東部地域での委託先確保が課題   | ・一時保護委託先の確保   | ・東部地域での委託先確保  |                |            | 女性相談支援センター |              |
|                     |                              |               | ② 民間シェルターとの連携による一時保護体制の充実             | ・既存の支援団体との連携強化<br>・一時保護委託先の確保                           | ・民間シェルターの拡充<br>・県東部、県外の委託先の確保  | 一時保護委託先3カ所<br>保護実績2件   | 特に東部地域での委託先確保が課題   | ・既存の支援団体との連携強化<br>・一時保護委託先の確保   | ・民間シェルターの拡充<br>・県東部、県外の委託先の確保                                     |                |            | 女性相談支援センター |              |
|                     |                              |               | 携施設等との連携<br>●障害者及び高齢者施設の活用の検討         | 1.研修時に参加施設名簿等を配布し、施設間での協力体制の構築を促す。                      | 1.施設での実践に結びつく研修内容の検討   | 1.高知県高齢者権利擁護研修会を開催する。(H25.11.18、12.17 参加者175名)                               | 1.今後も継続して実施することで、事業所における権利擁護の意識を高めるとともに、事業所間の連携強化を図る。  | 1.研修時に参加施設名簿等を配布し、施設間での協力体制の構築を促す。<br>2.実践に結びつくよう、ふりかえり研修を実施                              | より多くの施設が参加できるよう、研修回数等の検討  |                |            | 高齢者福祉課     |              |
| 4 DV被害者の自立支援        | (1) DV被害者の生活再建               | ① 住宅の確保       | ●県営住宅の募集時の優先措置による支援                   | 定期的募集による応募者の入居選考にあたっては、DV被害者等に対する当選倍率を高める方法により選考を行っている。 | DV被害者の住宅が必要な時期と県営住宅の定期募集の時期が一致するとは限らない。被害者の自立時期に臨機応変に対応していくことが必要である。 | ・平成25年度は、年4回の定期募集を行い、募集戸数168戸に対し、1277人の応募があった。<br>・DV被害者からは3人の応募があり、2人が入居した。 | ・平成25年度募集戸数168戸に対して、1277人の応募があり、倍率は7.6倍となっている。<br>・DV被害者からは3人の応募があり、2人が入居となっており、優遇措置の効果があったと考えられる。 | ・年4回の定期募集を行う。<br>・DV被害者には、当選倍率を高める優遇措置を講じる。<br>・緊急を要する被害者の一時入居先として、目的外使用許可を行い県営住宅を提供していく。 | ・当選倍率を高める優遇措置は、母子、父子、子育て、障害者及び高齢者世帯等にも実施しており、応募しても確実に入居できるとは限らない。 |                | 住宅課        |            |              |
|                     |                              |               | ●民間事業者の協力による住宅に関する情報の提供               | ・民間事業者との協力体制の確立   | 該当なし   | ・NPO法人の支援を受け住居を構えた   | ・自立につながった  | ・NPO法人、民間事業者との協力体制の確立   | 協力してくれる民間事業者が少ない  |                |            | 女性相談支援センター |              |
|                     |                              |               | ●保証料補給制度、融資制度等の情報提供                   | ・情報収集の充実  | 適時の情報収集  | ・情報収集し、提供した  | ・自立につながった  | ・情報収集の充実  | 適時の情報収集   |                |            |            | 女性相談支援センター   |
|                     |                              |               | ●県職員住宅及び県営住宅の短期利用の検討                  | DV被害者が県職員住宅を短期利用できるよう、部局間使用の申請を行い、適宜対応する。               | 改修工事により空き部屋が不足してくるため、代替の住居確保を検討する必要がある。                              | DV被害者に対する空き部屋の提供(2件、5人)  | ・必要に応じて部屋を提供でき、自立につながった  | DV被害者が県職員住宅を短期利用できるよう、部局間使用の申請を行い、適宜対応する。   | 特に無し  |                |            |            | 県民生活・男女共同参画課 |
|                     |                              |               |                                       | ・DV被害者が県職員住宅や県営住宅を短期利用できる体制を整える。                        | ・被害者が必要とする時に、常に利用できる状態の確保<br>・被害者のプライバシーの確保                          | ・募集しても応募が少ない団地を随時募集団地として、随時入居できるようにしている。                                     | ・随時募集団地は、郡部に限られており、DV被害者の希望に添えない場合がある。   | ・緊急避難先として、随時募集団地を提供していく。  | ・随時募集団地は、郡部に限られており、DV被害者の希望に添えない場合がある。                            |                |            |            | 女性相談支援センター   |

| 基本の柱         | 重点目標           | 取組項目                       | 取組の内容   | 計画(P)  |  | 実行(D)   | 評価(C)   | 改善(A)  | 次年度の取組  | 担当課又は関係機関    |         |
|--------------|----------------|----------------------------|---|--|--|---|---|--|---------|--------------|---------|
|              |                |                            |   | H25年度実施計画(インプット)   | 実施上の課題等  | アウトプット(結果)<br>インプット(投入)により具体的に現れた形<br>アウトカム(成果)<br>アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化         | 実施後の分析、検証   | H26年度実施計画(インプット)   | 実施上の課題等 |              |         |
| 4 DV被害者の自立支援 | (1) DV被害者の生活再建 | ① 住宅の確保                    | ● 県職員住宅及び県営住宅の短期利用の検討   | DV被害者が県職員住宅を短期利用できるように体制を整える   |  | 空き部屋を貸与   | 部局間使用申請により、現在2戸貸している。要望に応えることができた。  | 部局間使用申請があり、かつ職員住宅に空きがあれば部屋の提供を検討する   | 特になし    | 職員厚生課        |         |
|              |                |                            | 緊急避難先として、県営住宅を希望するDV被害者に対しては、「DV被害者に関する県営住宅施設等目的外使用許可事務取扱要綱」に基づき、可能な範囲で県営住宅を提供していく。 | 県営住宅への入居は、定期募集によるものが基本であり、必ずしも被害者の希望に添えない場合がある。  | 関係部署を通じて、緊急避難先としての相談が1件あったが、所在地等の希望に添えなかったため、入居には至らなかった。   | 空き室は限られており、DV被害者の希望に添えない場合がある。  | 緊急避難先として、県営住宅を希望するDV被害者に対しては、「DV被害者に関する県営住宅施設等目的外使用許可事務取扱要綱」により対応していく。                            | 県営住宅の空き室については、原則として募集にかけることとしており、DV被害者の希望地の県営住宅に空き室があるとは限らない。                              |         |              | 住宅課     |
|              |                | ● ハローワークとの連携による就職の促進       | 一時保護、自立支援入所者への積極的な支援や働き掛け   | DV被害者の実情についての理解  | 一時保護者への積極的な支援や働き掛け   | 自立につながった  | 一時保護、自立支援入所者への積極的な支援や働き掛け   | 該当なし   |         | 女性相談支援センター   |         |
|              |                | ● 企業の理解の促進や求人情報の提供による就職の促進 | 業界の機関紙を使った啓発、研修等の実施を、関係課を通じて、もしくは、経営者協会等と連携する等して働きかける。                              | 業界団体や企業等とのつながりがない。   | 雇用労働政策課の協力を得て、啓発を行った。<br>女性しごと応援室の開設や女性の活躍促進事業を通じ、商工部門や業界団体、就労支援機関(ハローワーク等)との関係ができた。                                       | 商工部門等との関係が出来たことで、より連携した事業の実施が可能となった。  | 商工部門や業界団体と連携して、啓発の実施や協力の依頼を行う。  | 特になし   |         | 県民生活・男女共同参画課 |         |
|              |                | ● 就業支援制度等の技能習得にかかる情報提供     | 経営者団体等に対し、DVに関する情報(チラシ等)を配布し、従業員研修時での活用・配布を要請                                       | 各企業までの浸透   | 県内1,000社を超える事業所に配布する労働関係広報誌に掲載(12月号)   | 事業所に配布する広報誌に掲載することで、広く県民に周知を図ることができると、引き続き実施することが必要                                 | 県内1,100社を超える事業所に労働関係情報誌を配布、HPに掲載し啓発を実施  | 各企業内での情報の従業員等への配布、活用の実効性の確保  |         | 雇用労働政策課      |         |
|              |                | ● 就業支援制度等の技能習得にかかる情報提供     | 一時保護入所者に対し、母子家庭等就業・自立支援センター及び、ハローワークと連携を取りながら、求人情報を提供                               | 資格取得のための受験料などの費用負担<br>母子家庭の母は、雇用情勢が厳しいうえ、就業時間帯や対象者のスキルの問題などにより、臨時、パート雇用が多く、望む職種に就職するのが難しい。 | 一時保護入所者に対し、母子家庭等就業・自立支援センター連携を取りながら、訓練等の情報を提供  | 自立につながった  | 一時保護入所者に対し、母子家庭等就業・自立支援センター及び、ハローワークと連携を取りながら、訓練等の情報を提供   | 資格取得のための受験料などの費用負担<br>母子家庭の母は、雇用情勢が厳しいうえ、就業時間帯や対象者のスキルの問題などにより、臨時、パート雇用が多く、望む職種に就職するのが難しい。 |         | 女性相談支援センター   |         |
|              |                | ● 就業支援制度等の技能習得にかかる情報提供     | 就業等相談 月～金8:30～17:15<br>移動相談 19回<br>無料法律相談 24回<br>パソコン講座 2回<br>就職者数 目標値(H28): 150人   | 関係機関との連携・情報提供方法の検討   | <H26年3月末時点><br>母子家庭等就業・自立支援センター事業<br>相談件数 1495件<br>移動相談実施数 20回<br>無料法律相談 24回<br>パソコン講座 2回<br>(9月:10人, 2月:8人)<br>就職決定者 123人 | 母子家庭等就業・自立支援センターにおける就職決定者数は昨年の同時期に比べ増加、引き続きセンターや実施事業の周知や就職決定者の増加に取り組む必要がある          | 母子家庭等就業・自立支援センター事業<br>月～金8:30～17:15<br>移動相談 18回<br>無料法律相談 24回<br>パソコン講座 2回<br>就職者数 目標値(H28): 150人 | 関係機関との連携・情報提供方法の検討   |         | 児童家庭課        |         |
|              |                | ● 就業支援制度等の技能習得にかかる情報提供     | 6コース10名を設定  | 受け入れられる保育所等の確保が必要のため、サービスを付けることができる訓練設定が実施直前となり、計画的な実施が困難。                                 | 4コース10名を設定し、利用者は4名   | 受講者の子どもの年齢や子どもの預かり先(保育所や祖父母等)の有無にもよるが、利用者は少ない。訓練数自体も少なく、タイミングが合わなければ利用しにくいことも一因である。 | 5コース10名を設定  | 利用者が少なく、託児施設の確保に課題がある(設定しても利用者がなければ人的配置等に支障あり)。託児施設については県が確保することも検討中である。                   |         |              | 雇用労働政策課 |
|              |                | ● 就業支援制度等の技能習得にかかる情報提供     | 当課の広報紙にて「こうちファミリーサポートセンター」の周知広報を行う。また、援助会員の登録に必要な講習会の紹介などの広報を追加する。                  | 不足する地域のみ重点をかけて広報することができない。   | 当課の広報紙、HP、県からのお知らせにおいて「こうちファミリーサポートセンター」や保育講習会の紹介を行った。   | 会員数は年々増加しているが、一方で援助会員が地域によって不足しているため、援助会員の保育講習会の広報を引き続き行う必要がある。                     |   | 不足する地域のみ重点をかけて広報することができない。   |         |              |         |

| 基本の柱         | 重点目標           | 取組項目      | 取組の内容              | 計画(P)   |  | 実行(D)   | 評価(C)  | 改善(A)  | 次年度の取組   | 担当課又は関係機関       |
|--------------|----------------|-----------|--------------------|---|--|---|--|--|--|-----------------|
|              |                |           |                    | H25年度実施計画(インプット)  | 実施上の課題等  | ・アウトプット(結果)<br>インプット(投入)により具体的に現れた形<br>・アウトカム(成果)<br>アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化   | 実施後の分析、検証  | H26年度実施計画(インプット)   | 実施上の課題等  |                 |
| 4 DV被害者の自立支援 | (1) DV被害者の生活再建 | ② 就労支援の充実 | ●就職活動及び技能習得時の託児支援  | <ul style="list-style-type: none"> <li>一時保護入所者就職活動時の同伴児への託児実施</li> <li>託児情報の収集と提供</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>託児サービス付き職業訓練のコース数が限定されることもありニーズを踏まえたコース設定が必要</li> </ul>   | 該当なし  | 該当なし   | <ul style="list-style-type: none"> <li>一時保護入所者就職活動時の同伴児への託児実施</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>託児サービス付き職業訓練のコース数が限定されることもありニーズを踏まえたコース設定が必要</li> </ul>   | 女性相談支援センター      |
|              |                |           |                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>しごと体験講習事業実施要領に対象者の優先的な取扱について明記</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>受講者の精神面のフォローが必要であり、支援機関との連携が課題。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>しごと体験講習事業実施要領に対象者の優先的な取扱について明記</li> <li>高知市の支援施設の入居者がジョブカフェこうちに来所し、しごと体験を受講し、就職。その後雇用期間終了後再度しごと体験を利用。マッチングに至らず支援を継続中。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>市の支援施設の職員にしごと体験が周知されておらず、今回の利用はジョブカフェに来所したことにより知り得たものである。</li> <li>市町村の支援機関への事業周知が必要である。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>しごと体験講習事業実施要領に対象者の優先的な取扱について明記することを継続する。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の支援施設に対する事業の周知が必要。</li> </ul>  | 男女共同参画センター「ソール」 |
|              |                |           |                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>6コース10名を設定</li> <li>当課の広報紙にて「こうちファミリーサポートセンター」の周知広報を行う。また、援助会員の登録に必要な講習会の紹介などの広報を追加する。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>受け入れられる保育所等の確保が必要のため、サービスを付けることができる訓練設定が実施直前となり、計画的な実施が困難。</li> <li>不足する地域のみ重点をかけて広報することができない。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>4コース10名を設定し、利用者は4名</li> <li>当課の広報紙、HP、県からのお知らせにおいて「こうちファミリーサポートセンター」や保育講習会の紹介を行った。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>受講者の子どもの年齢や子どもの預かり先(保育所や祖父母等)の有無にもよるが、利用者は少ない。訓練数自体も少なく、タイミングが合わなければ利用しにくいことも一因である。</li> <li>会員数は年々増加しているが、一方で援助会員が地域によって不足しているため、援助会員の保育講習会の広報を引き続き行う必要がある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>5コース10名を設定</li> <li>当課の広報紙、HP、県からのお知らせにおいて「こうちファミリーサポートセンター」や保育講習会の紹介を継続して広報する。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者が少なく、託児施設の確保に課題がある(設定しても利用者がなければ人的配置等に支障あり)。託児施設については県が確保することも検討中である。</li> <li>不足する地域のみ重点をかけて広報することができない。</li> </ul> | 雇用労働政策課         |
|              |                | ③ 生活支援の充実 | ●被害者の日常生活に対する支援の検討 | <ul style="list-style-type: none"> <li>必要な相談者及び入所者に対し、福祉事務所への同行支援</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>居所が確保できない人への対応</li> <li>支援を行うため、相談につながる体制整備</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>必要な相談者及び入所者に対し、福祉事務所への同行支援</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>生活の再建に役立った</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>必要な相談者及び入所者に対し、福祉事務所への同行支援</li> <li>居所や保証人が確保できない人への対応</li> </ul>   | 女性相談支援センター〔福祉保健所〕  |                 |
|              |                |           |                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭等自立促進計画(二次)による支援の実施</li> <li>母子生活支援施設における支援機能の充実</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>母子生活支援施設の支援体制(人員数)の強化</li> <li>関係機関との情報共有と連携</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;H26年3月末時点&gt;(ちぐさ)</li> <li>入所世帯数及び人数 20世帯、51人</li> <li>相談員研修参加 16回</li> <li>心理士の心理療法の実施</li> <li>母子等支援員による相談、専門機関への紹介</li> <li>関係機関(高知市・児相・学校・警察)とのケース会議の実施(6回)</li> </ul>                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>(ちぐさ)</li> <li>関係機関との連携により情報の共有ができ、今後の要支援者への支援を充実・強化することができた。</li> <li>母子生活支援施設の支援体制(人員数)については、現状維持</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>(ちぐさ)</li> <li>母子生活支援施設において、母子世帯が安心して相談できる体制の整備</li> <li>相談員研修参加 (15回)</li> <li>母子等支援員による相談、専門機関への紹介</li> <li>対象者に対する心理士の心理療法を定期的に年2回以上、その他随時実施</li> <li>関係機関との協働によるケース会議等の開催や情報交換</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>(ちぐさ)</li> <li>母子生活支援施設の支援体制(人員数)の強化</li> <li>県下的な連携・取組が課題</li> </ul>   | 児童家庭課           |
|              |                |           |                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>(和光寮)</li> <li>入所世帯数及び人数 5世帯、17人</li> <li>相談員研修参加 0回</li> <li>母子等支援員による相談、専門機関への紹介</li> <li>外部心理相談員による相談の実施(15回)</li> <li>関係機関(家児相・児相・福祉事務所・学校・医師・警察)とのケース会議の実施(2回)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>(和光寮)</li> <li>関係機関との支援強化と情報共有ができた</li> <li>外部心理相談員による職員のスキルアップ</li> </ul>                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>(和光寮)</li> <li>母子生活支援施設において、母子世帯が安心して相談できる体制の整備</li> <li>相談員研修参加 (2回)</li> <li>母子等支援員による相談、専門機関への紹介</li> <li>外部心理相談員による児童及び保護者に対する相談を実施</li> <li>関係機関との協働によるケース会議等の開催や情報交換</li> <li>スーパーバイザーの配置</li> </ul> |  |  |  |                 |

| 基本の柱            | 重点目標                    | 取組項目  | 取組の内容  | 計画(P)   |   | 実行(D)   |   | 評価(C)  | 改善(A)   | 次年度の取組              |  | 担当課又は関係機関 |
|-----------------|-------------------------|---|--|---|---|---|---|--|---|---------------------|--|-----------|
|                 |                         |   |  | H25年度実施計画(インプット)  | 実施上の課題等   | アウトプット(結果)<br>インプット(投入)により具体的に現れた形<br>アウトカム(成果)<br>アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化 | 生活の再建に役立った  | H26年度実施計画(インプット)   | 実施上の課題等   |                     |  |           |
| 4<br>DV被害者の自立支援 | (1)<br>DV被害者の生活再建       | ④民間による経済的支援の提供など、被害者をサポートしてくれる企業や民間支援団体の拡充                                | ・業界の機関紙への啓発、研修等の実施により、協力を働きかけ<br>・広報を通じて、広く県民に支援を呼びかける。            | 継続して、常に提供できる体制の構築<br>金銭面での支援の拡充   | ・企業・民間支援団体からの祝金や物品の提供<br>・民間支援団体の立替え制度の活用<br>立て替え 2件  | ・生活の再建に役立った   | ・企業・民間支援団体からの祝金や物品の提供<br>・民間支援団体の立替え制度の活用   | ・金銭面での支援の拡充<br>・DV被害者の生活ニーズに合った支援品の確保                      | 女性相談支援センター  |                     |  |           |
|                 |                         |   | ⑤庁内関係課による支援策の協議  | ●関係課による県基本計画の進捗状況の把握や課題等の検討   | 庁内関係課担当者の継続実施<br>支援策を所管しておらず、個別事業についてその都度庁内関係課と協議している状況なので、会を継続して実施し、共通認識を持つことが必要   | ・庁内関係課担当者は実施せず。<br>・男女共同参画推進本部会の開催回数が増加(年1→2回)、基本計画の上半期実績をとりまとめ、進捗管理を実施。    | ・第2次計画の取組を各機関が着実に実行するよう、PDCAを活用した進捗管理の実施  | ・庁内各課が、常にDV被害者支援の視点を持って事業を進めるためには、働きかけが必要。                 | 県民生活・男女共同参画課<br>【その他各課】   |                     |  |           |
|                 |                         |   | ●保護命令発令後の安全の確保   | ・警察等との連携<br>・今後研修の機会等を活用して、DV被害者支援についての情報提供を行う。   | ・本人から帰宅することがある<br>該当なし  | ・警察等との連携<br>・DV被害者支援についての情報提供を行う機会が設定できなかった。                                | ・被害者の安全の確保<br>・各種研修会を設定するに当たっては、主催者側の目的や対象者のニーズ等が大きく関わっており、DV被害者支援についての情報提供をいれにくい状況がある。 | ・警察等との連携<br>・DV被害者支援についての情報提供を行う機会について検討する。                | ・各種研修会を設定するに当たっては、主催者側の目的や対象者のニーズ等が大きく関わっており、DV被害者支援についての情報提供をいれにくい状況がある。 | 女性相談支援センター<br>人権教育課 |  |           |
|                 | ①関係機関の連携による被害者の情報共有と見守り | ●緊急避難体制の確保  | ・本年度も保護命令発令後裁判所において、加害者に指導警告を実施する                                  | ・審尋に出席しない加害者に対する指導警告が遅れる傾向にある   | ・本年度も保護命令発令後裁判所において、加害者に指導警告を実施する   | 早期段階での指導警告により、犯罪抑止効果が大である   | ・本年度も保護命令発令後裁判所において、加害者に指導警告を速やかに実施する   | ・審尋に出席しない加害者に対する指導警告が遅延してしまう。                              | 警察本部  |                     |  |           |
|                 |                         |   | ・警察との情報共有と連携   | 該当なし  | ・警察との情報共有と連携  | ・被害者の安全の確保  | ・警察との情報共有と連携  | 該当なし   | 女性相談支援センター  |                     |  |           |
|                 |                         |   | ・本年度も110通報登録を実施する  | ・緊急避難先が女性相談支援センターしなく、同所の入所が困難な場合一時避難先がない  | ・110通報登録制度を積極的に活用した<br>・公費負担制度による緊急避難場所としてのホテル宿泊を実施   | 110番登録制度の積極的登録、公費負担制度によるホテルの一時避難を実施した                                       | ・本年度も110通報登録制度を実施する<br>公費負担制度を活用したホテル等の緊急避難場所の避難  | ・女性相談支援センター以外の一時的避難先確保が喫緊の課題<br>・予算上の理由から公費負担制度の利用回数が制限される | 警察本部  |                     |  |           |
|                 | ●地域のネットワークの構築による情報共有    | ・DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、市町村、社会福祉協議会、民生・児童委員協議会などで構成するブロック会議を開催する。(5ブロック) | ・24年度は、関係機関連絡会議を2ヶ所(楠多、中央東)のみの開催にとどまる。そのため、ブロック会未開催地区への説明と協力依頼が必要。 | ・ブロック別DV関係機関連絡会議の開催 3箇所(安芸18機関23名、須崎10機関11名、中央西17機関17名 ※事務局除く)<br>・中央西ブロックの連絡会議は、時間的な制約から、DV対策連携支援ネットワーク会議と同時開催となった。<br>・24年度実施済みブロックにおいて、個別のネットワーク(市町村と法テラス)ができてきた。<br>・24年度に実施済みブロックにおいて、個別のネットワーク(市町村と法テラス)ができておる等、開催目的である顔つなぎの効果がみられる。<br>・ネットワーク会議を中央地区ブロック会議と同時開催したため、どちらも中途半端になった感が否めない。 | ・ブロック別連絡会議については開催までの調整に想定以上の時間を要したため、開催が年度末になり、3ブロックでの開催にとどまった他、直前の案内となったため、参加機関が少なかった。<br>・連絡会議に参加した関係機関が顔合わせができ、今後の連携の土台づくりができた。<br>・24年度に実施済みブロックにおいて、個別のネットワーク(市町村と法テラス)ができておる等、開催目的である顔つなぎの効果がみられる。<br>・ネットワーク会議を中央地区ブロック会議と同時開催したため、どちらも中途半端になった感が否めない。 | ・DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、市町村、社会福祉協議会、民生・児童委員協議会などで構成するブロック会議を開催する。(5ブロック)   | ・効果的なネットワークづくりには不可欠な庁内及び市町村の福祉担当機関や各福祉団体との関係づくり<br>・ブロック会議の成果を地域に持ち帰り、今後の活動にどう活かしてもらえるか | 県民生活・男女共同参画課<br>女性相談支援センター                                 |   |                     |  |           |
|                 |                         | DV被害者支援等を行う関係機関等の集まりであるDV対策連携支援ネットワークの連絡会議(専門研修を含む)の開催                    | ・町村をメンバーに入れるかどうかも含めて、メンバー構成団体の見直しの検討が必要                            | ・時間的な制約から、DV対策連携支援ネットワーク会議は中央西ブロックの連絡会議と同時開催となった。<br>参加者34団体 47人  | ・前半をDV対策連携支援ネットワーク会議、後半を中央西ブロックの連絡会議と位置付け、同時開催したため、一部のネットワーク会議のメンバーから「途中で追い出された」との声が出る等、次回からは開催方法を考える必要がある。   | ネットワーク会議を単独で実施(11月)   | ・町村をメンバーに入れるかどうかも含めて、メンバー構成団体の見直しの検討が必要   |  |   |                     |  |           |

| 基本の柱         | 重点目標                     | 取組項目                     | 取組の内容                     | 計画(P)   |   | 実行(D)  | 評価(C)  | 改善(A)   | 次年度の取組   | 担当課室又は関係機関          |
|--------------|--------------------------|--------------------------|---------------------------|---|---|--|--|---|--|---------------------|
|              |                          |                          |                           | H25年度実施計画(インプット)  | 実施上の課題等   | アウトプット(結果)<br>インプット(投入)により具体的に現れた形<br>アウトカム(成果)<br>アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化  | 実施後の分析、検証  | H26年度実施計画(インプット)  | 実施上の課題等  |                     |
| 4 DV被害者の自立支援 | (2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実 | ① 関係機関の連携による被害者の情報共有と見守り | ●地域のネットワークの構築による情報共有      | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域での研修会等への参加</li> <li>要保護児童対策地域協議会の構成機関との連携、情報共有、会議への参加</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉と言った時、高齢者・障害者・児童等はすぐ見守り対象として挙げられるが、DV被害者は想定されていない。</li> <li>DV被害者への理解(個人情報を守りながらの支援の難しさ)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>DVブロック会議及びネットワーク会議での報告や説明の実施</li> <li>要保護児童対策地域協議会への参加<br/>参加市町村数 17市町村<br/>会議出席 21回</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれの役割を確認することで、DV被害者のつながりが期待できる。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域での研修会等への参加</li> <li>要保護児童対策地域協議会の構成機関との連携、情報共有、会議への参加</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉と言った時、高齢者・障害者・児童等はすぐ見守り対象として挙げられるが、DV被害者は想定されていない。</li> <li>DV被害者への理解(個人情報を守りながらの支援の難しさ)</li> </ul>   | 女性相談支援センター<br>児童相談所 |
|              |                          |                          |                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 専門相談員を市町村に派遣する取組、地域包括支援センター等事例検討会の開催、地域包括支援センター職員研修会開催の継続。</li> <li>2. 講演会や市町村との協議を通じて、関係機関と連携を強化するよう促す。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 2. 地域包括支援センターが他業務多忙のため、研修会等に積極的な参加や、新たな取組ができにくい状況にある。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 福祉保健所圏域ごとの地域包括支援センター等事例検討会の開催(参加者 111名)<br/>地域包括支援センター職員研修会の開催(H26.2.12 参加者23名)</li> <li>2. 高齢者を虐待から守る学習会の開催(H26.2.25 参加者77名)<br/>成年後見制度講演会の開催(H26.1.18、1.19 参加者117名)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 2. 地域包括支援センターや関係機関の職員など専門職が事例検討を行うことにより、課題解決の方法について共有することができた。<br/>一般県民に向けては、成年後見制度の講演会を行うことで、制度の周知ができた。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 専門相談員を市町村に派遣する取組、地域包括支援センター等事例検討会の開催、地域包括支援センター職員研修会開催の継続。</li> <li>2. 講演会や市町村との協議を通じて、関係機関と連携を強化するよう促す。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 事例検討会や職員研修会への積極的な参加の呼びかけが必要。</li> </ul>  | 高齢者福祉課              |
|              |                          |                          |                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>(ちぐさ)<br/>母子生活支援施設において、母子世帯が安心して相談できる体制の整備<br/>相談員研修参加(15回)</li> <li>母子等支援員による相談、専門機関への紹介</li> <li>DVなどにより被害を受けた児童及び保護者に対する心理士の心理療法の実施</li> <li>ケース会議等の開催や情報交換</li> <li>(和光寮)<br/>母子生活支援施設において、母子世帯が安心して相談できる体制の整備<br/>相談員研修参加(10回)</li> <li>母子等支援員による相談、専門機関への紹介</li> <li>外部心理相談員による児童及び保護者に対する相談を実施</li> <li>ケース会議等の開催や情報交換</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>(ちぐさ)<br/>母子生活支援施設の支援体制(人員数)の強化</li> <li>(和光寮)<br/>関係機関との情報共有と連携</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;H26年3月末時点&gt;<br/>(ちぐさ)<br/>入所世帯数及び人数 20世帯、51人<br/>相談員研修参加 16回</li> <li>心理士の心理療法の実施</li> <li>母子等支援員による相談、専門機関への紹介</li> <li>関係機関(高知市・児相・学校・警察)とのケース会議の実施(6回)</li> <li>(和光寮)<br/>入所世帯数及び人数 5世帯、17人<br/>相談員研修参加 0回</li> <li>母子等支援員による相談、専門機関への紹介</li> <li>外部心理相談員による相談の実施(15回)</li> <li>関係機関(家児相・児相・福祉事務所・学校・医師・警察)とのケース会議の実施(2回)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>(ちぐさ)<br/>関係機関との連携により情報の共有ができ、今後の要支援者への支援を充実・強化することができた</li> <li>母子生活支援施設の支援体制(人員数)については、現状維持(和光寮)</li> <li>関係機関との支援強化と情報共有ができた</li> <li>外部心理相談員による職員のスキルアップ</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>(ちぐさ)<br/>母子生活支援施設において、母子世帯が安心して相談できる体制の整備<br/>相談員研修参加(15回)</li> <li>母子等支援員による相談、専門機関への紹介</li> <li>対象者に対する心理士の心理療法を定期的に年2回以上、その他随時実施</li> <li>関係機関との協働によるケース会議等の開催や情報交換</li> <li>(和光寮)<br/>母子生活支援施設において、母子世帯が安心して相談できる体制の整備<br/>相談員研修参加(2回)</li> <li>母子等支援員による相談、専門機関への紹介</li> <li>外部心理相談員による児童及び保護者に対する相談を実施</li> <li>関係機関との協働によるケース会議等の開催や情報交換</li> <li>スーパーバイザーの配置</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>(ちぐさ)<br/>母子生活支援施設の支援体制(人員数)の強化</li> <li>県下的な連携・取組が課題</li> <li>(和光寮)<br/>関係機関との情報共有と連携</li> </ul>   | 児童家庭課               |
|              |                          |                          |                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も研修の機会等を活用して、DV被害者支援についての情報提供を行う。</li> </ul>   | 該当なし  | <ul style="list-style-type: none"> <li>DV被害者支援についての情報提供を行う機会が設定できなかった。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>各種研修会を設定するに当たっては、主催者側の目的や対象者のニーズ等が大きく関わっており、DV被害者支援についての情報提供を入れにくい状況がある。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>DV被害者支援についての情報提供を行う機会について検討する。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>各種研修会を設定するに当たっては、主催者側の目的や対象者のニーズ等が大きく関わっており、DV被害者支援についての情報提供を入れにくい状況がある。</li> </ul>   | 人権教育課               |
|              |                          |                          | ●住民基本台帳の閲覧等の禁止の趣旨及び留意点の周知 | <ul style="list-style-type: none"> <li>昨年までの取組に引き続き、戸籍・住民基本台帳事務協議会において、制度の趣旨及び留意点等の周知に努める。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>これまで各市町村から加害者に支援者の情報が漏れたという報告はなく、問題なく対応がなされていると考える。今後も、市町村において支援対象者に係る住民基本台帳の閲覧等の請求がなされた場合、支援対象者の住所が、なりすまし等によって加害者に知られることがないよう、市町村窓口担当者に対して周知を継続していく。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>戸籍・住民基本台帳事務協議会において、制度の趣旨及び留意点等の周知を行った。これまで行ってきた周知の結果、事務処理要領に基づいて適切に運用されている。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>加害者に支援者の情報が漏れたという報告はなく、事務処理要領に基づいて適切に運用・対応がなされていると考える。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>今後もこれまでの取組に引き続き、戸籍・住民基本台帳事務協議会において、制度の趣旨及び留意点等の周知に努める。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>これまで各市町村から、加害者に支援者の情報が漏れたという報告はなく、問題なく対応がなされていると考える。DV被害者に係る住民基本台帳の事務については、慎重に行う必要があり、実務においても判断に悩む事例があることから、今後も、市町村において支援対象者に係る住民基本台帳の閲覧等の請求がなされた場合、支援対象者の住所が、なりすまし等によって加害者に知られることがないよう、市町村窓口担当者に対して周知を継続していく。</li> </ul> | 市町村振興課              |



| 基本の柱        | 重点目標                    | 取組項目               | 取組の内容                      | 計画(P)   |  | 実行(D)  | 評価(C)   | 改善(A)   | 次年度の取組   | 担当課又は関係機関  |
|-------------|-------------------------|--------------------|----------------------------|---|--|--|---|---|--|--|
|             |                         |                    |                            | H25年度実施計画(インプット)  | 実施上の課題等  | アウトプット(結果)<br>インプット(投入)により具体的に現れた形<br>アウトカム(成果)<br>アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化  | 実施後の分析、検証   | H26年度実施計画(インプット)  | 実施上の課題等  |  |
| 4DV被害者の自立支援 | (2)安全安心な暮らしへのフォローアップの充実 | ②被害者及び子どもの心身の回復の支援 | ●関係機関の連携による子どもの心身の成長の見守り   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携</li> <li>●児童相談所における育児支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的な知識及び技術を要する相談業務</li> <li>・専門職員による調査、判定に基づく援助方針の策定を支援</li> <li>・子ども支援マップの近隣市(南国市、香美市)等への普及</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携</li> <li>●近隣市の要保護児童対策地域協議会間での連携</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村の要保護児童対策地域協議会に参加し、児童虐待等に関する情報を収集し、事案に応じて各関係機関への対応依頼を行った。</li> <li>・関係機関が効果的な支援を行うことによって、問題の重篤化を防ぐ。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村によっては管理票の提供がなく、十分な情報を得ることができない場合があるため、管理票の提供を求めていく。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県教委としての要保護児童対策地域協議会への参加体制の見直しを行い、より正確な情報収集を検討する。また、情報を把握し、事案に応じて迅速に関係機関との連携を図る。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加体制については、十分な協議を行い、正確な情報収集ができる分担任を考慮することが必要である。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼保支援課</li> <li>・小中学校課</li> <li>・高等学校課</li> <li>・特別支援教育課</li> <li>・人権教育課</li> </ul> |
|             |                         |                    | ●養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケア | <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラー等・心の教育アドバイザー等の配置<br/>小学校 102校<br/>中学校 92校<br/>高等学校 36校<br/>特別支援学校 13校<br/>配置人数 53名</li> </ul>   | 該当なし   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・園内研修支援事業において210回(69園)の研修支援を行った。実施後のアンケートでは、「参考になった」「今後も引き続き園内研修を実施する」との回答がいずれも100%であった。</li> <li>・親育ち支援啓発事業において48回(46園)の保護者への講話を行った。実施後のアンケートでは、「子どもへの親のかかわりが大切だと思う」が100%、「また参加したい」が98%の回答であった。また、「前回の講話を聞いて、その後の子育てに変化があった」との回答が96%であった。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各園の研修テーマや課題に合わせた園内研修支援を実施したことにより、「研修が参考になった」と回答した園が100%になっていることから、園内研修が各園の日々の保育に生きるものになっていると考えられる。</li> <li>・親育ち支援啓発事業における保護者への講話の拡充に向け、研修会での呼びかけなど計画的な働きかけを行った結果、15の園で新たに保護者への講話を行うことができた。また、保護者や園長・所長へのアンケート結果から、効果的な取組であったと考えられる。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村担当課との連携により、保育・教育の質の向上を図るための支援内容の充実を図るとともに、地域におけるミドルリーダーの育成・活用により、各園の日々の保育実践及び保育者の資質・専門性の向上を図る。</li> <li>・親育ち支援啓発事業における保護者への講話の一層の拡充に向け、未実施市町村への継続的な呼び掛けや保育所・幼稚園への親育ち支援啓発チラシの配布を行っていく。</li> </ul> | 該当なし   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼保支援課</li> </ul>   |
|             |                         |                    |                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・H25年度、スクールカウンセラーに積極的に取り組んでもらいたい内容として、3点あげている。</li> <li>①児童生徒向けの「困難やストレスの対処等」の授業</li> <li>②教職員向けの「カウンセリング能力向上」の研修</li> <li>③保護者向けの講演</li> </ul> <p>このような場を通してDV対応を行う。</p>                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・SC等が子ども、保護者、教職員からの悩み等の相談を受け、適切に助言・支援することができた。</li> <li>・SC等が学校で行う「教職員向けのカウンセリング能力向上のための研修」や「児童生徒の困難・ストレスへの対処方法に資する教育プログラム」の実践例を紹介したり、実際にグループで授業案を作成したことで、研修や授業のイメージがつかめた。</li> <li>・SC等の相談活動により、子どもや保護者が悩みの解決を図り、充実した学校生活を送ることができる。</li> <li>・SC等が学校で校内研修や教職員への相談活動を行うことによって、教職員の子どもの支援が効果的に行われ、問題行動等の未然防止や適切な対応により問題が深刻化することを防ぐ。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「発達障害」、「関係機関との連携」等、学校現場でニーズが高いテーマや「セクシャルマイノリティ」等のこれまでやったことのない新しいもので、SC等のニーズがあるテーマを入れて、SC等研修講座計画を立てた。</li> <li>・第1回SC等研修講座のアンケートでは、「新しい発見や気づきがあったか」の問いに、「大変参考になった」78.4%、「参考になった」21.6%という結果であった。感想も、「研修会はぜひやってみたい」「相手を引き込む手法が参考になった、やってみたい」等、実践に対する意欲を感じられる感想が多く寄せられた。</li> <li>・校内の担当教員のコーディネート力を向上させる必要がある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度は各校種においてSC等の配置をさらに拡充。また、週5日配置等配置拡大。</li> <li>・スクールカウンセラー等・心の教育アドバイザー等の配置<br/>小学校 112校<br/>中学校 107校<br/>高等学校 37校<br/>特別支援学校 13校<br/>配置人数 59名</li> <li>・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という)合同研修会を開催</li> <li>・SC等連絡協議会を開催</li> <li>・SC等研修講座を開催</li> <li>・効果的な実践事例を基にした研究協議を行い活動にかかる対応力の向上を図る。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーなど関係者の連携と意識共有を図るための合同の研修の機会がない。</li> <li>・SC等の勤務日数に制約があり、十分な活用計画が必要。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育課</li> <li>・スポーツ健康教育課</li> </ul>                       |  |

| 基本の柱         | 重点目標                     | 取組項目                | 取組の内容   | 計画(P)  |   | 実行(D)   | 評価(C)  | 改善(A)   | 次年度の取組  | 担当課又は関係機関  |
|--------------|--------------------------|---------------------|---|--|---|---|--|---|---|------------|
|              |                          |                     |   | H25年度実施計画(インプット)   | 実施上の課題等   | アウトプット(結果)<br>インプット(投入)により具体的に現れた形<br>アウトカム(成果)<br>アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化   | 実施後の分析、検証  | H26年度実施計画(インプット)  | 実施上の課題等   |            |
| 4 DV被害者の自立支援 | (2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実 | ② 被害者及び子どもの心身の回復の支援 | ●スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等による家庭等でのケア                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールソーシャルワーカーを24市町村に配置。配置人数39名。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールソーシャルワーカーについては、39名のうち初任者が14名いる。また、4市町村が初めてスクールソーシャルワーカーを置く。多様な事例に対する関わり方をしっかり学んでいく必要がある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆初任者研修(5月)、スクールカウンセラー・心の教育アドバイザー(以下「SC等」という)合同研修会、SSW合同研修会及び第1回連絡協議会(6月)を実施</li> <li>・初任者にSSWの役割を具体的に示し、活動に対する不安を解消できた。</li> <li>・SC等との合同研修では、モデルになる実践発表がされ連携を促すことができた。</li> <li>・グループ協議を通じて支援活動に役立つ情報交換を行う。特に初任者がベテランSSWから具体的なアドバイスを受けた。</li> <li>◆ブロック協議会(9月)を実施</li> <li>・東、中、西それぞれのブロックごとに、ケース会議の在り方についての講義と、実際の事例をもとにした事例検討を行い、参加者のケース対応力を高めることができた。</li> <li>・SSWを配置することにより、多くの情報が集まり、子どもの問題行動等を早期に発見することができる。</li> <li>・関係機関との連携が活発に行われ、早期に適切な対応をとることができ、子どもの問題行動等の深刻化を防ぐことができる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・SSW連絡協議会アンケートの結果は、会の内容が「参考になった」との回答が92%であった。提供した資料が好評だったことや、協議を通じて今後の課題(学校の受入体制整備)を洗い出すことができたのが成果である。</li> <li>・SSWブロック別協議会アンケート結果は、会の内容が「参考になった」との回答が96.6%であった。SSWがそれぞれ抱えるケースについて意見を交わすことができたことや、市町村等の担当者が他の市町村の取組状況を知ることができたことで、それぞれの対応力・専門性の向上につながることができた。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度はさらにSSWの配置市町村数の拡大。(25市町村42人)</li> <li>・SSW初任者研修を開催</li> <li>・スクールカウンセラー・SSW合同研修会を開催</li> <li>・SSW連絡協議会を開催(2回)</li> <li>・SSWブロック別協議会を開催</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域、学校の実情によりSSWの勤務形態が異なるため支援方法を統一しにくい。</li> <li>・学校の調整役となる担当者のコーディネート力が求められる。</li> </ul> | 人権教育課      |
|              |                          |                     | ●相談に応じて個別検討会を行い、市町村職員等との連携のもと、市町村職員等が家庭訪問等によりケアを行う。 | ●被害者が地域で暮らすことができるような地域のネットワークづくり   | DV疑い事例1件(安芸福祉保健所)への対応を市町村とともに実施   | 該当なし  | ・市町村等関係機関との連携により、地域での支援をサポートする。  | 該当なし  | 女性相談支援センター<br>福祉保健所   |            |
|              |                          |                     | ●民間支援団体による同行支援や居場所づくりなど特色ある取組の推進                    | 民間シェルターに対する運営費補助   | ・民間シェルター増加の検討   | ・民間シェルター運営費補助実施(1か所)  | ・民間シェルターに対する運営費補助  | ・育成も視野に入れた民間シェルター増加の検討  | 県民生活・男女共同参画課<br>女性相談支援センター  |            |
|              |                          |                     | ●配偶者暴力相談支援センター等による退所者へのフォローアップの充実                   | ・経済的自立に向けて、就労・訓練につなぐ<br>・生活サポーターによる生活の安定のための支援の継続                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・就職先の確保</li> <li>・自立に向けた継続的な精神面のサポート</li> <li>・関係機関と連携した支援が必要</li> <li>・多様な被害者に応じたフォロー体制づくり</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労、職業訓練につないだ</li> <li>・DV被害者生活支援サポーターによる支援の実施<br/>支援38人(電話208回、家庭訪問等152回)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入が少なく経済的自立が困難</li> <li>・精神的回復に長い期間を要する</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的自立に向けて、就労・訓練につなぐ</li> <li>・生活サポーターによる生活の安定のための支援の継続</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・就職先の確保</li> <li>・自立に向けた継続的な精神面のサポート</li> <li>・関係機関と連携した支援が必要</li> </ul>                 | 女性相談支援センター |

| 基本の柱           | 重点目標            | 取組項目      | 取組の内容                      | 計画(P)   |  | 実行(D)   |  | 評価(C)  | 改善(A)                                       | 次年度取組  |              | 担当課室又は関係機関 |          |
|----------------|-----------------|-----------|----------------------------|---|--|---|--|--|---|--|--------------|------------|----------|
|                |                 |           |                            | H25年度実施計画(インプット)  | 実施上の課題等  | アウトプット(結果)<br>インプット(投入)により具体的に現れた形<br>アウトカム(成果)<br>アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化                                   | アウトカム(成果)<br>アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化                    | 実施後の分析、検証  | H26年度実施計画(インプット)                            | 実施上の課題等  |              |            |          |
| 5地域における取り組みの推進 | (1)地域での見守り体制づくり | ①市町村の取組強化 | ●市町村基本計画の策定と取組の推進【再掲】      | ・男女計画の一部をDV計画とみなすことで、DV計画が策定となることを情報提供して、市町村の意識啓発をはかる。<br>・市町村計画策定の手引きを活用しながら、計画を策定、改定する市町村を支援する。<br>・市町村広報等を通じて、地域住民に対してDVを含めた人権問題の啓発を行うよう働きかける。 | ・訪問市町村の検討  | ・男女計画策定又は改定する市町村(佐川町、いの町)にDVに関する記述を盛り込むよう依頼<br>→DV計画の策定につながった。<br>・市町村計画策定の手引きに関する学習会を開催<br>・市町村の参考になる広報文案の提供 | ・男女計画にDV計画を盛り込む形での策定は有効な手段。                              | ・男女計画の一部をDV計画とみなすことで、DV計画が策定となることを情報提供して、市町村の意識啓発をはかる。<br>・市町村計画策定の手引きを活用しながら、計画を策定、改定する市町村を支援する。<br>・市町村広報等を通じて、地域住民に対してDVを含めた人権問題の啓発を行うよう働きかける。<br>・市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供 | ・首長訪問や地域サポート事業の活用など、市町村への働きかけ及び情報提供の充実      |  | 県民生活・男女共同参画課 |            |          |
|                |                 |           | ●広報紙等を活用した意識啓発及び窓口等の周知     | ・市町村広報等を通じて、地域住民に対してDVを含めた人権問題の啓発を行うよう働きかける。<br>・市町村の参考になる広報文案の作成と早期の情報提供   | ・広報紙に掲載するかどうかを判断するのは市町村のため、実際に掲載されるかどうかは不明。              | 市町村への広報文案の情報提供実施  | 市町村がDVの啓発・広報に取り組む際に広報文案を参考している例がある                       | ・市町村広報等を通じて、地域住民に対してDV問題の啓発を行うよう働きかける<br>・広報素材・文案の早期提供   | ・広報紙に掲載するかどうかを判断するのは市町村のため、実際に掲載されるかどうかは不明。 |  | 県民生活・男女共同参画課 |            |          |
|                |                 |           | ●市町村役場の関係部署間の連携強化の促進       | ・市町村支援担当職員への研修(3市)  | ・市町村間での温度差   | 該当なし  | 該当なし   | ・市町村支援担当職員への研修   | ・市町村間での温度差                                  |  |              | 女性相談支援センター |          |
|                |                 |           | ●被害者支援マニュアルの作成等によるノウハウの共有  | ・支援担当機関への配布   | ・市町村間での温度差   | ・支援担当機関への配布   | 該当なし   | ・支援担当機関への配布  | ・市町村間での温度差                                  |  |              | 女性相談支援センター |          |
|                |                 |           | ●相談窓口等職員に対する研修の実施          | 研修への講師派遣及び研修課題の決定権限は市町村にあるため、希望があれば対応する。  | センターはあらゆる人権問題の啓発研修を行っており、DV防止の専門的な部分については、専門部署に頼らざるを得ない。 | 相談窓口等職員を対象とした講師派遣はない。   | センターはあらゆる人権問題の啓発研修を行っており、DV防止の専門的な部分については、専門部署に頼らざるを得ない。 | 研修への講師派遣及び研修課題の決定権限は市町村にあるため、希望があれば対応する。   | 研修への講師派遣及び研修課題の決定権限は市町村にあるため、希望があれば対応する。    | センターはあらゆる人権問題の啓発研修を行っており、DV防止の専門的な部分については、専門部署に頼らざるを得ない。 |              |            | 人権啓発センター |
|                |                 |           |                            | ・市町村支援担当職員への研修  | ・市町村間での温度差   | ・DV被害者サポートブックを配布  | ・市町村窓口での被害者支援をスムーズに行うことができた                              | ・DV被害者サポートブックを配布<br>・市町村支援担当職員への研修   | ・市町村間での温度差                                  |  |              | 女性相談支援センター |          |
|                |                 |           | ●配偶者暴力相談支援センターによる情報提供や職員研修 | ・各種の機会を活用して研修を行う  | 該当なし   | ・要保護児童対策地域協議会出席<br>17市町村<br>・各種研修会への参加<br>12回   | ・地域でのDVに対する理解が進んだ  | ・各種の機会を活用して研修を行う   | 該当なし  |  |              | 女性相談支援センター |          |

| 基本の柱            | 重点目標                 | 取組項目                     | 取組の内容                  | 計画(P)   |  | 実行(D)   | 評価(C)   | 改善(A)   | 次年度の取組   | 担当課室又は関係機関                 |
|-----------------|----------------------|--------------------------|------------------------|---|--|---|---|---|--|----------------------------|
|                 |                      |                          |                        | H25年度実施計画(インプット)  | 実施上の課題等  | アウトプット(結果)<br>インプット(投入)により具体的に現れた形<br>・アウトカム(成果)<br>アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化  | 実施後の分析、検証   | H26年度実施計画(インプット)  | 実施上の課題等  |                            |
| 5 地域における取り組みの推進 | (1) 地域での見守り体制づくり     | ② 関係機関・団体のネットワークづくり      | ●ブロック別関係機関連絡会議を通じた連携強化 | ・市町村地域福祉アクションプランの策定および進捗管理にかかる会議での啓発・情報共有                                 | ・市町村における会議開催情報のキャッチおよび庁内での共有                                       | 25年度末までに全34市町村で地域福祉アクションプランが策定された。<br>また、「こち支え合いチャレンジプロジェクト」を立ち上げとして、地域の見守りネットワークの構築を推進した。  | 25年度中に全ての市町村で地域福祉計画が策定され、地域の支え合いのネットワークづくりに向けた基盤ができた。<br>また、3月末現在、見守りネットワークが立ち上がった地域が1地域以上ある市町村数は27となっている。  | ・市町村地域福祉アクションプランの進捗管理にかかる会議での啓発・情報共有<br>・見守りネットワークの構築を進めることで、地域で定期的に話し合いの場を設け、情報共有を図る | ・市町村内における会議開催情報のキャッチ及び庁内での共有   | 地域福祉政策課                    |
|                 |                      |                          |                        | ・DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、市町村、社会福祉協議会、民生・児童委員協議会などで構成するブロック会議を開催する。(5ブロック) | ・24年度は、関係機関連絡会議を2ヶ所(幡多、中央東)のみの開催にとどまる。そのため、ブロック会未開催地区への説明と協力依頼が必要。 | ・ブロック別DV関係機関連絡会議の開催 3箇所(安芸18機関23名、須崎10機関11名、中央西17機関17名 ※事務局除く)<br>・中央西ブロックの連絡会議は、時間的な制約から、DV対策連携支援ネットワーク会議と同時開催となった。<br>・24年度実施済みブロックにおいて、個別のネットワーク(市町村と法テラス)ができてつある。 | ・ブロック別連絡会議については開催までの調整に想定以上の時間を要したため、開催が年度末になり、3ブロックでの開催にとどまった他、直前の案内となったため、参加機関が少なかった。<br>・連絡会議に参加した関係機関が顔合わせができ、今後の連携の土台づくりができた。<br>・24年度に実施済みブロックにおいて、個別のネットワーク(市町村と法テラス)ができてつある等、開催目的である顔つなぎの効果が見られる。<br>・ネットワーク会議を中央地区ブロック会議と同時開催したため、どちらもが中途半端になった感が否めない。 | ・DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、市町村、社会福祉協議会、民生・児童委員協議会などで構成するブロック会議を開催する。(5ブロック)             | ・効果的なネットワークづくりに不可欠な庁内及び市町村の福祉担当機関や各福祉団体との関係づくり<br>・ブロック会議の成果を地域に持ち帰り、今後の活動にどう活かしてもらえるか | 県民生活・男女共同参画課<br>女性相談支援センター |
|                 |                      |                          |                        | DV被害者支援等を行う関係機関等の集まりであるDV対策連携支援ネットワークの連絡会議(専門研修を含む)の開催                    | ・町村をメンバーに入れるかどうかも含めて、メンバー構成団体の見直しの検討が必要                            | ・時間的な制約から、DV対策連携支援ネットワーク会議は中央西ブロックの連絡会議と同時開催となった。<br>参加者34団体 47人  | ・前半をDV対策連携支援ネットワーク会議、後半を中央西ブロックの連絡会議と位置付け、同時開催したため、一部のネットワーク会議のメンバーから「途中で追い出された」との声が出る等、次回からは開催方法を考える必要がある。   | ネットワーク会議を単独で実施(11月)   | ・町村をメンバーに入れるかどうかも含めて、メンバー構成団体の見直しの検討が必要  |                            |
|                 | (2) 早期発見、通報及び相談体制づくり | ① 地域の関係機関・団体者による発見、通報、相談 | ●地域における関係機関・団体、者との連携強化 | ・DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、市町村、社会福祉協議会、民生・児童委員協議会などで構成するブロック会議を開催する。(5ブロック) | ・24年度は、関係機関連絡会議を2ヶ所(幡多、中央東)のみの開催にとどまる。そのため、ブロック会未開催地区への説明と協力依頼が必要。 | ・ブロック別DV関係機関連絡会議の開催 3箇所(安芸18機関23名、須崎10機関11名、中央西17機関17名 ※事務局除く)<br>・中央西ブロックの連絡会議は、時間的な制約から、DV対策連携支援ネットワーク会議と同時開催となった。<br>・24年度実施済みブロックにおいて、個別のネットワーク(市町村と法テラス)ができてつある。 | ・ブロック別連絡会議については開催までの調整に想定以上の時間を要したため、開催が年度末になり、3ブロックでの開催にとどまった他、直前の案内となったため、参加機関が少なかった。<br>・連絡会議に参加した関係機関が顔合わせができ、今後の連携の土台づくりができた。<br>・24年度に実施済みブロックにおいて、個別のネットワーク(市町村と法テラス)ができてつある等、開催目的である顔つなぎの効果が見られる。<br>・ネットワーク会議を中央地区ブロック会議と同時開催したため、どちらもが中途半端になった感が否めない。 | ・DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、市町村、社会福祉協議会、民生・児童委員協議会などで構成するブロック会議を開催する。(5ブロック)             | ・効果的なネットワークづくりに不可欠な庁内及び市町村の福祉担当機関や各福祉団体との関係づくり<br>・ブロック会議の成果を地域に持ち帰り、今後の活動にどう活かしてもらえるか | 県民生活・男女共同参画課<br>女性相談支援センター |
|                 |                      |                          |                        | DV被害者支援等を行う関係機関等の集まりであるDV対策連携支援ネットワークの連絡会議(専門研修を含む)の開催                    | ・町村をメンバーに入れるかどうかも含めて、メンバー構成団体の見直しの検討が必要                            | ・時間的な制約から、DV対策連携支援ネットワーク会議は中央西ブロックの連絡会議と同時開催となった。<br>参加者34団体 47人  | ・前半をDV対策連携支援ネットワーク会議、後半を中央西ブロックの連絡会議と位置付け、同時開催したため、一部のネットワーク会議のメンバーから「途中で追い出された」との声が出る等、次回からは開催方法を考える必要がある。   | ネットワーク会議を単独で実施(11月)   | ・町村をメンバーに入れるかどうかも含めて、メンバー構成団体の見直しの検討が必要  |                            |
|                 |                      |                          |                        | ・市町村支援担当職員への研修 3市   | ・市町村間での温度差   | 該当なし  | 該当なし  | ・市町村支援担当職員への研修  | ・市町村間での温度差   | 女性相談支援センター                 |

| 基本の柱            | 重点目標                 | 取組項目                     | 取組の内容                           | 計画(P)   |  | 実行(D)   | 評価(C)  | 改善(A)   | 次年度の取組  | 担当課又は関係機関      |
|-----------------|----------------------|--------------------------|---------------------------------|---|--|---|--|---|---|----------------|
|                 |                      |                          |                                 | H25年度実施計画(インプット)  | 実施上の課題等  | アウトプット(結果)<br>インプット(投入)により具体的に現れた形<br>・アウトカム(成果)<br>アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化  | 実施後の分析、検証  | H26年度実施計画(インプット)  | 実施上の課題等   |                |
| 5 地域における取り組みの推進 | (2) 早期発見、通報及び相談体制づくり | ① 地域の関係機関・団体者による発見、通報、相談 | ●地域における関係機関・団体、者との連携強化          | ・市町村地域福祉アクションプランの策定および進捗管理にかかる会議での啓発・情報共有   | ・市町村における会議開催情報のキャッチおよび庁内での共有                                     | 25年度末までに全34市町村で地域福祉アクションプランが策定された。また、「こうち支え合いチャレンジプロジェクト」を立ち上げとして、地域の見守りネットワークの構築を推進した。   | 25年度中に全ての市町村で地域福祉計画が策定され、地域の支え合いのネットワークづくりに向けた基盤ができた。また、3月末現在、見守りネットワークが立ち上がった地域が1地域以上ある市町村数は27となっている。 | ・市町村地域福祉アクションプランの進捗管理にかかる会議での啓発・情報共有<br>・見守りネットワークの構築を進めることで、地域で定期的に話し合いの場を設け、情報共有を図る             | ・市町村内における会議開催情報のキャッチ及び庁内での共有  | 地域福祉政策課        |
|                 |                      |                          |                                 | 1. 地域に密着した支援者(見守り者)の増員と技量向上のための研修会の開催。  | 1. 地域リーダーの活動の継続と意欲の維持のため、市町村と連携した取組が必要。                          | 1. 地域で住民主体の介護予防の取組に従事している地域リーダー・介護予防サポーターの資質向上のための知識・技術の習得を図ることを目的に、地域リーダーステップアップ講座を開催した。<br>(H25.9.5・9.6・9.30・10.1)<br>修了者53名(全受講者74名) | 1. 今後も継続実施し、地域リーダーの資質向上を図る。  | 1. 地域に密着した支援者(見守り者)の増員と技量向上のための研修会の開催。  | 1. 地域リーダーの活動の継続と意欲の維持のため、市町村と連携した取組が必要。                                   | 高齢者福祉課         |
|                 |                      |                          |                                 | 障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発  | 障害者相談支援の実施主体である市町村担当等との連携が必要                                     | 平成25年8月27日 相談支援従事者研修において、障害者の権利擁護(DV含む)に関する講義を実施。<br>受講者数:156名  | 障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発   | 引き続き、研修等の機会を通じて、障害者虐待防止法と連携した防止対策等の広報・啓発を行う   | 障害者相談支援の実施主体である市町村担当等との連携が必要  | 障害保健福祉課        |
|                 |                      |                          |                                 | ■要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有  | ■要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携強化   | ○中央児相<br>要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有を行っている。<br>○幡多児相<br>市町村個別ケース検討会でDV家庭ケース(子どもにとっては心理的虐待)について協議した。                                     | ○中央児相<br>要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有を行っている。<br>○幡多児相<br>市町村や関係機関と情報共有をしながら、対応策を検討している。                 | ■要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有  | ■要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携強化  | 児童家庭課<br>児童相談所 |
|                 |                      |                          |                                 | ・今後も研修の機会等を活用して、DV被害者支援についての情報提供を行う。  | 該当なし   | ・DV被害者支援についての情報提供を行う機会が設定できなかった。  | ・各種研修会を設定するに当たっては、主催者側の目的や対象者のニーズ等が大きく関わっており、DV被害者支援についての情報提供を入れにくい状況がある。                              | ・DV被害者支援についての情報提供を行う機会について検討する。   | ・各種研修会を設定するに当たっては、主催者側の目的や対象者のニーズ等が大きく関わっており、DV被害者支援についての情報提供を入れにくい状況がある。 | 人権教育課          |
|                 |                      | ② 各種支援制度の活用による生活再建       | ●生活保護、保育支援、就労支援制度等の情報提供及び利用への支援 | 庁内関係課担当者会の継続実施  | 支援策を所管しておらず、個別事業についてその都度庁内関係課と協議している状況なので、会を継続して実施し、共通認識を持つことが必要 | ・庁内関係課担当者は実施せず。<br>・男女共同参画推進本部会の開催回数増加(年1→2回)し、基本計画の上半期実績をとりまとめ、進捗管理を実施。  | ・第2次計画の取組を各機関が着実に実行するよう、PDCAを活用した進捗管理の実施   | ・庁内各課が、常にDV被害者支援の視点を持って事業を進めるためには、働きかけが必要。  | 県民生活・男女共同参画課  |                |
|                 |                      |                          |                                 | ・相談者及び入所者に母子での生活自立に関する情報提供<br>・相談に応じて被害者の生活再建のために、生活保護、保育支援、就労支援制度等の情報提供と利用への支援がスムーズにできるよう市町村との連携 | ・居所が確保できない人への対応<br>・支援を行うため、相談につなげる体制整備                          | ・相談者及び入所者に母子での生活自立に関する情報提供<br>・相談に応じて被害者の生活再建のために、生活保護、保育支援、就労支援制度等の情報提供と利用への支援がスムーズにできるよう市町村との連携                                       | ・生活の再建に役立つ   | ・相談者及び入所者に母子での生活自立に関する情報提供<br>・相談に応じて被害者の生活再建のために、生活保護、保育支援、就労支援制度等の情報提供と利用への支援がスムーズにできるよう市町村との連携 | ・居所や保証人が確保できない人への対応   | 女性相談支援センター     |
|                 |                      |                          |                                 | ・相談に応じて被害者の生活再建のために必要な、生活保護、保育支援、就労支援制度等の情報提供と利用がスムーズにできるよう市町村との連携を行う。                            | ・市町村窓口担当のスキルアップ  | ・DV(疑い)事例1件あり。本人からの相談はないが、市町村(保健師・保育士等)と連携し支援中。   | ・対象者の状況に応じた適切なサービス等の支援を迅速に行うため、市町村等職員のスキルアップを図る必要がある。  | ・相談に応じて被害者の生活再建のために必要な、生活保護、保育支援、就労支援制度等の情報提供と利用がスムーズにできるよう市町村との連携を行う。                            | ・市町村窓口担当のスキルアップ   | 福祉保健所          |

| 基本の柱            | 重点目標        | 取組項目         | 取組の内容                    | 計画(P)   |  | 実行(D)   | 評価(C)   | 改善(A)   | 次年度を取組   |                            | 担当課又は関係機関 |
|-----------------|-------------|--------------|--------------------------|---|--|---|---|---|--|----------------------------|-----------|
|                 |             |              |                          | H25年度実施計画(インプット)  | 実施上の課題等  | アウトプット(結果)<br>インプット(投入)により具体的に現れた形<br>アウトカム(成果)<br>アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化   | 実施後の分析、検証   | H26年度実施計画(インプット)  | 実施上の課題等  |                            |           |
| 5 地域における取り組みの推進 | (3) 自立支援の取組 | ① 自立への継続的な支援 | ●地域のネットワークの構築による情報共有【再掲】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、市町村、社会福祉協議会、民生・児童委員協議会などで構成するブロック会議を開催する。(5ブロック)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・24年度は、関係機関連絡会議を2ヶ所(幡多、中央東)のみの開催にとどまる。そのため、ブロック会未開催地区への説明と協力依頼が必要。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロック別DV関係機関連絡会議の開催3箇所(安芸18機関23名、須崎10機関11名、中央西17機関17名 ※事務局除く)</li> <li>・中央西ブロックの連絡会議は、時間的な制約から、DV対策連携支援ネットワーク会議と同時開催となった。</li> <li>・24年度実施済みブロックにおいて、個別のネットワーク(市町村と法テラス)ができてつつある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロック別連絡会議については開催までの調整に想定以上の時間を要したため、開催が年度末になり、3ブロックでの開催にとどまった他、直前の案内となったため、参加機関が少なかった。</li> <li>・連絡会議に参加した関係機関が顔合わせができ、今後の連携の土台づくりができた。</li> <li>・24年度に実施済みブロックにおいて、個別のネットワーク(市町村と法テラス)ができてつつある等、開催目的である顔つなぎの効果が見られる。</li> <li>・ネットワーク会議を中央地区ブロック会議と同時開催したため、どちらも中途半端になった感が否めない。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、市町村、社会福祉協議会、民生・児童委員協議会などで構成するブロック会議を開催する。(5ブロック)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的なネットワークづくりに不可欠な庁内及び市町村の福祉担当機関や各福祉団体との関係づくり</li> <li>・ブロック会議の成果を地域に持ち帰り、今後の活動にどう活かしてもらえるか</li> </ul> | 県民生活・男女共同参画課<br>女性相談支援センター |           |
|                 |             |              |                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>DV被害者支援等を行う関係機関等の集まりであるDV対策連携支援ネットワークの連絡会議(専門研修を含む)の開催</li> </ul>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町村をメンバーに入れるかどうかも含めて、メンバー構成団体の見直しの検討が必要</li> </ul>                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間的な制約から、DV対策連携支援ネットワーク会議は中央西ブロックの連絡会議と同時開催となった。</li> <li>参加者34団体 47人</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・前半をDV対策連携支援ネットワーク会議、後半を中央西ブロックの連絡会議と位置付け、同時開催したため、一部のネットワーク会議のメンバーから「途中で追い出された」との声が出る等、次回からは開催方法を考える必要がある。</li> </ul>   | ネットワーク会議を単独で実施(11月)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町村をメンバーに入れるかどうかも含めて、メンバー構成団体の見直しの検討が必要</li> </ul>  | 地域福祉政策課                    |           |
|                 |             |              |                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村地域福祉アクションプランの策定および進捗管理にかかる会議での啓発・情報共有</li> </ul>                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村における会議開催情報のキャッチおよび庁内での共有</li> </ul>  | 25年度末までに全34市町村で地域福祉アクションプランが策定された。また、「こうち支え合いチャレンジプロジェクト」を立ち上げとして、地域の見守りネットワークの構築を推進した。   | 25年度中に全ての市町村で地域福祉計画が策定され、地域の支え合いのネットワークづくりに向けた基盤ができた。また、3月末現在、見守りネットワークが立ち上がった地域が1地域以上ある市町村数は27となっている。  | 市町村地域福祉アクションプランの進捗管理にかかる会議での啓発・情報共有<br>・見守りネットワークの構築を進めることで、地域で定期的に話し合いの場を設け、情報共有を図る  | 市町村内における会議開催情報のキャッチ及び庁内での共有  | 地域福祉政策課                    |           |
|                 |             |              |                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>1.市町村との協議の場を活用し、関係機関と連携したネットワークの構築と強化を促す。</li> </ul>                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1.高齢者虐待防止ネットワーク又はそれに準じる組織において、各関係機関が同等の立場で取組むことができているか。</li> </ul>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>1.高齢者及び障害者権利擁護連携会議を開催する。(H26.2.6)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>会議を継続して開催することで、各団体の連携強化につながる。</li> </ul>   | 1.市町村との協議の場や研修の場を活用し、関係機関と連携したネットワークの構築と強化を目的とした意見交換会を開催する。   | 関係機関による地域の課題の共有が必要   | 高齢者福祉課                     |           |
|                 |             |              |                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>■要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携強化</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○中央児相<br/>要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有を行っている。</li> <li>○幡多児相<br/>各市町村の実務者会や個別ケース検討会で要保護児童対策地域協議会での情報共有。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○中央児相<br/>要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有を行っている。</li> <li>○幡多児相<br/>各市町村の要保護児童対策地域協議会において、要保護児童・要支援児童の支援について積極的に意見が出され、対応策が練られている。連携不十分であったり、有効な手立てが打てないケースもあった。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携及び情報共有</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携強化</li> </ul>   | 児童家庭課<br>児童相談所             |           |

| 基本の柱           | 重点目標        | 取組項目         | 取組の内容   | 計画(P)  |  | 実行(D)   | 評価(C)  | 改善(A)   | 次年度の取組  | 担当課又は関係機関 |
|----------------|-------------|--------------|---|--|--|---|--|---|---|-----------|
|                |             |              |   | H25年度実施計画(インプット)   | 実施上の課題等  | アウトプット(結果)<br>インプット(投入)により具体的に現れた形<br>アウトカム(成果)<br>アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化   | 実施後の分析、検証  | H26年度実施計画(インプット)  | 実施上の課題等   |           |
| 5地域における取り組みの推進 | (3) 自立支援の取組 | ① 自立への継続的な支援 | ●地域のネットワークの構築による情報共有【再掲】  | ・スクールソーシャルワーカーを24市町村に配置。配置人数39名。                                   | ・スクールソーシャルワーカーについては、39名のうち初任者が14名いる。また、4市町村が初めてスクールソーシャルワーカーを置く。多様な事例に対する関わり方をしっかり学んでいく必要がある。  | ◆初任者研修(5月)、スクールカウンセラー・心の教育アドバイザー(以下「SC等」という)合同研修会、SSW合同研修会及び第1回連絡協議会(6月)を実施<br>・初任者にSSWの役割を具体的に示し、活動に対する不安を解消できた。<br>・SC等との合同研修では、モデルになる実践発表がされ連携を促すことができた。<br>・グループ協議を通じて支援活動に役立つ情報交換を行う。特に初任者がベテランSSWから具体的なアドバイスを受けた。                                       | ・SSW連絡協議会アンケートの結果は、会の内容が「参考になった」との回答が92%であった。提供した資料が好評だったことや、協議を通じて今後の課題(学校の受入体制整備)を洗い出すことができたのが成果である。<br>・SSWブロック別協議会アンケート結果は、会の内容が「参考になった」との回答が96.6%であった。SSWがそれぞれ抱えるケースについて意見を交わすことができたことや、市町村等の担当者が他の市町村の取組状況を知ることができたことで、それぞれの対応力・専門性の向上につなげることができた。 | ・平成26年度はさらにSSWの配置市町村数の拡大。(25市町村42人)<br>・SSW初任者研修を開催<br>・スクールカウンセラー・SSW合同研修会を開催<br>・SSW連絡協議会を開催(2回)<br>・SSWブロック別協議会を開催 | ・地域、学校の実情によりSSWの勤務形態が異なるため支援方法を統一していく。<br>・学校の調整役となる担当者のコーディネート力が求められる。 | 人権教育課     |
|                |             |              |   | ・本年度も関係機関との連絡を密にし連携を取っていく  | ・手厚く支援を行うため、関係機関との連携を強める必要がある  | ・本年度も関係機関との連絡を密にし連携を取っていく   | 関係機関、団体との連絡、連携が図られた  | ・本年度も関係機関との連絡を密にし連携を取っていく   | ・手厚く支援を行うため、関係機関との連携を強める必要がある   | 警察本部      |
|                |             | ② 地域での居場所づくり | ●あつたかふれあいセンター等との連携  | ・地域福祉実践に関する研修等による相談支援技術の向上<br>・DV対策にかかるとパンフレットの設置                  | ・委託元である市町村との問題意識の共有  | 総合相談・生活支援の体制づくりや専門技術等を学ぶ研修(6/13,14開催)や、地域の福祉課題の現状や背景の理解を深める研修(8/19,20開催)等により、あつたかふれあいセンター職員の資質向上を図った。   | 福祉未経験者の多いあつたかふれあいセンターの職員が、支援に必要な知識や技術を確実に身につけられるよう、研修体系の見直しが必要。  | ・あつたかふれあいセンター職員に特化した人材育成研修の実施<br>・DV対策にかかるとパンフレットの設置  | ・委託元である市町村との問題意識の共有<br>・求められる役割の整理                                      | 地域福祉政策課   |
|                |             |              |   | 1.地域包括支援センターとあつたかふれあいセンターの連携強化の推進を促す。                              | 1.地域包括支援センター及びあつたかふれあいセンターは、他業務により多忙である。   | 1.平成25年度第1回こうち支え合いチャレンジプロジェクト研修会及びあつたかふれあいセンター推進連絡会を開催した。   | 1.住民同士のつながりづくりや地域コミュニティ活動の活性化、見守りネットワークの構築のために、あつたかふれあいセンター、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの関係機関の連携強化が重要であることが確認できた。  | 介護保険法改正への対応のため、地域包括支援センターとあつたかふれあいセンターのさらなる連携   | 高齢者福祉課  |           |
|                |             |              | 被害者が地域で孤立することがないように、相談等で立ち寄れる場所の一つとして隣保館と連携を進める。                          | 該当なし   | 隣保館運営状況調査時に相談内容及び他機関との連携について確認。<br>隣保館職員に対して、女性の人権についての研修を実施。  | 相談内容により、適切な相談機関等を紹介している。  | 被害者が地域で孤立することがないように、相談等で立ち寄れる場所の一つとして隣保館と連携を進める。   | 該当なし  | 人権課   |           |
|                |             |              | ・DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、市町村、社会福祉協議会、民生・児童委員協議会などで構成するブロック会議を開催する。(5ブロック) | ・24年度は、関係機関連絡会議を2ヶ所(幡多、中央東)のみの開催にとどまる。そのため、ブロック会未開催地区への説明と協力依頼が必要。 | ・ブロック別DV関係機関連絡会議の開催 3箇所(安芸18機関23名、須崎10機関11名、中央西17機関17名 ※事務局除く)<br>・中央西ブロックの連絡会議は、時間的な制約から、DV対策連携支援ネットワーク会議と同時開催となった。<br>・24年度実施済みブロックにおいて、個別のネットワーク(市町村と法テラス)ができてきた。 | ・ブロック別連絡会議については開催までの調整に想定以上の時間を要したため、開催が年度末になり、3ブロックでの開催にとどまった他、直前の案内となったため、参加機関が少なかった。<br>・連絡会議に参加した関係機関が顔合わせができ、今後の連携の土台づくりができた。<br>・24年度に実施済みブロックにおいて、個別のネットワーク(市町村と法テラス)ができてきた等、開催目的である顔つなぎの効果がみられる。<br>・ネットワーク会議を中央地区ブロック会議と同時開催したため、どちらも中途半端になった感が否めない。 | ・DV被害者を地域で見守る環境づくりを進めるため、市町村、社会福祉協議会、民生・児童委員協議会などで構成するブロック会議を開催する。(5ブロック)  | ・効果的なネットワークづくりに不可欠な市内及び市町村の福祉担当機関や各福祉団体との関係づくり<br>・ブロック会議の成果を地域に持ち帰り、今後の活動にどう活かしてもらえるか                                | 県民生活・男女共同参画課<br>女性相談支援センター  |           |

| 基本の柱                       | 重点目標        | 取組項目                        | 取組の内容   | 計画(P)   |   | 実行(D)   | 評価(C)   | 改善(A)  | 次年度の取組                                  | 担当課室又は関係機関              |
|----------------------------|-------------|-----------------------------|---|---|---|---|---|--|---|-------------------------|
|                            |             |                             |   | H25年度実施計画(インプット)  | 実施上の課題等   | ・アウトプット(結果)<br>インプット(投入)により具体的に現れた形<br>・アウトカム(成果)<br>アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化   | 実施後の分析、検証   | H26年度実施計画(インプット)   | 実施上の課題等                                 |                         |
| 5<br>地域における<br>取り組みの<br>推進 | (3) 自立支援の取組 | ② 地域での居場所づくり                | ●民間支援団体との連携   | DV被害者支援等を行う関係機関等の集まりであるDV対策連携支援ネットワークの連絡会議(専門研修を含む)の開催  | ・町村をメンバーに入れるかどうかも含めて、メンバー構成団体の見直しの検討が必要   | ・時間的な制約から、DV対策連携支援ネットワーク会議は中央西ブロックの連絡会議と同開催となった。<br>参加者34団体 47人   | ・前半をDV対策連携支援ネットワーク会議、後半を中央西ブロックの連絡会議と位置付け、同時開催したため、一部のネットワーク会議のメンバーから「途中で追い出された」との声が出る等、次回からは開催方法を考える必要がある。               | ネットワーク会議を単独で実施(11月)  | ・町村をメンバーに入れるかどうかも含めて、メンバー構成団体の見直しの検討が必要 |                         |
|                            |             |                             | ●児童相談所や福祉保健所等による育児支援  | ・要保護児童対策協議会やケース会等で情報共有しながらDV被害者へ支援を行っていく<br>■要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携<br>●児童相談所における育児支援<br>・専門的な知識及び技術を要する相談業務<br>・専門職員による調査、判定に基づく援助方針の策定を支援  | ・要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携  | ○中央児相<br>児童相談所における育児支援<br>・専門的な知識及び技術を要する相談業務<br>・専門職員による調査、判定に基づく援助方針の策定を支援を行っている。<br>○轄多児相<br>・直接、児童相談所に通告や相談のあったケースについて、児童福祉司や児童心理司が専門的な立場から、育児について保護者や児童に支援を行っている。(一時保護や施設入所等も含む) | ○中央児相<br>・専門的な知識及び技術を要する相談業務や専門職員による調査、判定に基づく援助方針の策定を支援している。<br>○轄多児相<br>・専門職員による調査、判定、援助方針の策定が為されており、必要に応じて関係機関とも連携している。 | ・要保護児童対策協議会やケース会等で情報共有しながらDV被害者へ支援を行っていく<br>■要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携<br>●児童相談所における育児支援<br>・専門的な知識及び技術を要する相談業務<br>・専門職員による調査、判定に基づく援助方針の策定を支援 | ・要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携                  | 女性相談支援センター<br><br>児童相談所 |
|                            |             | ●要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携 | ・民生委員・児童委員ブロック別研修会等におけるDV対策等の周知<br>■要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携<br>●地域支援会議の普及<br>・民生・児童委員等の地域資源の積極的な活用を図る。 | ・民生委員・児童委員の高齢化や業務量の増加による後継者不足への対応   | 民生委員・児童委員に配布する活動ハンドブックに、分野別の相談窓口を紹介した。また、研修でも相談事例の一つとして取り上げた。                                       | 25年度は民生委員・児童委員改選の年であり、特に新任の民生委員・児童委員に対して周知していく必要がある。  | ・民生委員・児童委員ブロック別研修会等におけるDV対策等の周知<br>■要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携<br>●地域支援会議の普及<br>・民生・児童委員等の地域資源の積極的な活用を図る。                 | ・民生委員・児童委員の高齢化や業務量の増加による後継者不足への対応  | 地域福祉政策課<br><br>児童家庭課                    |                         |
|                            |             | ●要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携 | ・民生委員・児童委員の高齢化や業務量の増加による後継者不足への対応   | ○中央児相<br>地域支援会議の実施(香南市夜須地区)<br>・小さな単位(中学校区程度)で民生・児童委員他直接児童が接する機関が集まって、気になる児童等の情報共有を行っている。<br>○轄多児相<br>・市町村児童家庭問題相談部署実務責任者会において、民生委員・児童委員による地域での見守り活動の推進を要請した。<br>・轄多管内の要保護児童対策協議会の代表者会・実務者会・個別ケース検討会に積極的に参加している。<br>・民生児童委員への研修を所長が行った。 | ○中央児相<br>・気になる子ども等について、民生・児童委員を含めた関係機関が関わることができている。<br>○轄多児相<br>・左記の会の中で、要保護児童や要支援児童への対応について協議している。 | ■要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携<br>●地域支援会議の普及<br>・民生・児童委員等の地域資源の積極的な活用を図る。  | ・要保護児童対策地域協議会での構成機関の連携  | 児童家庭課  |   |                         |
|                            |             | ●要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携 | ・県教育委員会が、各市町村の要保護児童対策地域協議会へ参加し、要保護児童の実態を把握する。困難なケースについては、スクールソーシャルワーカーやスーパーバイザーの派遣を行う。また、関係機関への情報提供を行う。   | ・DV等に関する情報を含め、情報を把握し、迅速に関係機関につなぐことが重要である。   | ・各市町村の要保護児童対策地域協議会に参加し、児童虐待等に関する情報を収集し、事案に応じて各関係機関への対応依頼を行った。<br>・関係機関が効果的な支援を行うことにより、問題の重篤化を防ぐ。    | ・市町村によっては管理票の提供がなく、十分な情報を得ることができない場合があるため、管理票の提供を求めている。   | ・県教委としての要保護児童対策地域協議会への参加体制の見直しを行い、より正確な情報収集を検討する。また、情報を把握し、事案に応じて迅速に関係機関との連携を図る。  | ・参加体制については、十分な協議を行い、正確な情報収集ができる分担任を考えると必要である。  | 人権教育課                                   |                         |



| 基本の柱           | 重点目標        | 取組項目             | 取組の内容                                | 計画(P)  |   | 実行(D)  | 評価(C)   | 改善(A)   | 次年度の取組  | 担当課室又は関係機関 |
|----------------|-------------|------------------|--------------------------------------|--|---|--|---|---|---|------------|
|                |             |                  |                                      | H25年度実施計画(インプット)   | 実施上の課題等   | アウトプット(結果)<br>インプット(投入)により具体的に現れた形<br>アウトカム(成果)<br>アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化  | 実施後の分析、検証   | H26年度実施計画(インプット)  | 実施上の課題等   |            |
| 5地域における取り組みの推進 | (3) 自立支援の取組 | ③ 子どもの健やかな成長の見守り | ●養護教諭・スクールカウンセラー等による学校でのケア【再掲】       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラー等・心の教育アドバイザー等の配置<br/>小学校 102校<br/>中学校 92校<br/>高等学校 36校<br/>特別支援学校 13校<br/>配置人数 53名</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・H25年度、スクールカウンセラーに積極的に取り組んでもらいたい内容として、3点あげている。<br/>①児童生徒向けの「困難やストレスの対処等」の授業<br/>②教職員向けの「カウンセリング能力向上」の研修<br/>③保護者向けの講演<br/>このような場を通してDV対応を行う。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・SC等が子ども、保護者、教職員からの悩み等の相談を受け、適切に助言・支援することができた。</li> <li>・SC等が学校で行う「教職員向けのカウンセリング能力向上のための研修」や「児童生徒の困難・ストレスへの対処方法に資する教育プログラム」の実践例を紹介したり、実際にグループで授業案を作成したことで、研修や授業のイメージがつかめた。</li> <li>・SC等の相談活動により、子どもや保護者が悩みの解決を図り、充実した学校生活を送ることができる。</li> <li>・SC等が学校で校内研修や教職員への相談活動を行うことにより、教職員の子どもへの支援が効果的に行われ、問題行動等の未然防止や適切な対応により問題が深刻化することを防ぐ。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「発達障害」、「関係機関との連携」等、学校現場でニーズが高いテーマや「セクシャルマイノリティ」等のこれまでやったことのない新しいもので、SC等のニーズがあるテーマを入れて、SC等研修講座計画を立てた。</li> <li>・第1回SC等研修講座のアンケートでは、「新しい発見や気づきがあったか」の問いに、「大変参考になった」78.4%、「参考になった」21.6%という結果であった。感想も、「研修会はずいぶんやってみて」「相手を引き込む手法が参考になった、やってみてほしい」等、実践に対する意欲を感じられる感想が多く寄せられた。</li> <li>・校内の担当教員のコーディネート力を向上させる必要がある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度は各校種においてSC等の配置をさらに拡充。また、週5日配置等配置拡大。</li> <li>・スクールカウンセラー等・心の教育アドバイザー等の配置<br/>小学校 113校<br/>中学校 107校<br/>高等学校 37校<br/>特別支援学校 13校<br/>配置人数 59名</li> <li>・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という)合同研修会を開催</li> <li>・SC等連絡協議会を開催</li> <li>・SC等研修講座を開催</li> <li>・効果的な実践事例を基にした研究協議を行い活動にかかる対応力の向上を図る。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーなど関係者の連携と意識共有を図るための合同の研修の機会がない。</li> <li>・SC等の勤務日数に制約があり、十分な活用計画が必要。</li> </ul> | 人権教育課      |
|                |             |                  | ●健康観察の実施状況等についての現状把握                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校全体で或いは保健室での健康観察の徹底及び養護教諭に対して、学校保健のコーディネーター役としてスクールカウンセラーをはじめ関係者と連携して対応していく意識を、あらゆる機会に高めていく。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用養護教諭研修で「健康観察」の講義と演習を実施</li> <li>・教職員全体での組織的な健康観察と個別の健康観察によりきめ細かく対応すること、専門家との連携についての意識が高まった。</li> <li>・高知県学校保健会組織(高知県養護教員協会)の夏季研修会において産婦人科医による講演を実施</li> <li>・DV防止に向けた一斉教育の必要性や、DVを受けている子どもたちには性教育後の個別対応が必要であるなどDV防止に対する養護教諭の役割への意識が高まった。</li> <li>・学校保健計画の提出</li> <li>・定期的な相談体制が位置付けられているか確認した。</li> <li>・高知県性に関する教育指導者研修会において、高知県人権擁護委員会による情報提供を実施</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな課題として認識された。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・養護教諭研修で「健康観察」の講義・演習を実施</li> <li>・高知県性に関する教育指導者研修会において、高知県人権擁護啓発委員会による情報提供</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域、学校の実情によりSSWの勤務形態が異なるため支援方法を統一しにくい。</li> <li>・学校の調整役となる担当者のコーディネート力が求められる。</li> </ul>   | スポーツ健康教育課   |            |
|                |             |                  | ●スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等による家庭等でのケア【再掲】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールソーシャルワーカーについては、39名のうち初任者が14名いる。また、4市町村が初めてスクールソーシャルワーカーを置く。多様な事例に対する関わり方をしっかり学んでいく必要がある。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・初任者研修(5月)、スクールカウンセラー・心の教育アドバイザー(以下「SC等」という)合同研修会、SSW合同研修会及び第1回連絡協議会(6月)を実施</li> <li>・初任者にSSWの役割を具体的に示し、活動に対する不安を解消できた。</li> <li>・SC等との合同研修では、モデルになる実践発表がされ、連携を促すことができた。</li> <li>・グループ協議を通じて支援活動に役立つ情報交換を行う。特に初任者がベテランSSWから具体的なアドバイスを受けた。</li> <li>・ブロック別協議会(9月)を実施</li> <li>・東、中、西それぞれのブロックごとに、ケース会議の在り方についての講義と、実際の事例をもとにした事例検討を行い、参加者のケース対応力を高めることができた。</li> <li>・SSWを配置することにより、多くの情報が集まり、子どもの問題行動等を早期に発見することができる。</li> <li>・関係機関との連携が活発に行われ、早期に適切な対応をとることができ、子どもの問題行動等の深刻化を防ぐことができる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・SSW連絡協議会アンケートの結果は、会の内容が「参考になった」との回答が92%であった。提供した資料が好評だったことや、協議を通じて今後の課題(学校の受入体制整備)を洗い出すことができたのが成果である。</li> <li>・SSWブロック別協議会アンケート結果は、会の内容が「参考になった」との回答が96.6%であった。SSWがそれぞれ抱えるケースについて意見を交わすことができたことや、市町村等の担当者が他の市町村の取組状況を知ることができたことで、それぞれの対応力・専門性の向上につなげることができた。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度はさらにSSWの配置市町村数の拡大。(25市町村42人)</li> <li>・SSW初任者研修を開催</li> <li>・スクールカウンセラー・SSW合同研修会を開催</li> <li>・SSW連絡協議会を開催(2回)</li> <li>・SSWブロック別協議会を開催</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・DV疑い事例1件(安芸福祉保健所)への対応を市町村とともに実施</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村等関係機関との連携により、地域での支援をサポートする。</li> </ul>   | 人権教育課      |